

平成 26 年度
全国に設置されている
地域統括相談支援センターの訪問調査報告

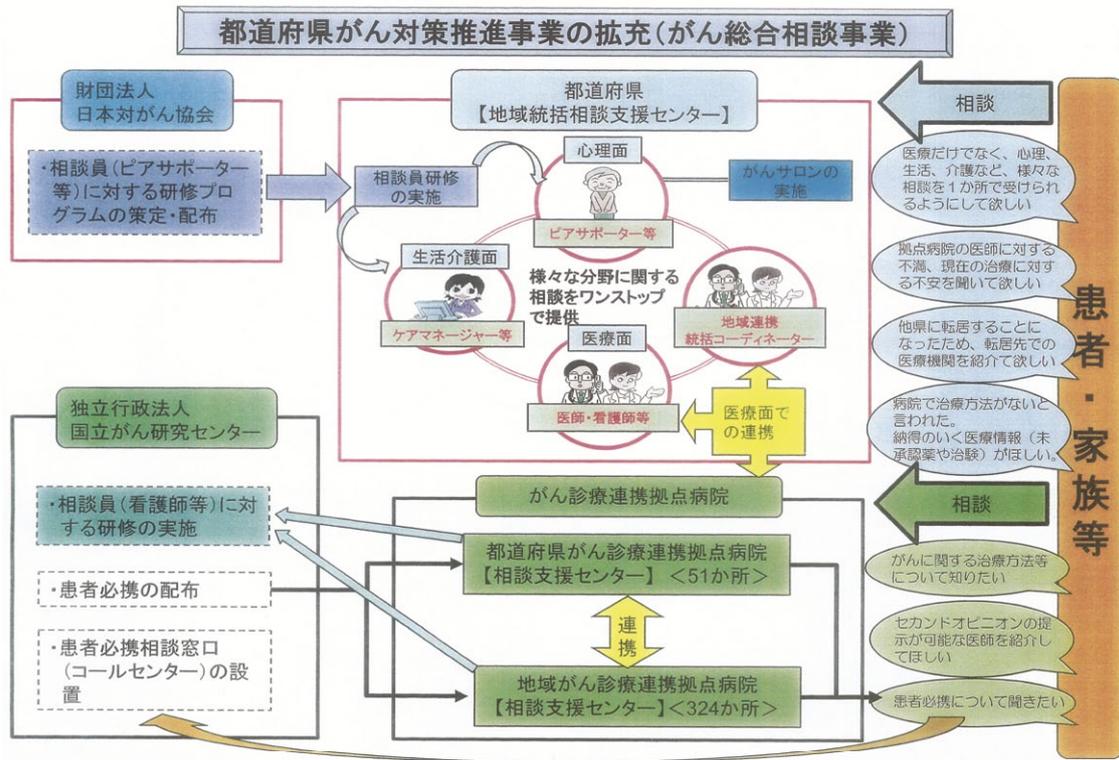
【概要・目的】

地域統括相談支援センターは、都道府県のがん対策の拡充を図るため、平成 23 年度（2011 年度）の国の予算で都道府県がん対策推進事業の拡充（がん総合相談事業）の一環として補助事業として設置が始まった。厚生労働省が示した「都道府県がん対策推進事業の拡充（がん総合相談事業）」の図（ポンチ絵）をみると、都道府県地域統括相談支援センターでは、患者や家族等から寄せられる様々な相談に対して、医療面、心理面、生活介護面の様々な分野に関する相談をワンストップで提供するとともに、対応する相談員研修の実施や、がんサロンの実施、また医療面ではがん診療連携拠点病院と連携をとることが示されている。

地域統括相談支援センターの設置を希望する都道府県においては、国が 1/2、都道府県が 1/2 の補助金負担を行い設置される。平成 25 年度の厚生労働省から出された資料によると、事業開始後平成 25 年度（2013 年度）までの 3 年間で全国に 9 カ所の地域統括相談支援センターが設けられている（厚労省資料より）。しかし事業が始まって 3 年が経過しているが、全国の地域統括相談支援センターがどのような活動を行っているのか、本来の趣旨を満たすような活動がなされているか、がん患者・家族、市民らにどれくらい知られているのか等、実態が明らかになっていないことが指摘されている。

そこで、すでに活動実績のある地域統括相談支援センターの運営状況や活動状況を調査することとした。これにより、地域統括相談支援センターの今後のさらなる充実のあり方や活用策を検討するとともに、まだ設置されていない都道府県に活動状況を示すことで、全国の都道府県のがん対策をさらに推進するための基礎資料にすることを目的とする。

当調査は、日本対がん協会（以下「当協会」という）が厚生労働省の委託を受けた「がんと診断された時からの相談支援事業（以下「当事業」という）」の一環で、地域統括相談支援センターの活動・運営の実態を調査するとともに、様々な提供されている「がん相談」全体の中でその役割を位置付け、各都道府県が活用できる資料等の作成の前提となる。



厚生労働省資料より

平成 25 年度都道府県健康対策単新事業（地域統括相談支援センター設置・運営費）

都道府県	事業名	運営団体	備考
1 宮城県	地域統括相談支援センター事業	(公財) 宮城県対がん協会 (日本対がん協会 宮城県支部)	
2 千葉県	地域統括相談支援センター事業	千葉県がんセンター	
3 富山県	地域統括相談支援センター設置事業	富山県社会福祉協議会	H25 年度新規事業
4 山梨県	山梨県がん患者サポートセンター整備事業	(公財) 山梨県健康管理事業団 (日本対がん協会山梨県支部)	
5 三重県	三重県がん相談支援センター運営事業	(公財) 三重県健康管理事業センター (日本対がん協会三重県支部)	
6 奈良県	がん患者支援及び相談・情報提供事業	奈良県 (吉野保健所)	

7	山口県	がん相談支援体制整備事業	(公財) 山口県健康福祉財団健康づくりセンター	H25年度新規事業
8	高知県	がん患者等支援事業	(社団) 高知がん患者支援推進協議会	
9	沖縄県	がん医療連携体制推進事業	国立大学法人琉球大学医学部附属病院	

【対象】

今回ヒアリングを実施する対象施設は、地域統括相談支援センター（9カ所）の他、関係都道府県、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター、患者団体等である。

【方法】

当事業を推進するために日本対がん協会が設けた検討委員会内にワーキンググループ（WG）を設置し、WGのメンバーが、検討委員会事務局とともに全国9カ所の地域統括相談支援センターや関係都道府県等に出向いて関係者からヒアリングを実施する。

【個人情報・倫理面等への配慮】

調査した内容は、報告書にまとめて検討委員会に報告する。調査はあくまでも任意であり、関係者が答えた内容についての責任は問わない。調査に際しては、受けている相談の内容（相談者の個人情報等を記録している場合）、相談員の名前等、直接個人の特定につながる情報等に配慮し、報告書には直接個人の特定につながる情報は記さないこととする。

【調査費】

厚生労働省委託事業「がんと診断された時からの相談支援事業」費より支出する。

【調査項目】

ヒアリングに際して、基本項目、相談体制、広報・周知方法、地域（県内）での位置づけ、がん相談支援体制の県内での役割の5つの内容について情報を収集することとした。訪問前に事前にヒアリング内容を提示し、あらかじめ情報提供について書面で依頼し、訪問時には内容の補足を依頼した。各項目の内容については、以下のとおりである。

1. 基本項目

- ・名称
- ・住所（施設内にある場合はその施設名も）
- ・設立年月日

- ・ 設立の趣旨と経緯
- ・ 条例等との兼ね合い（設立の基になる制度は）
- ・ 設置要綱
- ・ 予算

2. 相談体制

- ・ 相談員、事務員の人数（専従・兼務）、職種・バックグラウンド等
- ・ 活動・対応の範囲と分野
 - 患者・家族に対して（〇〇の情報・支援等）
 - がん相談体制に対して
- ・ 利用者の紹介について（対応しきれない相談についての紹介先、連携、情報収集方法等）
- ・ 相談内容の保存（保存方法・期間、個人情報等は？）
- ・ 相談受付時間、土日・休日、電話相談、面談相談、予約の有無
- ・ 相談員への研修の有無
- ・ 相談員の待遇

3. 広報・周知方法

- ・ 市民への周知・アナウンスの方法（記者発表、広報紙への掲載、その頻度等）
- ・ 行政相談との関係（役所等での相談）

4. 地域（県内）での位置づけ

- ・ 病院のがん相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況
- ・ 関係諸団体（県外を含む）との関係（医師会、医療安全支援センター、地域包括支援センター等）

5. がん相談体制における県内での役割（どの部分を担当しているのか、目指す方向は）

【結果：各地域統括相談支援センターの聞き取り内容】

調査項目にしたがって、各県で準備いただいた概要資料、訪問時の補足ヒアリング資料の順に記載した。しかしながら、全国 9 カ所に設置されている地域統括相談支援センターの活動内容には、各県で大きな違いがあったため、網羅できていない情報もある。

1. 宮城県

事業名：地域統括相談支援センター事業

運営団体：(公財) 宮城県対がん協会

1) 設立経緯・背景

- 宮城県の地域統括相談支援センター「宮城県がん総合支援センター」は H22 年 4 月に開設された。同 23 年度に国の事業が都道府県のがん対策事業の中に盛り込まれたのでそれを採択して「地域統括相談支援センター」としての事業となった。
- 宮城県では H19 年度に在宅緩和ケア対策推進事業で「在宅緩和ケア支援センター」を設置した(宮城県立がんセンター内)。同年度は疾病感染症対策室の中に「がん対策班」が置かれ、県がん対策推進計画(第 1 期)が策定されるなど、がん対策が大きく進んだ年でもあった。「在宅緩和ケア支援センター」の前身としては、平成 13 年度から宮城県在宅ホスピスケア推進計画案が策定されたのを受け、在宅ホスピスケア推進事業が、県庁、保健所、県立がんセンターの連携のもとに行われていたという背景がある。
- ただがん診療連携拠点病院の中に「がん相談支援センター」が整備されてきたこともあり、「差別化」を図るとともに、病院から独立した形の相談をと意味(病院内の相談窓口を訪ねにくい患者・家族も少なくないという配慮)で H22 年度に宮城県立がんセンターから宮城県対がん協会に場所を移した。
- 対がん協会に移したのは、それまでも対がん協会が独自にがん相談を実施してきた実績があるから(現在も会長(医師)が今回の事業とは別に週 1 回実施)。
- 地域統括相談支援センター事業が始まる前から別の事業で「がん相談」を行ってきたのが、地域統括相談支援センター事業が始まったのでこちらで予算化した、という形。

2) 予算

- 予算は、H26 年度 507 万円。担当者は 2 人(看護師の資格あり)。勤務は週に 3 日ずつで、1 日だけ、2 人が重なる日を設けている。宮城県対がん協会内に運営委員会(がん検診センター所長を委員長に、がん診療連携拠点病院の代表、訪問看護ステーション連絡協議会代表、ケアマネジャー協会代表らによる、年 2 回開催)を設けている。電話、部屋、電灯等、対がん協会側からの「持ち出し」もある。

3) 患者会との連携およびピアサポート支援事業

- 県がん対策班としては、病院外に出たこともあり、県内の患者会とのつながり、ピアサポーターの研修といった役割を担っていつてもらいたい、という意向がある。
- 患者会との連携・支援は、ホッとサロン in 仙台 10 回(H25 年度)、よろこびの会 3 回(同)。講師を派遣するなどの支援を行っている。
- ピアサポートの育成に関しては、講師を招いての研修会を開催したり(H25 年 8 月)、

東北大学病院がんセンターが開くピアサポーター研修会を後援したりしている。

- 県立がんセンターで開催するがん診療連携拠点病院協議会がん患者相談部会に参加したり、患者会情報交換会を開いたりして連携を深めつつある。

4) 相談対応等を含むその他の活動について

- 相談は、電話が主で、面接、FAX、Eメールによる相談も行っている。これまでの実績は、H22年度157件（うち電話129件）、H23年度200件（同129件）、H24年度299件（同254件）、H25年度428件（同397件）。
- 相談者の男女別では8割が女性。相談内容は、療養上の問題がほぼ半数を占めている
- 特徴として、相談回数が「2回以上」の割合が、H22年度は26%だったのが、H25年度には52%と過半数になった点。
- 新規の相談者ではインターネットによって知った人の相談がH22年度の4%からH25年度は15%と増えており、今後の相談者の増加には、ネットでの情報発信が重要なことを裏付けている。
- ほかにパンフレット1万部をつくり、県内の全市町村（35）に配布したほか、河北新報、河北Weekly、県政だより、対がん協会の広報誌で紹介している。
- 「市町村の広報に載せてもらおうと相談が増える」と担当者。ある町からの相談が目立った際に、その理由を相談者に尋ねてみると、返事は「広報に掲載されていたから」だった。単発の広報に加え、継続的な広報活動で、いつも目に触れる状態にしておくことで相談窓口の存在が知られていくことにつながるとうかがえる。
- がん検診を実施している対がん協会にあることで、「がんになる前」から、がんの相談窓口があることの広報に注力していく、という。

5) 本事業に期待すること、要望等について

- とくに宮城県の場合は、東北大学病院がんセンターに、患者会支援、がん相談の広報支援、緩和ケアの啓発をミッションとする先進包括的がん医療推進室が存在する（宮城県の地域医療再生計画による事業として行われている事業で、H27年度末までの予定）。ほかにも地域的な偏りはあるものの、相談窓口も他県よりも充実している面もある。
- 一方で、相談が増える現状については、喜んでばかりもいられない。相談員の負担が増えるものの、相談員を増やすことには予算上の制約もある。
- 対がん協会に移って5年。がん診療連携拠点病院の「がん相談支援センター」との棲み分けをどう図るか、「地域統括相談支援センター」としての役割を考える時期だと、行政側は認識、新たな方向性を模索している。

【 H23 相談支援実績 】

2.相談支援

[月別相談件数]

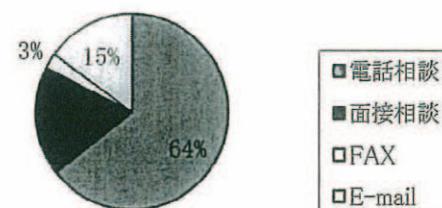
	H23.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24.1月	2月	3月	H23年度	割合 (%)
電話相談	9	16	9	9	10	14	3	18	10	7	14	10	129	64
面接相談	0	4	2	4	6	5	1	4	5	0	3	2	36	18
FAX	0	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	5	3
E-mail	4	5	2	7	2	4	1	1	1	3	0	0	30	15
計	13	25	15	21	19	23	5	24	16	10	17	12	200	100

[年度別相談件数推移]

	H20.3月	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
電話相談	17	45	82	129	129
面接相談	1	19	14	17	36
その他 (FAX)				0	5
(E-mail)	0	0	2	11	30
合計	18	64	98	157	200
相談窓口 開設場所	県立がん センター	県立がん センター	県立がん センター	対がん 協会	対がん 協会

*平成20年3月より開設

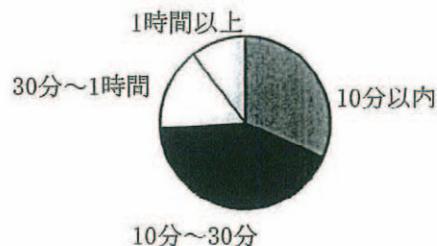
[対応方法]



[相談時間]

	件数	割合 (%)
10分以内	63	32
10分～30分	85	43
30分～1時間	31	15
1時間以上	21	10
計	200	100

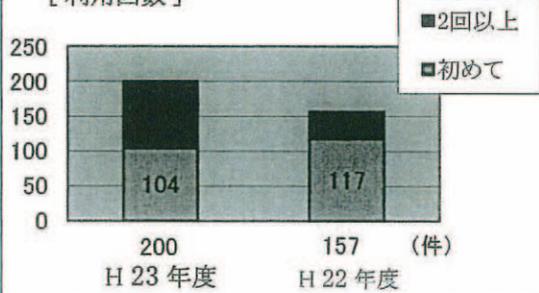
[相談時間]



[利用回数]

	H23年度		H22年度	
総数	200	割合 (%)	157	割合 (%)
初めて	104	52	117	75
2回以上	96	48	40	26

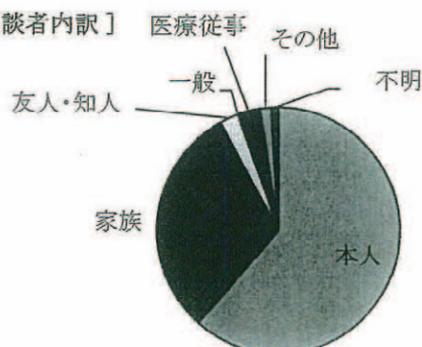
[利用回数]



[相談者内訳]

	件数	割合 (%)
本人	123	61
家族	61	30
友人・知人	5	3
一般	0	0
医療従事者	6	4
その他	3	2
不明	2	1
計	200	100

[相談者内訳]



■ 事業名：平成25年度 地域統括相談支援センター事業

■ 名称：宮城県がん総合支援センター

■ 事業項目と活動報告

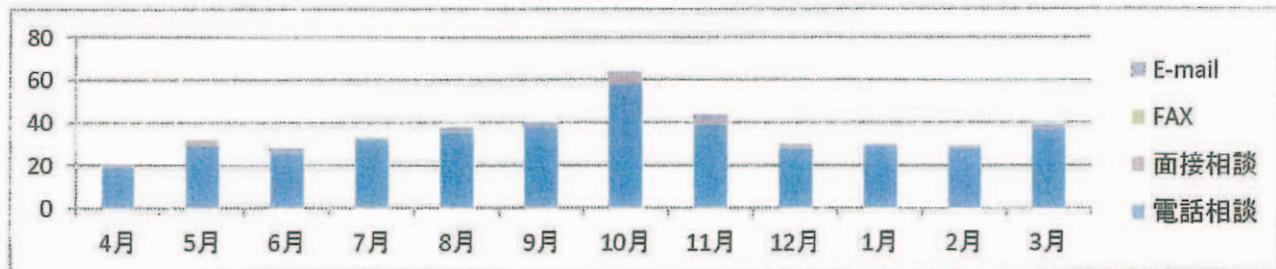
事業項目	活動内容
<p>1. 情報収集・提供</p> <p>①ホームページ運営</p> <p>②パンフレット、ポスター等の作成・配布</p> <p>③新聞広告・広報誌掲載</p> <p>④研修会への参加</p>	<p>・ホームページの運営・更新</p> <p>・パンフレット作成 (1万部)</p> <p>・パンフレット配布 (7000部) 宮城県内全市町村 (35ヶ所) 各種研修会、集会、検診時 地域関係機関 (三本松市民センター)</p> <p>・ポスター掲示 検診時等</p> <p>・河北新報、河北Weekly、県政だより、対がん協会広報誌「ともしび」 宮城県内全市町村 (35ヶ所) 広報誌掲載等の依頼 (資料 5 参照) 広報誌掲載市町村 (名取、石巻、多賀城、利府、南三陸、大衡、涌谷、加美、色麻、角田、丸森等)</p> <p>・日本緩和医療学会学術大会 6/21～22 (横浜)</p> <p>・登米地域在宅緩和ケア普及・啓発市民講座 10/24 (登米)</p> <p>・地域における情報発信とがん患者支援 11/13 (東京)</p> <p>・地域みんなでつくる緩和ケア提供体制に関する研修会 1/31 (仙台)</p> <p>・緩和ケア研修会 2/15～16 (仙台)</p> <p>・告知から始まる からだとこころのケア 2/20 (名取)</p>
<p>2. 相談支援</p> <p>①患者・家族向け総合相談</p> <p>②医療従事者向け総合相談</p>	<p>(資料 2 参照)</p> <p>・相談方法 電話相談、面接相談、E-mail、FAX</p> <p>・相談対応 月曜日～金曜日 (祝日・休日は除く) 午前9時～午後4時 面接相談は原則予約制 がん相談の経験やスキルのある看護師が対応 出張相談 (市町村等)</p>
<p>3. 患者会支援及び ピアサポーターの育成</p> <p>①がんサロンや患者会への 支援</p>	<p>・県内の患者会との連携、支援 ホッとサロンin仙台：10回 よろこびの会：3回</p> <p>・講師派遣 ホッとサロンin仙台 2回 (11/15、12/20) よろこびの会 3回 (7/3山元支部、12/5栗原市連絡協議会、2/19泉支部)</p>

事業項目	活動内容		
②ピアサポーター等育成	<ul style="list-style-type: none"> ・福島医科大学視察 5/20 ・ピアサポーター育成のための研修会開催 (資料3参照) 講師:田沢 あづさ 先生 日時:8/3 テーマ:「より良いコミュニケーションのために」 対象:これからピアサポーターを始める人 参加人数:31名 ・ピアサポーター研修会後援(主催:東北大学病院がんセンター) 日時・場所:登米保健所 11/15(午後)、11/29(午後) 参加人数:17名(参加修了者15名) 		
4. 研修会・講演会の開催 ①療養支援サポート研修会の開催 ②講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・療養支援サポート研修会 (資料4参照) 講師:水科 江利子 先生 日時:12/7 テーマ:「心と身体のメンテナンス」 講演と実技 対象:地域連携支援に携わる職種全般(病院、在宅を含め) 参加人数:93名 ・市町村、事業所等 1/16丸森町(保健推進員対象) ・対がん協会主催公開講座 11/27丸森町、1/28涌谷町 		
5. 地域連携支援 ①がん患者支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・(県)がん相談実務者会議への参加 4/24 仙台医療センター 7/19 東北薬科大学病院 10/29 宮城県立がんセンター 2/5 東北労災病院 ・市町村への訪問 (35ヶ所) ・患者会情報交換会(東北大学病院との共催) 6/28 県庁:各患者会より代表者数名参加 3/7 勾当台TPKビル: // 		
6. 運営委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 2回 (5/31、3/17) ・構成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> 地域がん患者の診察を行なっている医師 地域がん患者を支援している看護師 がん診療連携拠点病院代表 ケアマネージャー協会会長 訪問看護ステーション連絡協議会会長 宮城県対がん協会がん検診センター所長 事務局 相談員 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding-left: 10px;"> 川島孝一郎 中山康子 小笠原鉄郎 三上雅嗣 伊澤ひとみ 渋谷大助 6名 2名 </td> </tr> </table> 	地域がん患者の診察を行なっている医師 地域がん患者を支援している看護師 がん診療連携拠点病院代表 ケアマネージャー協会会長 訪問看護ステーション連絡協議会会長 宮城県対がん協会がん検診センター所長 事務局 相談員	川島孝一郎 中山康子 小笠原鉄郎 三上雅嗣 伊澤ひとみ 渋谷大助 6名 2名
地域がん患者の診察を行なっている医師 地域がん患者を支援している看護師 がん診療連携拠点病院代表 ケアマネージャー協会会長 訪問看護ステーション連絡協議会会長 宮城県対がん協会がん検診センター所長 事務局 相談員	川島孝一郎 中山康子 小笠原鉄郎 三上雅嗣 伊澤ひとみ 渋谷大助 6名 2名		

【H25 相談支援実績】

〈月別相談件数〉

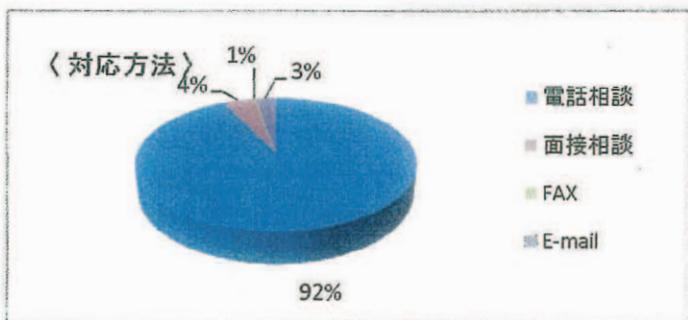
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H25年度	割合(%)
電話相談	19	29	25	32	35	38	58	39	28	29	28	37	397	92
面接相談	2	3	0	0	1	0	5	2	2	1	1	1	18	4
FAX	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
E-mail	0	0	3	0	2	2	1	3	0	0	0	1	12	3
計	21	32	28	33	38	40	64	44	30	30	29	39	428	100



* 6/17, 11/12, 2/27 : 河北新報、Weekly掲載
7月以降 市町村広報誌への掲載あり

〈年度別相談件数〉

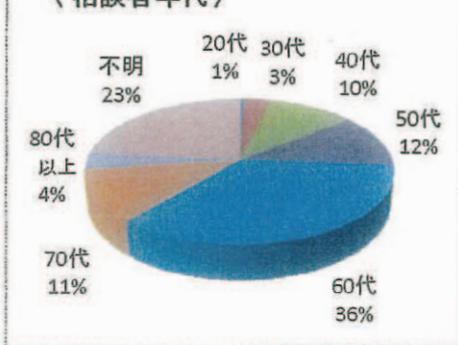
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
電話相談	129	129	254	397
面接相談	17	36	43	18
FAX	0	5	0	1
E-mail	11	30	2	12
合計	157	200	299	428



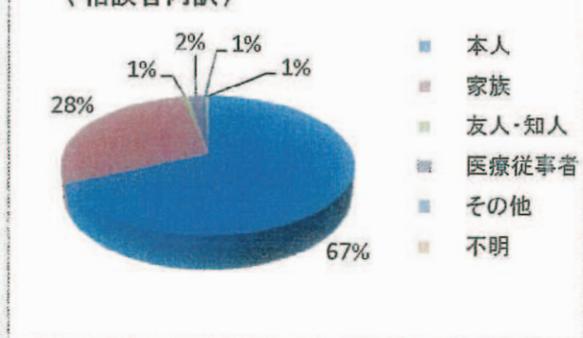
〈相談者性別〉



〈相談者年代〉



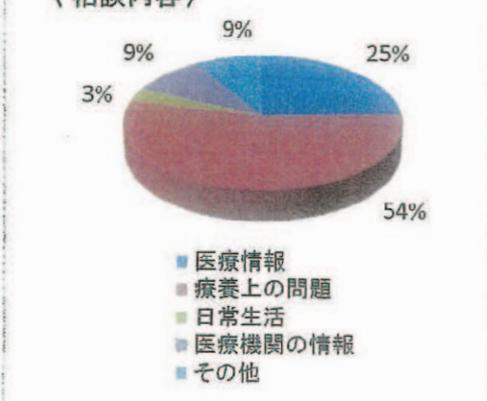
〈相談者内訳〉



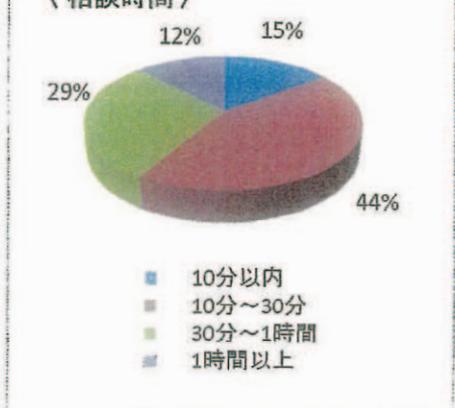
〈患者受診状況〉



〈相談内容〉

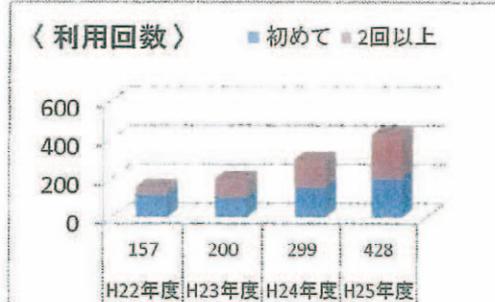


〈相談時間〉



〈年度別利用回数〉

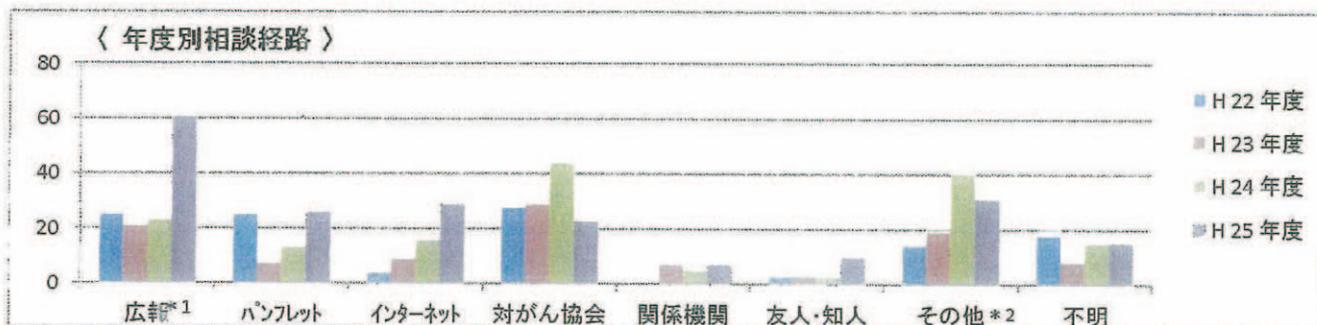
	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
総数	157	割合(%)	200	割合(%)	299	割合(%)	428	割合(%)
初めて	117	74	104	52	157	53	202	48
2回以上	40	26	96	48	142	47	226	52



*新規相談者における

〈年度別相談経路〉

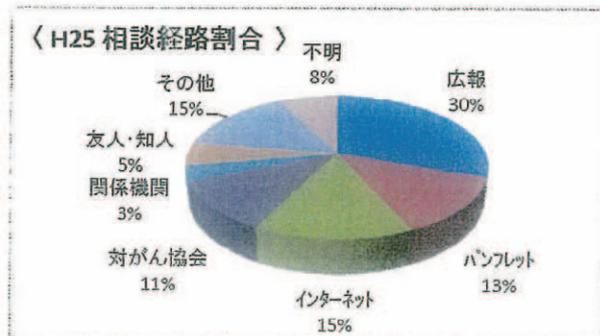
	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
総数	117	割合(%)	103	割合(%)	159	割合(%)	202	割合(%)
広報	25	21	21	20	23	15	61	30
パンフレット	25	21	7	7	13	8	26	13
インターネット	4	4	9	9	16	10	29	15
対がん協会	28	24	29	28	44	28	23	11
関係機関	0	0	7	7	5	3	7	3
友人・知人	3	3	3	3	3	2	10	5
その他	14	12	19	18	40	25	31	15
不明	18	15	8	8	15	9	15	8



*1 (H22~24) 河北新報、県政だより他
(H25) 上記に加え、市町村広報誌

*2 (H24) 被災者支援ガイドブック、市役所、退院時サポートキット
相談窓口一覧カード他

〈H25 相談経路割合〉



〈相談内容(抜粋)〉

<p>医療情報 治療・診断・副作用</p>	<p>陽子線治療はどこでできるのか。サイバーナイフを実施している施設を知りたい。抗がん剤投与時の頭部冷却療法について教えてほしい。再発における治療方法を教えてほしい。抗がん剤の副作用で困っている。リンパ浮腫マッサージを行ってくれるところはないか。PETとはどんなものか。検査による被ばくが心配。麻薬治療は安全なのか。食道がん末期の患者に胃-小腸バイパス術をすべきか、またその費用は。胸膜ブランクと言われたが、大丈夫か。イレッサを減らしてもよいのか悩んでいる。</p>
<p>療養上の問題 精神面 在宅医療、訪問看護 食事・栄養 患者・家族、 医療者との関係</p>	<p>治療方針を決める際の迷い。毎年検診を受けていたのに、ステージⅣで発見されたことが悔しい。手術を目前に控えて不安。手術を待つ間にがんが進行してしまうのではないかと。予定していた抗がん剤治療ができなくて不安。治療医が自分の辛さを理解してくれない。母親の病状変化を直視するのが怖い。治療をしても改善しないことへの苛立ち、不安。頑張れと言われることが辛い。生きる意味が分からない。死に直面している患者を支える家族としての辛さ。何か力になってあげたいが何をすればよいかわからない。家族間で治療方針が違えばどうしたらよいのか。病院、主治医との折り合いが悪く、病院を変えたい。先生に聞くべき質問項目を教えてほしい。医師からの説明についての信憑性を知りたい。仙台で行っている代替療法、自然療法の情報がほしい。自宅療養するためにはどうしたらよいのか。食べられないことが不安。尿鮮血が土と言われ、不安。30代の患者に介護ベッドを利用する方法は無いのか。</p>
<p>日常生活 経済面 社会生活</p>	<p>がん患者に対する就職斡旋を行っているところは。遺産相続について。年金暮らしのため治療費が心配。</p>
<p>医療機関の情報 病院の情報 緩和ケア セカンドオピニオン</p>	<p>緩和ケア病棟について教えてほしい。セカンドオピニオンをどこで受けたいのか。肺がん検診を単独で受けられる施設は。バーチャル大腸内視鏡検診を県内で受けられるか。カプセル内視鏡で大腸がん検診を受けられる県内の施設は。受診病院と転院予定病院の情報がほしい。</p>
<p>その他 患者会 各機関へ情報提供</p>	<p>旅立ちの心の準備。グリーフケア。かつらを提供してくれるところは。患者会の情報を教えてほしい。</p>

2. 千葉県

事業名：地域統括相談支援センター事業

運営団体：千葉県がんセンター

1) 設立経緯・背景

- 千葉県地域統括相談支援センターは、H23年11月1日に開設された。当時、千葉県がんセンターから「相談事業」の拡充を目的として当事業の構想および提案があり発足に至った。
- 千葉県がん対策推進条例（H25年3月1日施行）の第7条、第17条に関連する項目が記載されている。
- 二期目の千葉県がん対策推進計画の中に、地域統括相談支援センターについての記載がある。（P65（1）相談支援・情報提供の「相談支援の充実」の一つとして、千葉県地域統括相談支援センターの充実の項目が設けられている（「千葉県地域統括相談支援センターは、がん診療連携拠点病院をはじめとする県内病院のがん相談支援センターのバックアップに努めます。県及び千葉県地域統括相談支援センターは、患者・家族にとって必要かつ有効な情報をホームページ等でわかりやすく発信します。」）なお、一期目計画策定時は地域統括相談支援センターが未設置だったため、一期目計画には記載されていない。
- これまでは千葉県がんセンターの中のがん相談支援センターとの棲み分けが充分にできていなかったところもあるが、今後は、院外のサポートをメインとしたいと考えている。またピアサポートを全面に出していくことで、医療者ができない支援を中心に据えることになると考えている。

2) 予算

- 予算は、H23年度1745千円(年度途中事業開始)から、H24,25年度6,000千円台、H26年度4,800千円台となっている。H24,25年度では、Webの構築があったために予算額が多くなっている。

3) 患者会との連携およびピアサポート支援事業

- 患者会との連携について、地域統括相談支援センターで、患者会を取りまとめることはしていない。県の養成研修を修了したピアサポーターが、患者会のサロンで独自に活動しているということは考えられる。
- サポートブックに掲載されている患者会は、千葉県がん患者団体連絡協議会に参加している患者会であり、県やがんセンターが選ぶということはない。
- ピアサポート支援事業は、地域統括相談支援センターができる前から実施していたが、地域統括相談支援センターができるのを機に統合した。

- ピアサポーターズサロンちばでは、カウンセリングを行うのではなく、小グループで傾聴を行うということを基本方針として実施している。
- ピアサポーターズサロンちばは、千葉県下全 14 箇所のがん診療連携拠点病院のうち、H26 年度で 7 箇所実施している。相談支援専門部会でがんセンターから活動を紹介し、手上げをしてくれたところへ地域統括相談支援センターのスタッフが出向き、運営する形をとっている。
- ピアサポーター派遣のコーディネートも、地域統括相談支援センターで行っている。
- ピアサポーターは、H20,24 年度で 54 名養成している。基礎研修 5 日間受講後、「ピアサポーターズサロンちば」に 6 回実習生として参加する。フォローアップ研修も毎年度実施している。
- ピアサポーターは、有償ボランティアとして活動。交通費を含め 1 回 4920 円。各ピアサポーターは年に平均 2~3 回ピアサポーターズサロンちばに参加していて、最多で年 6 回参加する人もいる。限られた事業費の中で運営しているため、人数の制限が生じるのはやむを得ないところである。
- サロンの前後には、振り返りの時間をとり、共有した方が良いことを情報共有している。サロン終了後は記録を書き、ピアサポーターの活動記録として県に提出している。活動記録を相談支援センター内のスタッフで供覧しており、活動内容の共有と対応内容の確認になっていると考えている。

4) 相談対応等を含むその他の活動について

- 相談件数は、H24 年度 550 件、H25 年度 655 件（電話相談のみ）
- 実践とマネジメントの割合は、2 : 8。実際には実践部分は、2 割では収まらないが、収まらない部分については、同じ部屋にいるがんセンターのスタッフが対応しているという感じである。
- 地域の出張相談も平成 26 年度から開始している。啓発イベントの際のがん相談コーナーを訪れる相談者が多いことから、出張相談のニーズがあると判断し開始した。

5) 本事業に期待すること、要望等について

- 予算を使いやすいようにしてほしい。
- （質問・疑問として）地域統括相談支援センターの役割に「ワンストップの相談」がある。この「ワンストップ」はどの程度意識すればよいのか。

「千葉県地域統括相談支援センター事業」の視察 次第

I 来訪者 別紙のとおり

II 対応者

千葉県がんセンター:心と体総合支援センター長 浜野公明

副主幹 大西眞澄

事務員 下坊文子

主事 栗原佐枝

健康づくり支援課:副課長 井本義則

がん対策班長 斎藤美幸

主事 山口徹

主事 松下勇紀

III 日 時 平成 26 年 11 月 17 日(月) 13:00～14:00(予定)

IV 場 所 千葉県がんセンター 1 階 TV 会議室 (守衛室前で待ち合わせ)

V 進 行

13:00 千葉県がんセンター病院長挨拶

自己紹介

13:10 千葉県地域統括相談支援センター事業の説明

1「基本項目」、4「地域(県内)での位置づけ」について説明(健康づくり支援課 主事 松下)

2「相談体制」、3「広報・周知方法」、5「がん相談体制における県内での役割(どの部分を担当しているのか、目指す方向は)」、6「その他(相談以外の業務)」について説明

(千葉県がんセンター 心と体総合支援センター長 浜野)

<質疑応答>

14:00 視察終了

<配付資料>

- ・千葉県地域統括相談支援センター事業について(調査項目に対する回答)
- ・来訪者名簿
- ・千葉県地域統括相談支援センター 実施要領
- ・千葉県がんピア・サポート事業 実施要領
- ・千葉県がん対策推進計画(冊子)
- ・情報提供について
- ・千葉県がんピア・サポーター養成研修実績
- ・がんピア・サポーターズ・サロンちばの開催実績
- ・ホームページ「千葉県がん情報 ちばがんナビ」のチラシ
- ・地域の療養情報「千葉県がんサポートブック」(冊子)
- ・千葉県がん対策推進条例

千葉県地域統括相談支援センター事業について(調査項目に対する回答)

1 基本項目

- 1) 名称：千葉県地域統括相談支援センター
- 2) 住所：千葉県千葉市中央区仁戸名町 666-2
千葉県がんセンター
- 3) 設立年月日：平成 23 年 11 月 1 日
- 4) 設立趣旨と経緯

千葉県がんセンターから相談事業の拡充を目的として、当事業の提案があった。これに加え、県が平成 20 年度から取り組んでいるピア・サポーター事業をより推進することを目的に、総合的な相談体制を整備する事業として開始した。

- 5) 条例等との兼ね合い(設立の基になる制度)

設立当初、条例は制定されておらず、第 1 次千葉県がん対策推進計画(平成 20 年策定)にも本事業に係る記載はなかった。

平成 25 年 3 月に施行された「千葉県がん対策推進条例」の中で、県が「がんに関する情報の収集及び提供」や「がん患者等への支援」に必要な施策を講ずることを明記している。

また、平成 25 年 3 月に策定された「千葉県がん対策推進計画」の中で、施策の方向として「地域統括相談支援センターの充実」を掲げている。

- 6) 設置要綱

千葉県地域統括相談支援センター事業 実施要領

- 7) 予算

H23 年度 1,745 千円(年度途中から事業開始)
H24 年度 6,473 千円
H25 年度 6,470 千円
H26 年度 4,832 千円

主な経費は、人件費、ピア・サポーター研修費用、ピア・サポーター謝金、がん情報ホームページの運営経費、サポートブックの作成、印刷製本費など

2 相談体制

- 1) 相談員、事務員の人数(専従・兼務)、職種・バックグラウンド等

①人数： 2名 相談員と相談員兼事務員で、専従

②職種・バックグラウンド：

- ・看護師 1名(県がんセンターで 20 年間勤務後、県立病院等での管理職経験)
- ・事務員 1名(医療現場の経験はないが、福祉系大学心理学科卒業)

両名とも、国立がん研究センターのがん相談支援センター相談員基礎研修(1)(2)を修了

- 2) 活動・対応の範囲と分野、がん相談体制

○H23~H25 年度は、院外の患者・家族、医療者からの電話相談のみで、医療機関の紹介、予防・検診、緩和施設などの相談対応。

○H26 年度は、院内外の患者・家族、友人・知人、一般の方の対面での相談・電話の相談対応。

○H26 年度から、地域(病院外)での出張相談。

<H26 年度の予定>

11月16日(日) 横芝光町健康まつり

1月12日(月) 千葉県緩和ケアフォーラム

※相談業務については、千葉県がんセンター内のがん相談支援センターと連携している。

○H26 年度からの対応の範囲と分野

- ①病態・標準治療・予防・早期発見等に関する一般的情報提供
- ②診療機能・待ち時間・専門分野・地域の医療機関等の情報提供
- ③セカンドオピニオンについて
- ④がん患者の療養上の相談
- ⑤連携協力体制の情報提供
- ⑥アスベストによる肺がん・中皮腫の情報提供
- ⑦その他 相談支援に関すること

イ) 近況報告、ロ) 遺族ケア、ハ) 患者会、ニ) その他

3) 利用者の紹介について (対応しきれない相談についての紹介先、連携、情報収集など)

・相談内容によって、適宜、拠点病院のがん相談支援センター等を案内している。

4) 相談内容の保存 (保存方法・期間、個人情報?)

・千葉県がんセンター がん相談支援センターの保存の中を含め (同様に)、病歴室に保存し、期間は現時点で無期限。個人情報は (秘) 扱い。

5) 相談受付時間、土日・休日、電話相談、面談相談、予約の有無

・相談時間： 月~金 9:00~16:00 、土日・休日は無し
・電話・面談とも予約不要

6) 相談員への研修の有無

・国立がん研究センター がん相談支援センター相談員基礎研修(1)(2)を修了
・がん相談支援センター相談員指導者から、段階的な指導の受講中

7) 相談員の待遇 (採用形態)

・看護師 退職再任用 週 31 時間
・事務員 嘱託 週 29 時間

3 広報・周知方法

- 1) 市民への周知・アナウンスの方法(記者発表、広報紙への掲載、その頻度)
 - ・ 千葉県がん情報「ちばがんナビ」ホームページ
 - ・ 地域の療養情報「千葉県がんサポートブック」への掲載
- 2) 行政相談との関係(役所等での相談)
 - ・ 特に連携は図っていない。

4 地域(県内)での位置づけ

- 1) 病院の相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況
 - ・ 県内のいくつかの拠点病院の会場でピア・サポーターズサロンちばを開催する際に、各病院のがん相談支援センターに協力を依頼している。
 - ・ 各拠点病院で開催する患者サロン等のイベントについて情報を収集し、地域統括相談支援センターが運営するがん専用サイト「千葉県がん情報 ちばがんナビ」上で発信している。
- 2) 関係諸団体との関係
 - ・ 患者団体等のイベントについて情報を収集し、地域統括相談支援センターが運営するがん専用サイト「千葉県がん情報 ちばがんナビ」上で発信している。
 - ・ 県内の患者団体等が多数参加しているリレー・フォー・ライフの会場で、ピア・サポーターズサロンを開催している。

5. がん相談体制における県内での役割(どの部分を担当しているのか、目指す方向は)

- ・ 地域(病院外)での出張相談(予定)
- ・ ピア・サポーターの活用

6. その他(相談以外の業務)

1) 情報提供:

- ・ HP 千葉県がん情報「ちばがんナビ」(h26年5月開設、更新作業)
- ・ 地域の療養情報「千葉県がんサポートブック」(h25年3月発行、編集・更新作業)

2) ピア・サポーター養成とその活動支援:

- ・ 千葉県がんピア・サポーター研修会開催
 - ①h24年度「千葉県ピア・サポーター養成研修」5日間、27h、32名(2期生)
(日本対がん協会「がんピアサポート研修プログラム初級編」に準じて)
 - ②h24～h26年度「千葉県がんピア・サポーターフォローアップ研修」、1回/年、1日、約5h
- ・ 「がんピア・サポーターズサロンちば」の開催(h24～h26年度)
43回、実施場所8ヶ所、サロン利用者445名、参加ピアサポーター366名
ピア・サポーター養成54名中、h26年度の活動者数は41名

来訪者名簿

平成26年11月17日(月)

NO.			所 属	氏 名	備 考
1	がんと診断された時からの 相談支援事業 検討委員会	委員長	一般社団法人 グループ・ネクサス・ジャパン 理事長	あまの しんすけ 天野 慎介	
2		副委員長	独立行政法人 国立がん研究センター がん対策情報センター長	わかお ふみひこ 若尾 文彦	
3		委員	静岡県立静岡がんセンター研究所 患者家族支援研究部長	いしかわ むつみ 石川 睦弓	
4		委員	福岡県職員 サバイバー	ひぐち あやか 樋口 彩夏	
5		委員	サバイバー	きしだ とおる 岸田 徹	
6	ワーキンググループ	委員長	独立行政法人 国立がん研究センター 情報センター がん情報提供研究部長	たかやま ともこ 高山 智子	
7	事務局		公益財団法人 日本対がん協会 厚労省チーム	なつめ くるみ 夏目 由加里	

千葉県地域統括相談支援センター事業 実施要領

1 事業概要

がん患者・家族に対して、がんに関する必要な情報を提供し、適切な相談支援を実施するため、がんに関する相談について、心理、医療や生活・介護など様々な分野に関する相談に対応できる体制を整備する。

2 実施主体

千葉県

3 事業の実施機関

千葉県がんセンター

4 事業の内容

都道府県がん診療連携拠点病院である千葉県がんセンターにおいて、従来の医療や療養生活に関する相談支援、地域との連携、在宅緩和ケア支援に関する機能を効率的に活かしつつ、支援体制を強化して、心理、医療や生活・介護など多様化する幅広い相談に対応できるようにするとともに、患者サロン、ピア・サポーター等の患者同士の支援やボランティアによる支援機能の充実を図る。また、がん患者・家族に対して県内のがんに関する必要な情報を発信し、情報提供の充実を図る。

なお、ピア・サポーターによる支援機能の充実にあたっては、別紙「千葉県がんピア・サポート事業実施要領」に基づき、事業を実施すること。

5 経費

千葉県は、事業の実施にあたり、業務を実施機関に委託する。

委託料は、上記4の事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料等の経費に充てるものとする。ただし、報酬、給料、職員手当、共済費については本事業に従事した分に限る。

6 その他

この実施要領に明示のない事項については、実施主体と実施機関の両者がその都度協議して定める。

千葉県がんピア・サポート事業 実施要領

1 目的

この事業は、千葉県地域統括相談支援センター事業実施要領及び千葉県がん・ピア・サポート事業実施要領に基づき、がん体験者の視点からがん患者及びその家族等（以下、がん患者等）の支援を行うがんピア・サポーターによる、傾聴や自身の体験を語る等の支援（ピア・サポート）を実施することにより、がん患者等が抱える不安やつらさを和らげることを目的とする。

2 事業主体

千葉県

3 事業の実施機関

千葉県がんセンター（以下「受託者」という。）

4 事業の内容

(1) ピア・サポーターの管理及び派遣

受託者は、がん診療連携拠点病院等からピア・サポートの要請があった場合、ピア・サポーター養成研修を修了した者の中から派遣を行い、ピア・サポートに従事させること。

(2) ピア・サポートの記録の管理及び報告

① ピア・サポーターは、ピア・サポート終了後、速やかに相談記録を作成し、受託者に提出すること。

また、受託者は、当該相談記録の写しを千葉県に提出すること。

② 受託者は、事業実施に際し苦情等を受けた場合は、速やかにその内容を千葉県に報告すること。

(3) ピア・サポートの質の確保

受託者は、ピア・サポートの質を確保するため、定期的にピア・サポーターを対象とした養成後研修等の実施や、情報交換を行うこと。

5 関係機関との連携

本事業の実施にあたっては、事業の有効かつ円滑な実施のため関係機関と連携を図るとともに、本事業の実施について協力を求めるものとする。

6 個人情報の保護

本事業の実施にあたり知り得た個人情報については、その重要性を認識し、利用者の権利利益を侵害することのないよう、千葉県個人情報保護条例（平成5年2月18日条例第1号）に基づき、適正に管理すること。

情報提供について

1 千葉県がん情報「ちばがんナビ」HP

○ H25年度 県のがん情報をとりまとめたHPの素案を作成し、県に提出

- ・ 千葉県がん対策審議会 情報提供部会で検討・作成

○ H26年5月1日 HP開設

- ・ 随時、「お知らせ」「イベント」「研修・セミナー」の更新実施
- ・ 掲載の約束事

がん関連の内容で、県民に公開するもの

主催者は、患者団体等・県内の医療機関・医師会・行政関係

(企業が主催するものについては、県と協議する)

- ・ アクセス数:

5月	6月	7月	8月	9月	10月
3,470	2,809	2,047	1,152	1,519	1,595

2 地域の療養情報「千葉県がんサポートブック」

○ H24年度 県のがん情報をとりまとめ素案を作成し、県に提出

- ・ 千葉県がん診療連携協議会相談支援専門部会と千葉県がん患者団体連絡協議会、県がんセンター心と体総合支援センター運営委員会のご意見・ご助言を得た。

○ 作成部数 13,500部

H24年度	H25年度
9,500	4,000

○ 配布先 487ヶ所

- ・ 患者会など、千葉県がんピアサポーター、院内患者サロン
- ・ 健康福祉センター、市町村健康福祉関連部署
- ・ 診療連携拠点病院、協力病院、一般病院
(相談支援センター、医療福祉相談室)
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 公立図書館、公民館など

○ H26年度 改訂予定

千葉県がんピア・サポーター養成研修実績(H20～H26年度)

年度	研修会名	開催実施日	開催期間	時間	場所	受講生数
H20	千葉県ピア・サポーター基礎研修	H21. 3/15(日), /28(土), /29(日)	3日間	6時間20分	教育会館 会議室	1期生22名
H21	千葉県ピア・サポータースキルアップ研修	H21. 11/29(日), 12/13(日)	2日間	11時間55分	千葉商工会議所 ホール 教育会館 会議室	
H22	千葉県ピア・サポーターフォローアップ研修	H23. 3/6(日), (3/26(土) 地震のため中止)	1日間	11時間55分	教育会館 会議室	
H24	千葉県ピア・サポーター基礎研修	H24. 11/17(土), /18(日) 12/8(土), H25. 2/23(土)、/24(日)	5日間	27時間	千葉県がんセンターTV会議室	2期生32名
H24	千葉県ピア・サポーターフォローアップ研修	H24. 10/27(土)	1日間	5時間	千葉県がんセンターTV会議室	1・2期生33名
H25	千葉県ピア・サポーターフォローアップ研修	H25. 11/23(土)	1日間	4時間50分	千葉県がんセンターTV会議室	1・2期生33名
H26	千葉県ピア・サポーターフォローアップ研修	H26. 11/1(土)	1日間	4時間50分	千葉県がんセンターTV会議室	1・2期生22名

<交流会>

年度	交流名	開催実施日	開催期間	時間	場所	参加数
H25	千葉県ピア・サポーター交流会	H25. 6/1(土)	半日間	3時間30分	ホテル プラザ菜の花 3階 会議室	1・2期生29名

「がんピア・サポーターズサロンちば」の開催実績(H23～H26年度)

年度	実施回数		実施場所		サロン利用者数		ピア・サポーター参加人数		
			施設名	数	施設毎	総数	正規	実習生	総数
H23	2	2	県がんセンター	1ヶ所	26	26	16		16
H24	6	5	県がんセンター	2ヶ所	80	95	45		51
		1	亀田総合病院		15		6		
H25	17	10	県がんセンター	6ヶ所	152	204	65	59	206
		2	亀田総合病院		9		15	9	
		1	成田赤十字病院		12		7	7	
		2	君津中央病院		20		11	12	
		1	千葉医療センター		1		7	6	
		1	リレーフォーライフ		10		5	3	
H26	18	9	県がんセンター	8ヶ所	74	120	27	23	93
		1	千葉医療センター		5		6	5	
		2	順天堂浦安病院		4		3	4	
		1	亀田総合病院		11		6	2	
		2	成田赤十字病院		14		6	2	
		1	君津中央病院						
		1	船橋市立医療センター						
		1	リレーフォーライフ		12		6	3	
合計	43		8ヶ所		445		231	135	366

* 千葉県ピア・サポーター養成者54名中、H26年度の活動者数は41名

* H26年度の実施回数は予定、また利用者数と参加ピア・サポーター数は、10/28までに実施した数
10.6のサロンは、悪天候のため開催中止

* 今後(H26年度中)開催予定:

県がんセンター 4回、君津中央病院 1回、成田赤十字病院 1回、船橋市立医療センター 1回



千葉県がん情報

ちばがんナビ



スマートフォンの方はこちら

URL: <http://wwwp.pref.chiba.lg.jp/pbgnv/>

検索サイトで「ちばがんナビ」で検索 🔍

「千葉県がん情報 ちばがんナビ」は、がんに関する知識、医療機関や納得のいく治療を選択するための情報、悩みを相談できる窓口、医療費・生活費に対する支援制度等をわかりやすく紹介しています。

ぜひ、ご活用ください。

ちばがんナビ は
千葉県内の「がんに関する情報」を
提供するホームページです。



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

 **がん患者の方と
そのご家族へ**

 **一般の方へ**

 **医療従事者の方へ**

お知らせ お知らせ一覧

- 2014年6月10日 全て [ポスター「がんピア・サポーターってなあに」を掲載しました](#)
- 2014年6月10日 赤色・更新 [「ピア・サポーターズサロンちば」開催日程を掲載しました](#)
- 2014年5月1日 全て [「ちばがんナビ」を開設しました](#)

地域の皆様情報

**千葉県
がんサポートブック**



【お問い合わせ先】

千葉県健康づくり支援課がん対策班 Tel:043-223-2402,2686

千葉県地域統括相談支援センター(千葉県がんセンター内) Tel:043-264-5431(内線 2530)

3. 富山県

事業名：地域統括相談支援センター設置事業

運営団体：富山県社会福祉協議会

1) 設立経緯・背景

- 平成 24 年 12 月に議員提案でがん対策推進条例ができた。この中の第 3 節として「がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに生活の質の向上」が謳われ、第 20 条に「相談支援体制の整備」が明示された。
- 平成 25 年 4 月からの富山県のがん対策推進計画では、「がん患者の支援体制の充実」が項目として掲げられ、「患者及びその家族の相談支援の充実」の具体策として、「地域統括相談支援センター」の設置が明文化されている。
- 基本計画の開始とともに、県担当者の増員も行われ、がん成人病係(脳卒中、糖尿病、肝炎などを全部対応) 4 名から、がん対策推進班として、6 人体制に増員された。
- 現在のがん対策担当者 2 名はいずれも平成 25 年度から着任。24 年度の担当者のときに、地域統括相談支援センターの要綱を通し、予算も獲得していた。
- この流れは、富山県としては自然な形であり、また難病相談支援センター(これも同じ県社協に委託)での実績もあったことから、大きな滞りや反対はなく開設に至ったという経緯がある。

2) 予算

- 予算は、平成 25 年度 15,890 千円、平成 26 年度 18,226 千円。そのうち、半分が人件費、残りが事業費及び賃料等となっている。

3) 事業概要と体制

- 県庁と道を挟んで反対側の県社協の建物内に設置。富山駅からも徒歩 10 分程度の街中にある。センターのある場所はとても明るく、快適な部屋。県社協が管理する建物で、ホールや研修会場の貸し出しもしているため、福祉関係者以外の市民にとっても、気軽に出入りしやすい場所といえる。
- センターの運営は社協に委託している。上述とおり、難病相談・支援センターの受託実績があった。
- 平成 25 年 9 月 2 日開設。最初の 1 年間での相談実績のべ 995 件、うち、リピート延件数は 450 件。
- 相談員は 3 名。統括相談員 1 名(専従嘱託、元県がん診療連携拠点病院の看護部長)、開設時からの相談員 1 名(専従嘱託、保健師、元市町村保健センター所長)、平成 26 年度からの相談員 1 名(専従嘱託、保健師、元県保健所保健予防課長)。その他事務員 1 名。

- コンセプトは、「まちなかにあること」「病院以外の公的施設であること」「社協に委託していることを活かした福祉分野との連携」。富山県の地理特性として、県境からも富山市まで1時間で移動できること、各圏域にあるがん診療連携拠点病院で全医療圏をカバーできており、どこに住んでいても30分ほどでがん診療連携拠点病院に行けること、がん診療連携拠点病院の患者さんのカバー率が8割といった条件の中で、病院以外の場所であるということが特徴。
- センターでは、必ず2名は常駐するようにしている。部屋内にスクリーンを仕切っての相談対応できるテーブルと椅子があり、2人目の相談者がきた際には、社会福祉協議会内の2階にある相談室などを利用して、相談に対応している。(料金は無料)。

4) ピアサポート事業

- 平成24年度に定められた要綱にある事業「各種相談」「情報収集・提供」「ピアサポーターの養成等」「がん患者会等支援」「関係者の資質向上」を着実に実施している。
- ピアサポーターの養成については、平成25年度は30名が受講、うち28名が登録、平成26年度は25名が受講中。プログラムは対がん協会のプログラムを用いて、半日または1日のプログラムが6日で1コース。がん患者とのコミュニケーションについては名古屋市にあるNPO法人ミーネット、がんの知識については県内の医療者が講師。1日は県がん診療拠点病院のがん相談支援センターや通院化学療法室等を訪問するプログラムにしている。
- 平成26年5月から、第四土曜日にサロンを設置。3~4名のピアサポーターが運営スタッフとなる。ピアサポーターには、守秘義務などのルールを明示し、誓約書なども整えている。
- 平成26年10月からは、週1回、毎週木曜日に2時間、県がん診療連携拠点病院の県立中央病院で出張ピアサポートを試行的に開始。ピアサポーターと相談員がペアで対応。最初の2回は利用者ゼロであったが、その後は少しずつ利用が出てきているとのこと。
- ピアサポーターには交通費込みで一回3000円を謝金として支払う(難病やうつ等のピアサポーターと同じ)。ピアサポーターには、地域統括相談支援センターが活動希望を確認したうえで調整し、「依頼」している。
- ピアサポート活動である交流サロンは、がん種や性別などと参加可能日などから地域統括相談支援センターの相談員が調整、県がん診療連携拠点病院での出張ピアサポートは、県がん診療連携拠点病院からの要望で、当該病院の患者さんから選んでいる。
- そのほか、学校でのがん教育のための講師派遣として、ピアサポーターに協力を依頼した。統括相談支援センターの相談員が、校種によって派遣するピアサポーターを調整(小学生に小児がんの経験者の話は受け止めきれない、でも高校生であれば受け止める力があり是非聞いてほしい、などレディネスに合わせた調整)をした。

- 患者団体（自助グループ）への支援については、基本的には、すでに活動している団体については、自助グループとして自立してもらうことを前提と考えているが、そこに至るまでの側面支援をするというスタンスで実施している。
- 交流サロンは、毎回、県で養成したピアサポーター4名を含め、10～15名の参加がある。サロンだけでは人がなかなか集まらないのではないかと想定したため、食事の工夫や治療や生活に密接に関わるミニ講義などとのセットでやっていくことがよいのではないかと考えた。交流サロンを始めてみると養成したピアサポーターが周りの患者さんに声をかけてくれる場合があり、サポーターの存在を大事にしていきたいと考えている。他の患者さんと話がしたいという利用を希望する方の参加を増やすために今後どのような形で運営していくかなどが課題となっている。がん診療連携拠点病院の相談員とも意見交換をする予定にしている。

5) 広報・周知

- 県として使える広報媒体により極力広報するようにしている。プレス発表をすると、地方紙はだいたい取り上げてくれる。
- 相談件数については、他県の例から1000件を目標にしていた。初年度で995件というのはかなり目標が達成できた、好評価であると思っている。
- インターネットやメールによる相談は対応していない。メールやFAXによる相談では、相談者の表情や声のトーンなどが具体的に把握できないため、相談の真意や程度がつかみきれない恐れがあり、現状では、面談と電話としている。
- 県外の人であっても誰でも相談できる。
- 子宮頸がんワクチンの相談などは、市町村窓口にお問い合わせが行く場合が多く、ここにはほとんどかかってこない。
- 行政機関、県内の関係先にパンフレットを配布している。地域統括相談支援センターの利用者に聞いた「何を見てきたか」の昨年度の状況は、以下の通り
 - パンフレット、ラジオ、テレビ 274件
 - 以前利用したことあり 191件
 - 友人、家族から 67件
 - 病院から 22件
 - インターネット 8件
 - 医療者から 12件
- 地域統括支援センターでは、県内のテレビ・新聞の取材、県と協定を結んでいる企業の社員向け勉強会、看護協会からの依頼など、頼まれたものは何でも受けるようにして、広報をするように心がけている。県の方でも積極的に何かあれば広報をしてくれているので、そのような情報媒体からセンターの存在を知り、相談に来る人が多い。
- 平成24年度、がん診療協議会相談支援部会を中心に作成した冊子「がん情報とやま」

については、今年度発行数 1,500 冊、うち 600～700 冊は、総合相談支援センターで配布した。各がん診療連携拠点病院には、地域統括相談支援センターで希望冊数を集約して注文。購入してもらっている。(1 冊約 130 円)

6) 県内のネットワークなど

- 県庁が事務局を担うがん対策の会議は 2 つ。県民会議は知事がトップで、県民総ぐるみでがん対策に取り組んでいく気運をつくる場。協議会は県医師会長をトップとし、施策の進捗評価など専門的な意見を取りまとめる場としている。
- がん診療連携拠点病院の診療連絡協議会はさらに別にあり、その中に相談支援部会もある。相談支援部会は年に 2 度開催。相談支援部会には、地域統括相談支援センターも参加している。
- 県内でのがん診療連携拠点病院との関係づくりについて、開設までに準備期間があったこともあり、開設までにセンタースタッフと県庁職員で、県内すべてのがん診療連携拠点病院（10 病院）を訪問した。
- 地域統括相談支援センター事業として、がん診療連携拠点病院の相談員との情報交換会がある。会場は地域統括相談支援センターで、病院の相談事例等の振り返りを行うなどしている。この情報交換会は、「相談員の資質向上」に位置付けられる。
- 県内拠点病院の相談員とのネットワーク、バックアップ病院である県立中央病院とのネットワーク等は、統括相談員をはじめとする 3 人の相談員のこれまでの経歴などによる要素が強く、それにより現状はうまく連携できている。
- がん総合相談支援センターは、県社協総合相談センターに含まれる組織に位置付けられており、そこで行われている年金相談や法律相談など社会福祉に係る相談があった場合にはすぐに相談、つないでもらえる環境にある。
- 開設時から、就労支援を一つの目玉事業にしていたこともあり、開設前に労働局、ハローワークなどを統括相談員と県担当者が一緒に訪問。労働局側の協力も得られ、それぞれの照会窓口の担当課と連絡先まで示したフロー図が準備されている。
- 難病相談・支援センターが、ハローワークと密接に連携して活動したという経験があったこともあり、労働局との風通しは良い。連携できたからといってすぐに成果が出るかどうかは別ではあるが、連携を取ることでそのもので特に困ったことはない。がん対策推進協議会のメンバーとしても参画している。
- ハローワークとの連携については、「仕事の斡旋ではなく、働き続けること」をコンセプトに、支援を行っている。当初は仕事を紹介してもらえないのではないかという人が尋ねてきたが、今はそのようなことはほとんどない。

7) スタッフの教育・研修について

- 研修は、国立がん研究センターの基礎研修が受けられなかったため、県看護協会が主

催するがんに関する研修（15日間）に、参加している。県内で受講できる研修を効果的に活用し、機能を充実させている。

8) 本事業に期待すること、要望等について

- 地域統括相談支援センター相談員が、基礎研修ⅠⅡⅢを受講できるようにしてほしい。

地域統括相談支援センターについての聞き取り調査

平成 26 年 11 月 10 日
富山県厚生部健康課

【 I 基本項目 】

- 1 名称 富山県がん総合相談支援センター
- 2 住所 富山市安住町 5-21
富山県社会福祉総合会館（愛称 サンシップとやま）
- 3 運営 富山県社会福祉協議会へ委託
開所 日曜日、祝日、年末年始以外の 8:30~17:15
- 4 設置根拠等
 - 1) 富山県がん対策推進条例（資料 1）
 - 2) 富山県がん対策推進計画（資料 2）
 - 3) 富山県がん総合相談支援センター事業実施要綱（資料 3）

5 設置趣旨

医療をはじめ在宅療養や介護、就労など、がんに関する様々な相談対応や情報提供を行う県民に身近な総合相談窓口として「富山県がん総合相談支援センター」を設置し、がん患者やその家族の相談支援体制の充実を図るもの。

コンセプト

- ・ 中心市街地「街なか」で、気軽に利用できる
- ・ 病院以外の公的施設
- ・ 社会福祉系の相談機能との連携
（年金相談、法律相談、介護他）

6 予算

平成 26 年度当初予算 18,226 千円（国庫補助 1 / 2）

【 II 相談体制 】

1 職員体制 相談員 3 名、事務員 1 名

職名 着任	職種（経歴）	勤務 身分	相談員基礎研修			その他研修
			I	II	III	
統括相談員 H25. 4～	看護師 （県がん診療連携拠点病院看護部長）	専従 嘱託	H25 ○	H25 ○	H26 ×	県外視察 学会
相談員 A H26. 4～	保健師 （県保健所保健予防課長）	同上	H26 ×	H26 ×	H26 —	県外視察 県内臨床研修
相談員 B H25. 4～	保健師 （市町村保健センター所長）	同上	H25 ○	H25 ○	H26 ×	県外視察

※H26 年度基礎研修 I～IIIいずれも拠点病院相談員の受講優先のため受講できなかったもの

2 活動・対応の範囲

1) 相談業務：面談・電話で対応— 相談実績（資料 4）

受付時間：月～金 9～16 時 土 13～16 時

相談の標準化 マニュアルの整備・活用

相談記録 個別の相談記録票

保存年限 5 年

保存 鍵付きロッカー

個人情報保護 県個人情報保護条例に基づき委託契約書に明記

連携先 がん診療連携拠点病院

労働局・ハローワーク・県労働相談

県社会福祉協議会内の相談窓口 他

2) 情報提供：

①専門図書 200 冊（貸出）、がん情報サービス小冊子、がん情報とやま

②インターネットによる情報検索（国立がんセンター等）

③がんに関する講演会などの情報提供

3) ピアサポーターの養成

①養成 年間 1 コース開講（6 回 1 コース）

定員 20 名（H25 年度 28 名活動登録 H26 年度 25 名受講中）

内容 国の標準プログラムに準拠

②フォローアップ研修

年間 3 回

5) 患者等の交流支援：交流サロンを活用した患者及び家族の交流支援

①交流サロン ピアサポーターとセンター相談員により運営

第 4 土曜日午前

【 Ⅲ 広報・周知方法 】

1 市民への周知

- 1) 記者発表 知事定例記者会見にて開設を発表
行事など随時、報道発表
- 2) 県広報番組 県が提供する広報番組にて毎年広報
- 3) 広報誌への掲載 県広報誌や関係団体の機関誌にてPR
- 4) ホームページ 県及び県社会福祉協議会のホームページにて紹介

- 2 行政相談 県の相談窓口にご相談があった場合は、積極的に紹介するほか、市町村とも連携

【 Ⅳ 地域での位置付け 】

1 がん診療連携拠点病院がん相談支援センターとの連携

- 1) 拠点病院相談支援センターが集う「相談支援部会」への参加（毎回）
- 2) 拠点病院相談支援センター相談員の意見交換会を開催（3回／年）

2 関係団体との連携

- 1) 県医師会など職能団体
開設にあたり説明
がん対策推進県民会議及び同協議会などで活動報告等

- 2) その他団体 上記同様

【 Ⅴ がん相談体制における県内での役割・目指す方向 】

- 1 がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターと連携し、がん相談を推進・共存
- 2 各病院で対応することが困難な全県的な調整等
 - 1) ピアサポーターの養成と活動支援
 - 2) 各がん診療連携拠点病院の患者会以外のがん患者団体等
(小児がん、女性のがんなど)
 - 3) がん教育におけるがん経験者を講師として派遣調整
 - 4) 労働局等との連携体制などを各病院へ情報提供
- 3 がん相談の普及啓発
 - 1) がん対策に関する協定締結企業での社会研修会
 - 2) 市町村健康づくりボランティア研修会 他

相談のスタンス

- 1) 利用者が、「十分話すことができた」、「十分聴いてもらった」、「考えを整理できた」、「今、必要なことがわかった」、「自分にとって最善の選択ができそうだ」等、混迷をほぐす、不安感を癒す、自己決定を支える支援
- 2) あらゆる段階の相談に対応（検診、寛解、治療終了者も含めて対応）
- 3) 患者・家族と医療者とのコミュニケーションを支援

○富山県がん対策推進条例

平成24年12月12日

富山県条例第92号

富山県がん対策推進条例を公布する。

富山県がん対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策等

第1節 がんの予防及び早期発見の推進（第10条—第14条）

第2節 良質かつ適切ながん医療の提供（第15条—第18条）

第3節 がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上 （第19条—第22条）

第4節 がんになっても安心して暮らせる社会の構築（第23条—第25条）

第3章 施策の推進（第26条—第31条）

附則

安心して暮らせる社会を実現することは、県民すべての願いであるとともに、県の重要な責務であり、本県では、がんの克服を疾病対策の重要課題と位置づけ、がん検診の普及、がん診療体制の整備等を進めてきた。他方、科学技術の急速な進展と医学的知見の積重ねによって、がん医療は飛躍的に進歩し、がんの根治に向けた道筋が開かれてきている。

しかしながら、依然としてがんは県民の生死と最も関わりが深い疾病となっており、がん検診の受診率の向上、がん医療の均てん化、緩和ケアの充実等いまだ解決すべき課題は多く、また、がんに対する正しい理解が県民の間に広く定着しているとは言い難い。

さらには、高齢化の進展等に伴うがん患者数の増加が見込まれる中、適切な医療、介護サービスの確保、がん患者の就労を含めた社会的な問題等の課題も明らかとなり、がん患者を含めた県民及び医療従事者は、こうした多岐にわたる課題が解決されることを強く求めている。がんの罹患を減らし、がんからひとりでも多くの生命

を救うとともに、がんになっても誰もが充実した生活を営むことができるよう、新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、本県のがん対策についての基本的な考え方を明らかにすることにより、県民のがんに対する理解を深め、県、市町村、医療保険者、保健指導に従事する者、がん医療に従事する者及び事業者の連携協力の下、県民が一体となってがん対策を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の生命、心身の健康及び生活にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及び県民の責務並びに医療保険者、保健指導に従事する者、がん医療に従事する者及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画の実効性を確保しつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 がん対策は、がん対策基本法第2条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) がんが県民の生命、心身の健康及び生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、がん患者及びその家族を含めた県民の視点に立って施策を講じること。
- (2) 科学的根拠に基づく新たな知見及び医療技術の向上、がん患者及びその家族の置かれている社会的状況の変化、がん対策基本法第9条第1項に規定するがん対策推進基本計画の変更等がん医療に関する状況の変化に的確に対処すること。
- (3) 県民のがんの予防と早期発見に向けた自発的な取組を促進し、良質かつ適切ながん医療を提供すること等により、がんによる死亡者を減少させることを旨とすること。
- (4) 緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛及びがん患者の

家族の精神的苦痛を早期に診断し、的確な対処を行うことによってこれらの苦痛を和らげ、及び予防する医療をいう。第15条及び第19条において同じ。)を含む良質かつ適切ながん医療及び介護サービスの提供並びに社会の支援により、がん患者が生涯にわたって自分らしく豊かな人生を送ることができるようになることを目指すこと。

- (5) がんに罹患した者が、社会を構成する重要な一員として、治療を受けながら、又は治療を終えて就労等の社会経済活動に参加することを促進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、がん対策に関し、国及び市町村との連携を図りつつ、本県の特성에応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第2条の基本理念にのっとり、県の施策と相まって、その地域の特성에応じたがん対策に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等への感染ががんの罹患に及ぼす影響に関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、症状の発現前にがんを発見して早期に治療を受けることの重要性を深く認識し、自ら積極的にがん検診及びその結果に基づいて必要とされる精密検査を受けるよう努めなければならない。

(医療保険者等の役割)

第6条 医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)及び医師、歯科医師、保健師その他の保健指導に従事する者(以下「保健指導に従事する者」という。)は、がんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がん医療に従事する者の役割)

第7条 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、社会福祉士その他のがん医療に従事する者(以下「がん医療に従事する者」という。)は、がん医療

に関する専門的な知識及び技能の向上に努めるとともに、相互に有機的な連携を図り、がん患者の心身の状況に応じた良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、医療保険者及び保健指導に従事する者と協力し、その雇用する者に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第9条 県、市町村、医療保険者、保健指導に従事する者、がん医療に従事する者及び事業者は、がん対策に関する施策が総合的かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策等

第1節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第10条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等への感染ががんの罹患^りに及ぼす影響に関する知識の普及及び啓発
- (2) ウイルス等への感染に起因するがんの発症を予防するための施策
- (3) 食生活を改善するための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防を推進するために必要な施策

(未成年者による喫煙の防止)

第11条 県は、未成年者による喫煙を防止するため、学校、保護者及び保健指導に従事する者間の連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

2 未成年者の保護者は、たばこの煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、その監督保護に係る未成年者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。次条において同じ。）を防止するよう努めなければならない。

(受動喫煙の防止対策の推進)

第12条 県は、子ども及び妊産婦が利用する施設並びに県民が健康の維持及び増進

を目的に利用する施設における喫煙の禁止を推進する等、受動喫煙を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 事業者は、その事業の用に供する事務所、店舗、車両その他の施設において勤務する者及び当該施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、前項の規定により事業者が講ずる措置を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(がん検診の推進)

第13条 県は、がん検診を推進するため、市町村、医療保険者、事業者等との連携を図りつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 受診機会等に関する情報の共有化等がん検診の受診を促進するための市町村、医療保険者及び事業者の間の連携の推進
- (2) 年齢、性別、地域等ごとのがんの罹患の特性、がん検診の意義、早期発見による予後の改善並びに治療に係る身体的及び経済的負担の軽減等に関する知識の普及及び啓発
- (3) 精密検査が必要とされた者の的確な受診の促進
- (4) がん検診の精度管理及び事業評価の実施等がん検診の質を向上させるための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がん検診を推進するために必要な施策
(事業者によるがん検診の受診機会の確保)

第14条 事業者は、その雇用する者（がん検診の受診が適切な年齢の者に限る。）のがん検診を受診する機会が確保されるよう、医療保険者若しくは市町村が実施するがん検診の受診を容易にするための就業環境の整備を推進し、又はがん検診を実施するよう努めるものとする。

第2節 良質かつ適切ながん医療の提供

(専門性の高い知識及び技能を有する医療従事者の育成)

第15条 県は、がん診療連携拠点病院（専門的ながん医療の提供等を行う病院として国又は県が指定したものをいう。以下同じ。）において、手術療法、放射線療法、化学療法、緩和ケアその他のがん医療に携わる専門性の高い知識及び技能を

有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師その他の医療従事者が確保されるよう、当該医療従事者の育成、専門性の高い知識及び技能の習得に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(がん診療体制の整備等)

第16条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院の診療機能の充実及び診療機能に応じた医療機関の連携体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、リハビリテーション及び口腔機能の管理を含むがん医療が適切に提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 がん診療連携拠点病院は、他のがん診療連携拠点病院及び地域の医療機関と相互に連携を図りながら協力しつつ、がん患者のがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を提供するとともに、がん患者及びその家族等に対する相談支援を推進するものとする。

(居宅等における医療及び介護サービスの提供体制の整備)

第17条 県は、がん患者が居宅又は住み慣れた地域（この条及び第19条第1号において「居宅等」という。）において療養することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等（第3号において「診療所等」という。）の相互の密接な連携により、居宅等において適切ながん医療及び介護サービスが提供される体制の整備

(2) 居宅等において医療を行う医師及び看護師の確保対策の強化

(3) がん患者の退院時等におけるがん診療連携拠点病院その他の病院と診療所等との適切な連携を確保するための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者が居宅等において療養することができるようにするために必要な施策

(小児がん対策)

第18条 県は、小児がん患者に対してそのがんの状態及び治癒後の経過に応じた良質かつ適切ながん医療その他必要な医療が提供され、及び適切な教育環境が確保

されるとともに、小児がん患者及びその家族に対する支援が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第3節 がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持 向上

(緩和ケアの充実)

第19条 県は、がん患者及びその家族が緩和ケアを適切に受けられるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院、がん診療連携拠点病院以外の病院、居宅等における医療を提供する診療所等が連携し、がん患者ががんと診断された時から継続して緩和ケアが提供される体制の整備
- (2) 緩和ケアに関する研修の充実
- (3) がん診療連携拠点病院が提供する専門的な緩和ケアの質を向上させるための施策
- (4) 緩和ケアが専門的に提供される病棟及び病床の整備の促進
- (5) 緩和ケアに関する正しい知識の普及及び啓発
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族が緩和ケアを適切に受けられるようにするために必要な施策

(相談支援体制の整備)

第20条 県は、がん診療連携拠点病院と連携し、がん患者及びその家族を含めた県民からのがんに関する相談に応じ、情報の提供、助言、指導、心のケアその他の必要な支援を行うため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の支援が効果的に行われるよう、医療、心理、生活、介護等の相談に応ずるための多様な人材の確保、相談に応ずる者に対する研修の実施、情報の収集、がん診療連携拠点病院及び関係機関との連携体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対する情報の提供)

第21条 県は、がん患者及びその家族を含めた県民が、その病状及び置かれている状況に応じて必要ながん診療連携拠点病院の診療機能及び診療実績に関する情報、療養生活の質の維持向上に資する情報その他のがんに関する情報を、容易かつ効

率的に得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 がん診療連携拠点病院は、がん患者及びその家族を含めた県民に対し前項のがんに関する情報を提供するとともに、当該がん診療連携拠点病院において診療を受けているがん患者が自らの病状、標準的な治療等について自主的に学ぶことのできる環境を整備するよう努めるものとする。

(がん患者会活動の支援等)

第22条 県及びがん診療連携拠点病院は、がん患者会（がん患者及びその家族等で構成される団体をいう。第25条において同じ。）及びがん患者の支援を主たる目的とする団体が行う病状、治療等に対する理解を深めるための活動、がん患者が互いに支え合うための活動、がんに関する啓発活動等を促進するため、がん患者相互の交流の機会の提供及びその便宜の供与、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、がんにかかり罹患した経験を有する者が、その経験及びがんに関する正しい知識を基にがん患者の相談に応ずることにより、当該がん患者の不安や悩みを軽減することを目的とする活動（次項において「ピアサポート」という。）を推進するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、ピアサポートの推進に当たっては、ピアサポートが医師等の理解の下に、がん患者の意思を十分に尊重して行われるよう配慮しなければならない。

第4節 がんになっても安心して暮らせる社会の構築

(就労の支援)

第23条 県は、がんにかかり罹患した者の就労に資するよう、がんの罹患及び治療の現状、治療後の健康の回復等に関し、事業者、その雇用する者その他県民の理解を深めるための啓発活動を推進するものとする。

- 2 県は、がんにかかり罹患したことによって離職した者に対し、その円滑な再就職を図るため、就労に関する相談、職業能力の開発の機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者等の措置等)

第24条 事業者は、その雇用する者のうち、本人又はその家族ががんにかかり罹患した者について、就労を継続しつつがんの治療を受け、及び療養し、又はその家族を看

護することを容易にするための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 がん患者の診療を行う医師及び産業医は、がん患者に対し、当該がん患者が就労を継続するために必要な助言を行うよう努めるものとする。

(がんの教育の推進)

第25条 県は、保健指導に従事する者、がん患者会等との連携を図りつつ、学校において、児童及び生徒ががんに関する正しい知識を持つとともに、がんに罹患した者に対する正しい認識を培うための教育が行われるよう努めるものとする。

第3章 施策の推進

(がん登録の推進等)

第26条 県は、地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報の収集及びデータベースの整備をいう。次項及び第5項において同じ。）を推進し、これにより得た情報の分析を学識経験を有する者の知見を活用して行い、その結果に基づき、がんによる死亡者の減少に効果的な施策を講ずるものとする。

- 2 がん患者の診療を行う医療機関は、県が行う地域がん登録に協力するよう努めるものとする。

- 3 がん診療連携拠点病院は、院内がん登録（当該がん診療連携拠点病院において診療を行ったがん患者のがんの診断、治療及び予後に関する情報の収集及びデータベースの整備をいう。第5項において同じ。）を実施し、これにより得た情報の分析の結果を踏まえ、必要な措置を講ずること等により、がん医療の質の向上に努めるものとする。

- 4 県は、前項の規定による分析の結果その他がん医療に関する調査の結果を踏まえ、がん医療の質の向上及び均てん化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 5 県及びがん診療連携拠点病院は、地域がん登録及び院内がん登録により得た情報の分析の結果を、県民、市町村、医療機関その他の関係者に対し適切に提供するよう努めるものとする。

(がん対策推進計画の策定の手続等)

第27条 県は、がん対策推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、富山県がん対策推進協議会の意見を聴くとともに、がん患者及びその家族

を含めた県民、がん医療に従事する者、市町村、事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

- 2 がん対策推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

(富山県がん対策推進協議会の設置)

第28条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県がん対策推進協議会（この条及び第31条第2項において「協議会」という。）を置く。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、がん対策の推進に関する重要事項

- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

- 3 協議会は、委員20人以内で組織する。

4 協議会の委員は、がん罹患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者、がん検診に携わる市町村の職員、学識経験を有する者その他有識者のうちから、知事が任命する。

- 5 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(県民による活動の推進)

第29条 県は、県民によるがん対策に関する活動を推進するため、県、市町村、医療、保健等に関する団体及び機関並びにがん対策に主体的に関与する民間団体で構成される富山県がん対策推進県民会議を組織し、これを適切に運営するものとする。

(財政上の措置等)

第30条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の進捗状況の公表)

第31条 県は、がん対策推進計画を策定し、又は変更した年度の翌々年度及び当該計画に定める計画の期間が終了する年度において、当該計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 県は、前項の規定による公表をしようとするときは、協議会の意見を聴き、その意見を併せて公表するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第1章 基本方針

現 状

《がんによる死亡者数》

毎年約3千人ががんで亡くなり
死因の第1位
(H23 3,408人、全死亡者の約3割)
(50・60歳代では死因の4割超)

(部位別内訳)

男性 ①肺 ②胃 ③大腸
女性 ①大腸 ②胃 ③肺

《罹患数》

※医療機関からの届出数で全数でない

男性 ①胃 ②大腸 ③肺
女性 ①乳 ②大腸 ③胃

(経年推移) S62→H20

男性:大腸が増加し肺を超える
女性:乳と大腸が増加し胃を超える

《がん検診受診率》

目標50%に達していない

肺がん36.3%(全国2位)など5大がんとも全国平均を上回るが20～30%台

目指すべき姿

「がんを知り、がんを打ち、
がんとともに生きる」を基本
目標に、県民が一体となってがん
対策に取り組み、がん患者を含め
た県民が安心して、質の高い医療
と支援を受けられることを目指す

全体目標【H20からの10年目標】

I がんによる死亡者の減少

(75歳未満の年齢調整死亡率20%減少)
81.5(H23) → 68.2 ※人口10万対

II がん患者・家族の苦痛軽減
療養生活の質の維持向上

III がん検診受診率50%以上

新IV がんになっても安心して暮
らせる社会の構築

第2章 重点的に取り組むべき課題

1 予防の強化と早期発見の推進

- ①がん予防の強化(たばこ対策、女性のがんへの対策等)
- ②がんの早期発見の推進(働く世代の検診受診率向上等)

2 質の高い医療の確保

- ①集学的治療のさらなる充実と専門的医療従事者の育成(チーム医療の推進など)
- ②がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ③がん登録の推進

3 患者支援体制の充実

(相談支援体制の充実、就労支援、小児がん対策など)

第3章 分野別施策及び個別目標

(1) がんにかからない生活習慣の確立

- ①子どもの頃からの正しい知識の普及
- ②望ましい生活習慣の確立
- ③たばこ対策の充実、強化
★職場や家庭における受動喫煙防止の促進
- 新④ウイルスや細菌など感染の予防
★ワクチン接種の普及など女性のがんへの対策の推進

主な個別目標

※目標年度は健康増進計画に合わせる

【現行(H22)】 【目標値(H33)】

- ★食塩摂取量の減少
男性12.2g、女性10.5g → 男性9g、女性7.5g
- ★成人の喫煙率減少
男性33.4%、女性10.5% → 男性24%、女性6%
- ★未成年者(高3)の喫煙
男性3.8%、女性1.7% → 喫煙をなくす
- ★受動喫煙防止の促進(分煙等未取組事業所)
事業所28% → 受動喫煙のない職場

(2) がんの早期発見体制の強化

- ①検診受診率の向上
★働く世代や退職者の受診率の向上
★がん対策推進協定の締結企業の拡大
★職場や個人で受診するがん検診の分析
- ②効果的検診手法の普及
- ③検診精度の向上

主な個別目標

【現行(H22)】 【目標値】

- ★がん検診受診率
肺36.3%、乳30.5%、子宮27.0% → 50%以上
大腸22.9%、胃18.8%
- ★がん検診精密検査受診率
乳91.7%、肺90.6%、子宮90.1%
胃88.3%、大腸78.4% → 90%以上

(3) 質の高い医療が受けられる体制の充実

- ①富山型がん診療体制の強化
- ②手術療法、放射線療法、化学療法とのさらなる充実とチーム医療の推進
★多職種連携によるチーム医療の推進(口腔ケア等)
★小児がん拠点病院との連携体制の構築
- ③がん医療を担う専門的医療従事者の育成及び資質の向上
★認定看護師の養成(教育課程の設置)
- ④最新の医療技術への対応
- ⑤がんと診断された時からの緩和ケアの推進

主な個別目標

【現行(H24)】 【目標値】

- ★がん医療体制ネットワークの充実強化
・地域連携クリティカルバス運用数 229件(H23) → 500件
- ★拠点病院における多職種チーム医療体制の整備
・がん医療関連チーム数 46チーム(H23) → 100チーム
- ★がん医療を担う専門的医療従事者の育成
・認定看護師数 34名 → 70名
- ★がん診療に携わる全ての医療従事者の基本的な緩和ケアの理解及び知識と技能の習得(緩和ケア研修の受講)
・医師受講者数 562名 → 850名
・コメディカル受講者数 295名 → 600名

(6) 調査・研究の推進

- ①がん登録の推進
・がん登録の推進及び地域特性の検証
- ②臨床研究の推進
・臨床研究及び治験の推進
・「くすりの富山」の製造技術を活かした抗がん剤等の高薬理活性医薬品の開発の促進 等

主な個別目標

【現行(H23)】 【目標値】

- ★地域がん登録の届出数の増加
・拠点病院からの届出数 8,983件 → 増加する

(4) がん患者の支援体制の充実

- ①患者及びその家族の相談支援の充実
★「地域統括相談支援センター」の設置
- ②在宅療養支援体制・地域緩和ケアの充実
・開業医グループ化、訪問看護ステーション充実
・5大がんに加え在宅緩和ケア地域連携クリティカルバスの運用
★訪問看護の普及や多職種連携の推進
- ③がん患者の活動支援
★ピアサポーターの育成及び患者支援への活用
- ④がんの教育・普及啓発

主な個別目標

【現行(H24)】 【目標値】

- ★相談支援体制の充実
・地域統括相談支援センターの設置 → 25年度
・拠点病院の相談支援センターの充実
相談件数 3,513件(H23) → 増加する
- ★在宅療養支援体制の充実
・開業医グループ参加医師数188名 → 増加する
・訪問看護ステーション数(人口10万対)
3.6施設 → 4.5施設
- ★ピア・サポーターの養成
・ピアサポーター数 0名 → 60名
- ★がん患者を正しく理解し、向き合えるようになること

新(5) 働く世代や小児へのがん対策の充実

- ①がん患者の就労を含めた社会的問題への対応
★仕事と治療の両立が図られるような環境づくり
- ②小児がん対策
★小児がん患者が支援を受けられる環境づくり

主な個別目標

- ★がん患者・経験者等の仕事と治療の両立支援
・就労実態やニーズの把握、事業者向け啓発セミナーの開催、ハローワーク等との連携体制の構築
- ★小児がん患者が慣れ親しんだ地域で生活し、教育を受け医療や支援を受けられる環境整備

富山県がん総合相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県がん総合相談支援センター事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、がん患者及びその家族等（以下「患者等」という。）からの、医療、心理、生活・介護、就労などの様々な相談に対応するとともに、がんに関する様々な情報を提供する総合相談窓口として「富山県がん総合相談支援センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第3条 センターの主な事業は、次のとおりとする。

(1) 各種相談

電話・面談等によるがんに関する医療、患者等の心理や生活・介護及び就労など様々な相談の実施

(2) 情報収集・提供

がんに関する医療、患者等の心理や生活・介護及び就労並びに患者会の活動など様々な情報収集・提供の実施

(3) ピア・サポーターの養成等

患者等による相談及び支援を推進するためのピア・サポーターの養成等

(4) がん患者会等支援

がん患者家族等を対象とした講演会・交流会の開催

(5) 関係者の資質向上

がん診療連携拠点病院等においてがんに関する相談に従事する者の資質の向上に関する事

(休所日)

第4条 センターの休所日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 管理責任者（要綱第6条第1項の規定による管理責任者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項の休所日以外の日に臨時に休所し、又は同項の休所日に開所することができる。

(開所時間)

第5条 センターの開所時間は、平日は午前9時から午後4時30分まで、土曜日は午後1時から同4時までとする。

2 管理責任者は、特に必要があると認めるときは、前項の開所時間を臨時に変更することができる。

(管理責任者)

第6条 センターに管理責任者を置くものとし、厚生部健康課長をもって充てる。

2 管理責任者は、センター事業を統括するとともにセンターの設備及び会計に関する帳簿並びに利用者に関する記録を整備しておかなければならない。

3 管理責任者は、この事業に係る経理を他の経理と明確に区分しておかなければならない。

(職員)

第7条 県は、がん及び患者等に関する必要な知識、経験等を有する相談員及び事務員（以下「職員」という。）をセンターに配置するものとする。

2 管理責任者は、相談員の中から1名を統括相談員に指名する。

3 統括相談員は、センターの事業を統括するとともに、職員に対し必要な指示を行うことができる。

4 職員は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務を通じ知り得た個人の情報を漏らしてはならない。

(運営の委託)

第8条 県は、この事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

2 前項の規定により事業の全部を委託した場合においては、第6条第1項中「厚生部健康課長」とあるのは、「事業の運営を受託した団体の職員のうち、あらかじめ県の承認を受けたもの」と読み替えるものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

●がん総合相談支援センター 実績 (H25.9～H26. 8 / 1年間)

1 利用状況

		人数	%	備考	
相談コーナー	相談者数	995	100.0	再利用	450人
	うち 面談	635	63.8	平日	3.5人
	電話	360	36.2	土PM	3.1人
				} 平均 3.4人	
情報コーナー	利用者数	154 (面談者含む)			
	うち 図書貸出	71			

2 相談者の属性

		人数	%			
区分	患者	593	59.6	※区分% 相談者に対する%		
	家族	303	30.5			
	その他(医療、介護他)	99	9.9			
性別	男性	330	33.2	※年代% 相談者に対する%		
	女性	665	66.8			
年代	30歳代未満	47	5.2	※年代% 相談者に対する%		
	40歳代	101	11.3			
	50歳代	213	23.8			
	60歳代	342	38.2			
	70歳代以上	174	19.4			
	不詳	118	13.2			
	がんの種類 (複数部位あり)	乳がん	158		17.6	※がん種別% 患者・家族に対する%
	肺がん	131	14.6			
	胃がん	76	8.5			
	大腸がん	82	9.2			
	血液がん・リンパ腫	103	11.5			
	子宮がん・卵巣がん	118	13.2			
	膵がん	28	3.1			
	肝がん	23	2.6			
	甲状腺がん	19	2.1			
	腎がん・膀胱がん	32	3.6			
	脳腫瘍	15	1.7			
	その他	161	18.0	皮膚、卵巣、口腔他		

3 相談件数 (相談の主目的)

n= 995

主な相談内容		人数	%		
医療	治療や検査に関すること	149	15.0	} 33.0 %	
	症状・副作用・後遺症とその対処	101	10.2		
	ホスピス・緩和ケア	20	2.0		
	在宅医療、介護	22	2.2		
	セカンドオピニオン	10	1.0		
	医療者とのコミュニケーション	26	2.6		
生活	日常生活(食事、運動、入浴、外出等)	39	3.9	} 8.6 %	
	医療費、生活費、社会保障	16	1.6		
	就労	31	3.1		
心理	不安や精神的苦痛	176	17.7		
その他	ピアサポーターに関すること	89	8.9	} 15.4 %	
	患者会・家族会	64	6.4		

<参考>

●年度別 利用者数

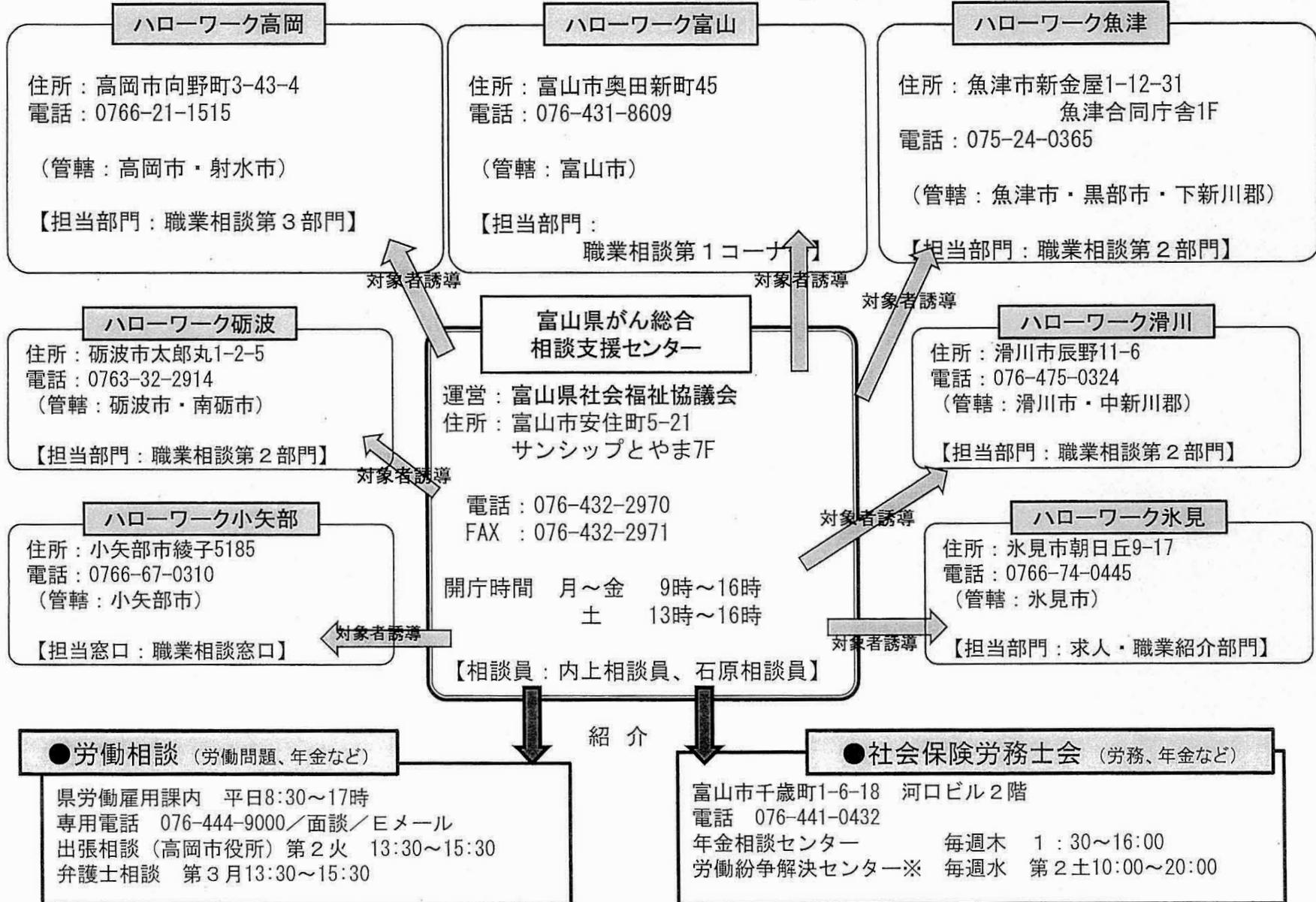
25年	26年	計
585	410	995
364	271	635
221	139	360
92	62	154
38	33	71

25年	26年	計
342	251	593
177	126	303
66	33	99
213	117	330
372	293	665
20	27	47
49	52	101
112	101	213
190	152	342
100	74	174
114	4	118
82	76	158
79	52	131
58	18	76
44	38	82
54	49	103
54	64	118
12	16	28
11	12	23
13	6	19
17	15	32
8	7	15
104	57	161

25年	26年	計
96	53	149
48	53	101
13	7	20
14	8	22
10	0	10
20	6	26
23	16	39
13	3	16
18	13	31
107	69	176
60	29	89
20	44	64

がん患者の仕事に関する相談支援体制 (相談無料)

●ハローワーク (求職・再就業、雇用保険、職業訓練)



【相談情報】			実施 したすべて (延)	最も 比重の 高いもの
①対応方法	1 面接		1 がんの治療	
	2 電話		2 がんの検査	
	3 その他		3 症状・副作用・後遺症	
	0 不明		4 セカンドオピニオン(一般)	
②相談者	1 年齢	1 歳	5 セカンドオピニオン(受入)	
		2 性別	1 男	6 セカンドオピニオン(紹介)
	3 相談者の カテゴリー	2 女	7 治療実績	
		0 不明	8 受診方法・入院	
		1 患者本人	9 転院	
		2 家族・親戚 ()	10 医療機関の紹介	
		3 友人・知人	11 がんの予防・検診	
	4 利用 回数	4 医療関係者	12 在宅医療	
		5 その他	13 ホスピス・緩和ケア	
		0 不明	14 症状・副作用・後遺症への対応	
		1 初めて	15 食事・服薬・入浴・運動・外出	
		2 2回目以上(回目)	16 介護・看護・療育	
③患者自身の 状況	1 患者	0 がん以外	17 社会生活(学業・社会参加など)	
	2 年齢	0 不明	18 医療費・生活費・社会保障制度	
	3 性別	1 男	19 補完代替療法(サブリなど)	
		2 女	20 不安・精神的苦痛	
	4 受診状況	0 なし	21 告知	
		1 入院中 病院名()	22 医療者との関係・コミュニケーション	
		2 外来通院中 病院名()	23 患者・家族間関係・コミュニケーション	
	5 現在の 治療 状況	3 死亡	24 友人・知人・職場の人間関係・コミュニケーション	
		0 不明	25 患者会・家族会・おしゃべりサロン	
		1 診断なし(診断前精査中含む)	26 経過報告	
		2 治療前	27 グリーフケア	
		3 治療中	28 就労	
	6 がんの 状況	4 治療後の経過観察中	29 拠点病院相談員の相談	
		5 死亡	30 ピアサポーターに関する事	
	7 がんの 種類	0 不明	31 その他	
		1 眼・脳・神経	32 不明	
		2 耳鼻咽喉	1 傾聴・語りの促進	
		3 食道	2 助言・提案	
		4 胃	3 情報提供	
		5 大腸・小腸	4 医療機関受診の説明	
6 肝・胆		5 拠点病院 相談窓口への連携		
7 膵		6 拠点病院以外の病院 相談窓口の紹介		
8 肺・縦隔・心臓		7 交流会などの紹介		
9 乳房		8 その他		
10 子宮・卵巣		どこで 知 り ま し た か	1 病院等の施設からの紹介	
11 前立腺・精巣		2 パンフレット・ラジオ・TV・新聞・広報	2 家族・友人・知人から	
12 腎・尿管・膀胱		3 インターネットで	3 以前 相談した事ある。	
13 甲状腺・副腎		4 その他	6 その他	
14 リンパ・血液		医療費	1 高額医療費の手続き(済・未)	1 済 2未
15 骨	2 外来(薬・化学療法、)	2 外来(薬・化学療法、)	月 円	
16 皮膚	3 入院(手術・放射線、)	3 入院(手術・放射線、)	月 円	
17 中皮腫	4 その他()	4 その他()	月 円	
18 肉腫・腹膜・後腹膜	紹介先・ 資料等			
19 原発不明	パソコン使用の有無	1有 2無		
20 その他のがん				

【個人情報】

相談者	ふりがな氏名	住所地域	受付日	H . .	
	住所	案内封筒	受付番号		
	電話	無地 がん封筒可	前回番号 または リピーター番号		
患者自身	ふりがな氏名	住所地域 右記の番号を記入 ()	1黒部市 2入善町 3朝日町 4魚津市 5滑川市 6舟橋村 7上市町 8立山町 9富山市 10射水市 11高岡市 12氷見市 13砺波市 14小矢部市 15南砺市 16県外	受付時間	時 分から
	住所	案内封筒	無地 がん封筒可	終了時間	時 分まで
	電話			対応時間	分
	職業(歴)			受付者	
	診断された時期				
	がんの病期	I () II () III () IV ()			
	PS状況	0・1・2・3・4			
相談内容					
アセスメント	トータルペインのアセスメント				
	①身体的苦痛	②精神的苦痛	③社会的苦痛	④スピリチュアル(霊的)	
	身体機能の喪失を受け入れ、援助するかはそのひとの価値観にかかわる	患者の感情に焦点を当てた態度で、傾聴が大切	経済的・家庭内・親族間関係の悩み、療養場の選択などもめ事が中心なため援助の考慮が必要	生き方の根源に対する援助。患者の価値観の尊重・配慮する謙虚さ・包容力・どんな状態でも慰めと希望を提供	
対応策					
備考					

4. 山梨県

事業名：山梨県がん患者サポートセンター整備事業

運営団体：日本対がん協会山梨県支部（公益財団法人）山梨県健康管理事業団

1) 設立経緯・背景

- 山梨県から委託を受けて、平成 24 年 7 月 1 日に開設。その背景として、平成 23 年度の 2 月に「山梨県がん対策推進条例」公布、平成 24 年 4 月から施行された

(がん患者等の支援)

第十四条 県は、がん患者及びその家族（以下この条及び第二十条において「がん患者等」という。）の療養生活の質の維持向上及び社会生活上の不安等の軽減に資するため、医療機関との連携を図りつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者がセカンドオピニオン（治療法の選択等に関する担当医師以外の医師による助言をいう。）を取得しやすい環境の整備その他のがん患者等に対する相談支援の体制の充実を図ること。
- 二 がん患者等が組織する民間団体その他の関係団体が行うがん患者等の療養生活の質の維持向上及び社会生活上の不安等の軽減に資する活動を支援すること。

- 山梨県のがん対策推進計画にも、ピアサポーターによる相談、がん患者サポートについて盛り込まれた。

(4) がんに関する相談支援と情報提供

【現状と課題】

・・・さらに、地域において誰でも利用できる「山梨県がん患者サポートセンター」を設置し、医師、保健師等による医療面の相談とがん経験者による心理面の相談を行い、また、拠点病院の相談支援センターと連携を図ることにより、相談支援や情報提供に係る整備を進めてきているところです。
・・・

【個別目標】

- 本県で実施している相談支援の活動状況について、県民への周知、理解を図り、相談支援センター及び県がん患者サポートセンターの利用件数を増加させる
- 相談支援に従事する相談員（ピア・サポーターを含む）の質の向上と適正な人材の配置を行う（5年以内）
- 拠点病院の相談支援センターと地域の県がん患者サポートセンターの連携体制の構築を図る（5年以内）

- さらにこの一連の背景として、2008 年には、県主催による情報のあり方に関する検討会や 2009 年に、患者団体交流会が複数回開催され、がん患者サポートセンターの必要性が、意見として出されていた。
- 「山梨県がん患者サポートセンター」については、事業実施要綱（H24 年 7 月 1 日）が定められている。

2) 予算

- 予算は、年間 170 万円弱。
- 相談対応予約受付、相談対応窓口は、山梨県健康管理事業団内の保健師・看護師が、

兼務として行っている。

- 予算の内訳には、チラシ等の印刷代、相談対応依頼医師やピアサポーターへの謝金、交通費などが含まれる。

3) 事業概要と体制

- 事業内容として行っているのは、相談業務で、医師による相談（不定期）、保健師・看護師による相談（毎週火曜日）、ピアサポーターによる相談（毎週火曜日）を行っている。
- 相談業務の守秘義務等については、実施要綱でも触れられているが、委託先である事業団と山梨県の契約書に守秘義務項目として記載されている。
- 医師による相談は、日本対がん協会山梨県支部内の読影等に関わる医師の他、ホスピス協会や山梨県立中央病院の医師 10～12 名に、事業開始にともない協力依頼を出し、協力を得て行っている。事業団で相談受付を行ったあとに、保健師・看護師相談につなぎ、必要に応じて医師の相談に照会し、日程調整を行った後に対応しているため、直接医師が相談を受けるといった体制ではない。
- ピアサポーターによる相談は、山梨県内で選考して実施されていたピアサポーター養成研修会（2010 年～）の受講生（多くは第一期の研修参加者が主になっている）による自主的な会としてがんサポートの「のぞみの会」が立ち上がり、その会のメンバーに対して、相談日に 2～3 名の相談対応の依頼を行っている。
- ピアサポーターへの依頼は、「のぞみの会」との契約関係という形態ではなく、個別に依頼をしている。「のぞみの会」の会則には、秘密の厳守について記載され、誓約書をとるなどして、大事な情報や相談を取り扱っているということを意識するようにしてもらっている。
- ピアサポーターによる相談対応の日程調整については、「のぞみの会」で行っている。
- 保健師・看護師による相談は、まずかかりつけの医師（がんの主治医）との関わりを大切に、うまくつなげるような支援を行っている。本人の了解を得て、病院に連絡を取ることもある。相談対応に関する知識やスキルは、保健師としての知識やスキルを生かして行っている。
- 保健師・看護師による相談とピアサポーターによる相談は、同じ曜日に設定しているため、相談対応を行ったあとに、意見交換の一環として振り返りを行っている。
- 主には、電話と面談による相談。サポートセンター開設に伴い、施設内の部屋を改装し、相談対応できる小部屋を用意した。
- 平成 26 年度は、都留市内の合同庁舎で出張相談を 1 回実施した。感想として、「甲府市だけでやるものかと思っていた。ここまで来てくれるのはありがたい」などの感想が聞かれ、どこでも相談を求める人がいることを実感した。そのときの相談者は 3 名。

4) ピアサポート事業（県の別事業として実施）

- 県の別事業（別予算）として実施している。2010年（平成22年）から開始されたピアサポート研修会の受講者数は、86名。活躍の場がほしいという人に対しては、「のぞみの会」があることを紹介している。
- 「のぞみの会」のメンバーは、現在35名。県主催の研修を受講した人の他、遺族や自分の勉強のために参加したいという人も含まれている。そのうち、事業団のピアサポートの相談に対応しているのは、20～22名程度。

5) 広報・周知

- パンフレットの印刷、配布等を行っている。
- パンフレットの配布：がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター（希望部数を聞いて送付）500部程度おいてもらうようにしている。その他、がんの二次病院になるところ、医師会、保健所、看護協会、市町村など、年間1万部ほど印刷紙、配布している。
- コーヒーつき小チラシの配布：がんの征圧月間の時に配布した。チラシだけだと受け取ってもらえないため、コーヒーのドリップパックをつけて（委託予算で購入）配布した。
- イベントの時などは、「のぞみの会」にいる広報担当者が、定期的に、山梨日々新聞、朝日・読売・毎日新聞には連絡を入れ、毎回ではないが掲載してもらっている。
- 出張がん相談については、もっと実施したいと考えているが、平成26年度は1回、はじめて試みた。

6) 国指定がん診療連携拠点病院との関係性

- 定例で集まる機会は現時点ではないが、がん診療連携拠点病院の研修会への参加やピアサポーター養成の研修会に参加するなどして、顔の見える関係は少しできてきている。

7) 運営上の悩み、県としての今後の意向など

- 相談件数が増えていない。平成24年度（85件）、平成25年度（78件）、平成26年度1月末現在（56件）となっており、年々減ってきている。
- 敷居が高いのが原因かもしれない。他県での取組など知りたい。
- 県としては、地域統括相談支援センターとし、社会支援的なこと（例えば就労に関することなど）も盛り込んでいければとも考えているが、相談件数が増えていない中で進めたいが進められないところである。就労に関する相談についても、聞き取りを行っている範囲では、それほど多くのニーズが見えてきていない。

山梨県がん患者サポートセンター事業実施要綱

第1 目的

がん患者及びその家族に対して、次の業務内容による相談に応じ、がんに対する不安や悩みを軽減するとともに、併せて適切な情報提供を行うことにより、がん患者の生活の質（QOL）の維持向上を目指す。

第2 実施主体 山梨県

第3 事業対象者 がん患者及びその家族

第4 山梨県がん患者サポートセンターの設置及び運営

財団法人山梨県健康管理事業団内に山梨県がん患者サポートセンターを設置し、同財団法人が事業を運営する。

第5 事業内容

1) 相談業務

(1) 医師による相談

がんを専門とする医師が、原則月1回、面接によるがんの診断、治療等医療に関する相談を実施する。

(2) 保健師、看護師による相談

保健師、看護師が、原則週1回、面接及び電話による治療や療養に伴う生活全般に関する相談を実施する。

(3) ピアサポーターによる相談

ピアサポーターが、原則週1回、面接及び電話によるがんの治療や療養に伴う不安に関する相談を実施する。

(4) 相談場所

センターの相談室にて実施する。

また、必要に応じて、相談者の利便性が良く、プライバシー保護の確保が可能な相談室を用意する。

(5) 相談受付

相談受付担当者を決めておき、相談者のニーズを適切に把握したうえで、必要な相談の予約を受け付ける。

(6) 記録の保管

相談記録用紙及び業務日誌を作成し、相談業務担当者は、相談記録及び業務日誌に記録し、適切に保管・管理する。

2) 相談担当者による意見交換会、研修会の開催

意見交換会を開催し、相談担当者が相談事例を共有し、各相談担当者の役割の確認、相談に関する課題、他機関との連携の必要性等について検討する。

また、年1回以上、相談担当者の研修会を開催する。

第6 関係機関との連携

相談担当者は、必要に応じてがん診療連携拠点病院をはじめ地域の医療、保健、福祉の関係機関等と連携を図り、相談者に対する支援を行う。

第7 留意点

- (1) 相談者プライバシーや人権の保護に十分配慮すること。
- (2) 特定の機関・団体または個人の批評にならないよう、公正及び中立性を確保すること。
- (3) 政治活動、宗教活動、営利活動等公正、中立性に疑念を持たれるような活動を行わないこと。

付則 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(様式 5)

平成24年度 相談業務年報 (医師相談件数)

(件)

相談月	相談場所	相談件数	相談内訳																				
			相談担当者別件数			相談者別件数						相談歴別件数		相談内容別件数 (重複可)							他機関を紹介した件数		
			医師	保健師	ピア	本人		家族		その他		初回	2回目以降	治療	医療者との関係	症状副作用	経済的不安	精神的不安	緩和ケア	療養上の悩み		その他	
						男性	女性	男性	女性	男性	女性												
7月	サポートセンター	2	2			1			1			2		2									
9月	サポートセンター	1	1				1					1			1								
11月	サポートセンター	2	2			1	1					2		2			1		1	1			
計		5	5			2	2		1			5		4			1		1		1	1	

(様式 5)

相談業務年報(保健師相談件数)

(件)

相談月	相談場所	相談件数	相談内訳																			
			相談担当者別件数			相談者別件数						相談歴別件数		相談内容別件数(重複可)								他機関を紹介した件数
			医師	保健師	ピア	本人		家族		その他		初回	2回目以降	治療	医療者との関係	症状副作用	経済的不安	精神的不安	緩和ケア	療養上の悩み	その他	
						男性	女性	男性	女性	男性	女性											
7月	サポートセンター	8		8		1	7				8		2		4		4			1	2	
8月	サポートセンター	5		5		2	3				5		1		1					3	2	
9月	サポートセンター	8		8		2	3		3		8		1		3				2	3	1	
10月	サポートセンター	3		3		2			1		3		1	1			2		1			
11月	サポートセンター	6		6		1	3	1	1		5	1	4	1	1		3			2		
12月	サポートセンター	2		2		1			1		2		2					1				
1月	サポートセンター	2		2		1		1			2		2	1								
2月	サポートセンター	3		3		2		1			3		1			2		1	1			
3月	サポートセンター	6		6		1	2	3			4	2	1		1				2	4		
計		43		43		13	18	6	6		40	3	15	3	10	2	9	2	6	13	5	

(様式 5)

相談業務年報(ピア相談件数)

(件)

相談月	相談場所	相談件数	相談内訳																			
			相談担当者別件数			相談者別件数						相談歴別件数		相談内容別件数(重複可)								他機関を紹介した件数
			医師	保健師	ピア	本人		家族		その他		初回	2回目以降	治療	医療者との関係	症状副作用	経済的不安	精神的不安	緩和ケア	療養上の悩み	その他	
						男性	女性	男性	女性	男性	女性											
7月	サポートセンター	8			8	2	5		1			5	3			1	2	5		1	1	
8月	サポートセンター	6			6		6					2	4			1	1	5		1	1	
9月	サポートセンター	8			8	2	6					4	4	1		2	1	6		2	1	
10月	サポートセンター	3			3		3						3			1		3		2		
11月	サポートセンター	5			5		3	1			1	5		3	1	4		2	1	1	1	
12月	サポートセンター	0																				
1月	サポートセンター	3			3		1	1	1			2	1	1	1	1	2					
2月	サポートセンター	2			2		1	1				2			1	1						
3月	サポートセンター	2			2			2				2		1	1			1				
計		37			37	4	25	5	2		1	20	17	6	4	11	6	22	1	7	4	

(様式 5)

平成25年度相談業務年報(保健師相談件数)

(件)

相談月	相談場所	相談件数	相談内訳																			
			相談担当者別件数			相談者別件数						相談歴別件数		相談内容別件数(重複可)								他機関を紹介した件数
			医師	保健師	ピア	本人		家族		その他		初回	2回目以降	治療	医療者との関係	症状副作用	経済的不安	精神的不安	緩和ケア	療養上の悩み	その他	
						男性	女性	男性	女性	男性	女性											
4月	サポートセンター	6		6			2	1	2	1		5	1	3		2	1	1		1		
5月	サポートセンター	5		5		1	3		1			4	1	3	1			1		1	2	
6月	サポートセンター	5		5		1	3		1			3	2	3		1					2	
7月	サポートセンター	4		4			3			1		2	2	4			1					
8月	サポートセンター	7		7			2	2	3			4	3	1				2	2		3	
9月	サポートセンター	4		4			1	1	2			2	2	3				1				
10月	サポートセンター	3		3		1	2					3		2		1						
11月	サポートセンター	0																				
12月	サポートセンター	1		1		1							1					1				
1月	サポートセンター	2		2		1			1			2		1			1					1
2月	サポートセンター	0																				
3月	サポートセンター	3		3		2		1				2	1					2			1	
計		40		40		7	16	5	10	1	1	27	13	20	1	4	3	8	2	2	8	3

(様式 5)

平成25年度相談業務年報(ピア相談件数)

(件)

相談月	相談場所	相談件数	相談内訳																			
			相談担当者別件数			相談者別件数						相談歴別件数		相談内容別件数(重複可)								他機関を紹介した件数
			医師	保健師	ピア	本人		家族		その他		初回	2回目以降	治療	医療者との関係	症状副作用	経済的不安	精神的不安	緩和ケア	療養上の悩み	その他	
男性	女性	男性				女性	男性	女性														
4月	サポートセンター	3			3			1	2			3		2		2	1	1	1	2		
5月	サポートセンター	3			3	1	1		1			3		2	1	1	2	3	1	1		
6月	サポートセンター	2			2	1				1		2			1					1		
7月	サポートセンター	3			3		2	1				3			1			3	1		2	
8月	サポートセンター	2			2			1	1			1	1	1				1	2	1		
9月	サポートセンター	3			3	1	1		1			3						2		2		
10月	サポートセンター	4			4		3		1			3	1	3		3		3		1		
11月	サポートセンター	1			1		1					1			1					1		
12月	サポートセンター	4			4	3		1				3	1	1	1	1		2		1	2	1
1月	サポートセンター	3			3		3					3		2	1			1		1		
2月	サポートセンター	2			2	1	1					2		1						1		
3月	サポートセンター	2			2		2					1	1	2						2		
計		32			32	7	14	4	6		1	28	4	14	5	8	3	16	5	13	5	1

平成24年度～平成26年度 相談件数

平成24年度

	医師相談	保健師相談	ピア相談	計
4月				
5月				
6月				
7月	2	8	8	18
8月		5	6	11
9月	1	8	8	17
10月		3	3	6
11月	2	6	5	13
12月		2		2
1月		2	3	5
2月		3	2	5
3月		6	2	8
合計	5	43	37	85

	保健師	ピア相談
電話相談	42	13
面接相談	1	24

平成25年度

	医師相談	保健師相談	ピア相談	計
4月		6	3	9
5月	2	5	3	10
6月	1	5	2	8
7月	1	4	3	8
8月	1	7	2	10
9月	1	4	3	8
10月		3	4	7
11月			1	1
12月		1	4	5
1月		2	3	5
2月			2	2
3月		3	2	5
合計	6	40	32	78

	保健師	ピア相談
電話相談	33	13
面接相談	7	19

平成26年度

	医師相談	保健師相談	ピア相談	計
4月	1	6	3	10
5月		2	1	3
6月		3	3	6
7月		2	3	5
8月		5	6	11
9月	1	4	4	9
10月	1		2	3
11月	1	2		3
12月		4	1	5
1月		1		1
2月				
3月				
合計	4	29	23	56

	保健師	ピア相談
電話相談	29	12
面接相談		11

平成27年1月現在

山梨がんピアサポート希望(のぞみ)の会

山梨がんサポート希望(のぞみ)の会



私たちを
知ってください

トップページ

規約

経緯

サポーター紹介

毎月の予定表

トピックス

お勧めのリンク

山梨がんピアサポート希望(のぞみ)の会紹介

がん 相談 ピアサポート ピアカウンセリング山梨 がん 相談 ピアサポート 若尾

「山梨がんピアサポート希望(のぞみ)の会」は、がんを知り、がんに向き合い、がんを負けない山梨の構築をめざし、有志によって2011年(平成23年)5月21日に立ち上げました。

同年5月31日から当事者の立場でピアサポートを開始しています。

主たるサポートの窓口は、

「**山梨県がん患者サポートセンター**」(がんの総合相談窓口)です。

2012年7月から、山梨県健康管理事業団内に「**山梨県がん患者サポートセンター**」が開設されました。がんの体験者による相談と、保健師等によるがん相談も受けられます。

ピアサポートでは山梨県主催の「がんピアサポート研修」を終えた同じような体験者が、2~3名一組となり、サポートが偏らないよう工夫しながら、告知の時の衝撃や不安等がんに関する様々な悩みに寄り添います。

毎月最終日曜日の10:00から行っている定例会で、事例検討を含めたスキルアップを行っています。関心のある方は以下の連絡先にお問い合わせください。

連絡
事務所

山梨県甲府市朝日2-16-19
コミュニティ広場花水木
☎ 055-252-7687

がん患者のためのピアサポート 相談 ピアカウンセリングを受け付けています

お問い合わせ

- ☎ 055-252-7687
- メール yamanashipeer@gmail.com

がん患者のためのピアサポート 相談 ピアカウンセリングを受け付けています

サポート
場所と時間

東部地区でのがんピアサポートを行いました。
日時:2014年8月21日(木) 13:00~16:00
場所:都留合同庁舎会議室
費用:無料
お申込み先:「山梨県がん患者サポートセンター」
電話 055-225-2800

担当:小泉

どうぞお気軽にお問い合わせください。

■「山梨県がん患者サポートセンター」

日本対がん協会山梨県支部(山梨県健康管理事業団)

毎週火曜日 13:00~16:00 予定

三つ折りパンフ表

三つ折りパンフ裏

■ デイサービスしゃきよんの家 下町 要予約

☎055-282-0821 第4月曜日(予定)

がん患者のためのピアサポート 相談 ピアカウンセリングを受け付けています

活動内容

がんを経験した当事者およびその家族・遺族による相談などのサポート等

のぞみの会パンフレット

がん患者のためのピアサポート 相談 ピアカウンセリングを受け付けています

代表

若尾 直子 山梨まんまくらぶ

副代表

小林 陽子 徳能 芳治 北杜肝友会

がん患者のためのピアサポート 相談 ピアカウンセリングを受け付けています

山梨 がん 癌 相談

山梨がんピアサポート希望(のぞみ)会最新状況(2011年春)

山梨県は2010年度から、がんのピアサポート研修会を開催いたしました。この研修会には多くのがんの経験者が参加しました。そしてその中にはがんとともに『普通』に生活しながら社会活動への一歩を踏み出した方々が何人もいらっしゃいます。このメンバーを中心とし、がん患者会や県の健康増進課、アドバイザーのドクター、がんの拠点病院などとの連携により本会が誕生しました。



当会は会員のボランティア精神で活動しています。活動への応援をご寄附のかたちでしていただけると大変にありがたいです。

お振込先

山梨中央銀行 武田通支店 普通 1290213

山梨がんピアサポート希望の会

(ヤマナシガンピアサポートノゾミノカイ)



ご寄附をいただいた方の紹介

※ 匿名の個人

ピアサポートとは

私たちの考える「がんピアサポート(peer support)」とは、「がんに関わる同じような経験をした者たちによる寄り添いや心のサポート」のことを言います。

同じ経験を持つものとして、がんの告知などによる衝撃や動揺、先の見えない不安等に寄り添い、よりその人らしい治療や療養生活及び社会生活に向き合うためのお手伝いをしていきたいと思っています。



山梨がんピアサポート希望(のぞみ)の会



私たちを
知ってください

トップページ

規約

経緯

サポーター紹介

毎月の予定表

トピックス

お勧めのリンク

2006年6月、がん対策基本法が閣議決定されました。基本法の第4章にはがん対策推進協議会のことが明記され、第20条にはこの協議会にがん患者及びその家族または遺族の参画が明記されています。その翌年、この基本法は施行され、がん患者及びその家族または遺族を含むがん対策推進協議会委員によってがん対策推進基本計画が策定されました。

-がん対策基本法-

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18HO098.html>

-がん対策推進基本計画-

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/s0615-1.html>

がん対策推進基本計画にはがん患者を含めた国民の努力も明記しており、その他後に続くがん対策に患者やその関係者が広くかかわっていくこととなります。

この推進基本計画に基づき、山梨県もがん対策推進計画を策定し、山梨のがん対策をより向上させています。

山梨県のがん対策の一つとして、がんに関する相談支援と情報提供の充実があります。「山梨がんピアサポート希望(のぞみ)の会」は、経験した者にしかわかり得ない衝撃や痛みや不安に寄り添い、同じ立場でがんの療養生活の維持向上等を支えたいと思っています。

がんの告知は、多くの人にとって突然の出来事です。全くの素人である患者が、突然重大な決定を迫られます。患者主体の医療であっても、何をどんな基準で選べばいいのか戸惑うばかりです。この衝撃を乗り越えてきた先輩患者や家族・遺族が、ピアサポーターとしてがんに負けない社会の実現に寄与していきます。

経緯

年	内容
2006	がん対策基本法成立
2007	がん対策基本法施行 がん対策推進基本計画策定
2008	山梨県がん対策推進計画策定(多くの都道府県が策定する)
2008	山梨県がんに関する相談支援、情報提供の在り方検討会開催

2009	がん患者交流会開催
2010	山梨県がん患者ピアサポート研修実施（全4回）
2011	2011年5月21日 山梨がんピアサポート希望（のぞみ）の会立ち上げ 2011年5月31日よりピアサポート実施 11月～ 第2回がんピアサポート研修会実施
2012	山梨県健康管理事業団との協働による「山梨県がん患者サポートセンター」開設 7月3日（火）より相談事業開始予定 9月～ 第3回がんピアサポート研修会実施
2013	10月～第4回がんピアサポート研修会実施
2014	9月～第5回がんピアサポート研修会実施 ★第27回サイコオンコロジー学会ポスター発表
2015	



「山梨県がん患者サポートセンター」とは

山梨県がん統括相談支援事業として委託された「日本対がん協会山梨県支部（山梨県健康管理事業団）」が設置・運営するがんのサポートセンターです。がんにまつわるさまざまな悩みや不安に体験者や医療者が寄り添います。

ピアサポート記録用紙

山梨県がん患者サポートセンター
((公財)山梨県健康管理事業団 内)

平成27年 月 日(火)		担当ピアサポーター()()()					
相談者氏名		相談時間	開始	:	終了	:	分間
相談者(本人・家族・その他)		性別(男・女)	年齢(歳)	疾患部位()			
相談歴(初めて・ 回目)		ピアサポートを知ったきっかけ()					
相談内容	概要	治療 ・ 症状 副作用 ・ 医療者との関係 ・ 緩和ケア ・ 経済的な不安・ 治療上の悩み ・ 精神的な不安 ・ 就労関係の悩み ・ その他[]					
相談で感じたこと 他							

※平成26年度より「就労関係の悩み」が加われました。その他については、相談内容を明記してください。

5. 三重県

事業名：三重県がん相談支援センター運営事業

運営団体：(公財) 三重県健康管理事業センター

1) 設立経緯・背景

- 三重県の地域統括支援センターは「三重県がん相談支援センター」として、平成 20 年 1 月に三重県津庁舎保健所棟内に設置された。
- その前身として、公益財団法人三重県健康管理事業センターでは、がん患者支援事業として電話相談やフォーラム運営などを行っていた。
- 平成 19 年度中の設立とかなり早い時期からの設立であるが、その背景としては以下の点が挙げられる。
 - 国に先んじて計画を策定していた。(国の計画が出て見直しをおこなった)
 - 三重県は南北に長いので、広域な相談支援体制の整備が必要であった。
 - 病院の外(地域)に相談支援機関の設置を求めるという強い要望が患者会等から上がっていた。
 - 地域保健の観点から、国指定のがん診療連携拠点病院とは独立した形で、県としてもがん相談支援を行う機関の必要性を感じていた。(当時の医療政策監の考えの影響を受けている部分もあるかもしれない)
 - 「三重県がん相談支援センター」としてがん相談支援事業の委託を受ける前から公益財団法人三重県健康管理事業センターでは、電話相談などに取り組んでいた。そのため、相談対応の素地はあったと考えられる。また、県庁職員と健康管理事業センター担当者との間でも情報交換などのやりとりがされていた。

2) 予算

- 予算は、平成 26 年度実績で 12,189 千円(国 1/2 県 1/2)。
- 最近取り組み始めた小学校でのがん教育、社会保険労務士による月 2 回の就労支援事業等の費用は上記には含まれておらず、「三重県がん相談支援センター」で実施される相談事業・ピアサポート事業等に対してのみの予算である。
- 政策的経費に含まれているので、毎年予算削減の対象となり、平成 21 年度の 17,535 千円をピークに削減傾向にある。しかし、がん対策については県の計画の中でも重点事項として位置づけられており、少しずつカットせざるを得ない状況の中でも、県としてはできるだけ予算は確保するよう努めている。
- 予算の半分以上は人件費に充てられている。職員は事務 1 名、相談員 2 名で構成されている。
- 一方で、広い事業展開を行うため、三重県がん相談支援センター(公益財団法人三重県健康管理事業センター)持ち出し分も生じている。

- 県庁舎内なので使用料はかかっていない。がんサロンも市の保健センター等を借りて実施しているので使用料はかからない。人件費をどうしていくかが最も大きな課題となっている。
- 設立当時と異なり、県内の相談体制も充実してきており、地域の窓口としての役割を明確にする時期に差し掛かっているのかもしれないと思う。
- 公的資金以外の資金獲得の方法に該当するものとして、300円以上の募金をしてくれた人に対して「三重県がん相談支援センター」のシンボルマークであるダブルハートのピンバッジを渡すという取り組みを行っている。

3) 医療圏・地域性

- 三重県は以下の4つの医療圏から構成されている。
 - 北勢保健医療圏（桑名・四日市・鈴鹿あたり）：人口約84万人、国指定がん診療連携拠点病院2カ所（三重県立総合医セ・鈴鹿中央総合）
 - 中勢伊賀保健医療圏（津・伊賀あたり）：人口約46万人、国指定がん診療連携拠点病院2カ所（三重大・三重中央医セ）
 - 南勢志摩保健医療圏（松阪・伊勢あたり）：人口約46万人、国指定がん診療連携拠点病院2カ所（松阪中央総合・伊勢赤十字）
 - 東紀州保健医療圏（和歌山寄りの地域）：人口約8万人、国指定がん診療連携拠点病院なし
- その他、県が指定する「がん連携推進病院」が10カ所あり、国指定がん診療連携拠点病院に近い機能を有する病院もある。北勢医療圏や中勢医療圏の場合、県境を越えて愛知や京都・大阪の主要な病院に行く人もいるが、治療がひと段落すれば地域に戻ってくるため、フォローアップや継続治療を「がん連携推進病院」が担うこともある。
- 他県と異なり人口10～20万程度の都市が点々とあるのが特徴。東紀州保健医療圏は過疎地域（がん医療に限らず）であり、この地域の医療をどうしていくかが今後の課題。
- 三重県内の病院は、一部名古屋大等の医局が入っているところもあるが、ほとんどが三重大の医局で構成されている。

4) 事業概要と体制

- 「がん対策推進基本計画」「三重県がん対策推進条例」に基づく仕様書により、事業計画を立て事業展開している。
- 仕様書に対応する事業としては、相談支援事業・プチフォーラム（サポーター研修）・定例会・グリーンケアサロン『おあしす』・地域がんサロン おしゃべりサロン・運営会議（三重県がん相談支援センターの周知を図るため、外部委員を招いての運営会議）など。
- そのほか独自のものとして、患者会（肺がんの方のサロン・婦人科がんイエローハー

ト)、サポーター活動(絵を楽しもう・えがおの会・がん患者とサポーターのおしゃべりパーティー)の支援を行っている。患者会やサポーター主導で運営しているので、センターの職員としては会場を提供し見守るようなスタンス。

- 「事務1名、相談員2名」の常駐体制をとるために、事務(管理者)1名、相談員(常勤Ns)2名、相談員(非常勤Ns)2名でやりくりしている。
- 医療的なことで困った場合などは、三重県健康管理事業センターの所長(医師)のサポートを得るようにしている。しかし、医療的な質問そのものに焦点を当てて回答するというより、なぜそれを知りたいのか背景を聞いていくことで相談に対応できることが多い。
- 電話・面談・メール・手紙・FAX等での相談に対応。平成25年度実績で電話相談496件、面談125件、その他17件。電話・面談以外の相談形式は、今期についていえば、FAX相談はないが、手紙での相談は1人の方から2回あった。メール相談は10件程度あった。
- 相談内容は「不安・精神的苦痛」が最も多く23%。次いで「がんの治療」15%、「症状・副作用・後遺症」5%となっている。患者・家族の内訳は、患者53%、家族40%、また外来通院中の患者についての相談が76%と多くなっている。
- 第一日曜日も相談窓口を開設しているため、患者会へ会場提供も行っている。日曜だから相談件数が増えるかというところという訳でもない。どちらかというところ、がんサロンを土日に開催してほしいという要望が多い。

5) ピアサポーター養成・患者会支援

- 委託の項目としては「ボランティア養成研修」という名称で年1回程度ピアサポーターの育成・養成に取り組んでいる。現在「プチフォーラム」という名称で事業展開がなされている。
- 特に県からピアサポーター養成研修の修了証書を出すなどの対応はしていない。県が主導して動くというよりも「三重県がん相談支援センター」の方で考えて動いている。
- 現時点で、ピアサポーターは63名。「三重県がん相談支援センター」でサポーターの登録・管理などを行っている。サポーターは「三重県がん相談支援センター」内や地域(桑名・四日市・鈴鹿・伊賀・伊勢など)で開催されるがんサロンで活動してもらっている。
- 患者会への支援・ネットワーク構築についても、「三重県がん相談支援センター」で取り組んでくれているので、県が患者会と直接やりとりする場面はほぼない。WEB上での患者会情報発信、県内の患者会に年1回集まってもらい情報交換の機会を設けるなどの取り組みをしている。
- 三重県がん対策推進協議会の委員のうち2名が患者委員であるが、その2名(1名は患者、もう1名は家族)も「三重県がん相談支援センター」に推薦してもらいサポータ

一の中から選んだ。

- サポーター養成研修（プチフォーラム）は午前中に講義、午後にグループワークの構成で、年 2 回程度実施している。これまでは、外部の講師を招いて講義をしてもらったり、「サロンについて」というテーマでグループワークを行ったりしている。
- 地域がんサロンは、現在「三重県がん相談支援センター」がある津の他、伊勢・桑名・伊賀・四日市・鈴鹿などで開催されている。南の方や松阪地区ではなかなか開催にまで至ることができていない状況。
- 津では毎月第 2 木曜日に実施。平日の日中に都合がつく方という制約もあるので、特定の方の参加になりつつある。参加者の中には自分の体験を語りたくて複数の地域がんサロンに参加している人もいる。
- 運営は基本的にサポーターにお任せしている。がんサロンの約束事項として「医療的なことについてはお答えできない」などを設けているが、医療的な話が出てきて、かつ話の方向性がどうかと思われるような場合、軌道修正をすることもある。

6) その他の活動（グリーンサロン、就労支援など）

- グリーンケアサロンは、平成 22 年度から実施している。毎月第 4 木曜日に保健所棟内の社会復帰室という部屋を使って開催している。広報はチラシなどで行っている他、テレビやラジオで告知してもらったこともある。
- 1 回あたりの平均参加人数は 10 人前後で、ファシリテーターは 3 名の方が務めており、それぞれビハラー僧・在宅医・緩和ケア病棟の看護師長などのバックグラウンドを持っている。その場の雰囲気を大切にされているので、外部からの見学者等はあまり受け入れられないかもしれない。
- 参加者である遺族は、それぞれ患者を亡くしてから経過した年数が異なるため、思うところや状況・感情の整理の具合がさまざま。そのため、参加者間で相互にああでもないこうでもないと話すというより、「私は・・・」の話をしてもらおうというイメージである。
- 就労支援は、現在、社会保険労務士に月 2 回来てもらい、相談対応してもらっている。ただ、そこまで相談件数としては多くない。仕事関連の相談となると、新たな仕事がないのかという内容の方が多いので、どちらかというとハローワークのような対応が求められている印象がある。

7) 広報・周知

- 「三重県がん相談支援センター」の広報は、イベントなどの際にチラシ配布を行うなどして取り組んでいる。県の広報紙には、設立当時は掲載していたかもしれないが、最近では掲載されていない。しかし相談件数は年々増加しているという。
- センターのホームページへの掲載、公開講座やイベントでのチラシ・パンフレットの

配布、各関係機関や図書館・薬局へのチラシ・パンフレット・ポスターの送付のほか、なかなか大きな収入にはならないが、がん患者への募金活動（ピンバッジ募金）も行っている。

- イベントがある場合には、各報道機関へのチラシ FAX、地方紙や市の広報への掲載なども行っている。
- ポスターを見て電話をしたという方が多く 28%程度いる。リピーターも増えている。
- 就労支援の関連で、初めて社会保険労務士に来てもらった際、ここは何をするところか？との質問があり、まだ周知が不十分であるとも感じる。

8) 国指定がん診療連携拠点病院との関係性

- がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターでは院内患者への対応が多く、相談内容も医療費や病診連携が中心。
- 「三重県がん相談支援センター」としては、受診医療機関にとらわれない広域的な相談対応、地域に根差したがんサロン運営、ピアサポーターの育成、グリーンケア等、がん患者・サバイバーの生活基盤となる地域に焦点を当てた体制整備を行っている。相談が来るのを待つだけでなく、市と連携して地域がんサロンを開催するなど、アウトリーチも積極的に行っている。
- 県内の支援センター代表者が集まり、年 2～3 回程度「がん相談支援部会」を開催している。部会では、各施設の活動報告とグループワーク（就労支援について、サロンについて等）を行っている。部会に参加すると、基礎研修（3）を受けているかどうかというところで、がん診療連携拠点病院との違いを感じる事が多々あるようである。「三重県がん相談支援センター」の相談員も非常に熱心に相談業務に取り組んでおり、とてもよくやってくれているので、なんとか基礎研修（3）を受講できないものか。
- 地域がんサロンに参加してもらい、緩和ケア病棟の見学に行かせてもらい、メーリングリストでやりとりをするなどの交流はある。とくに地域がんサロンの見学希望は多いが、参加者を医療者が取り囲むような状態にはならないよう気をつけている。

9) スタッフの教育・研修について

- CNJ のがん情報ナビゲーター養成講座の受講、公開講座・勉強会への参加、月 1 回のカンファレンス、社会保険労務士との勉強会等を通じて自己研鑽に努めている。

10) 本事業に期待すること、要望等について

- 基礎研修（2）受講者が 1 名。基礎研修（3）を数年に亘って受講できない状況が続いており、なんとかならないものか。

「地域統括相談支援センター」についての聞き取り調査回答

三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課

1. 基本項目

【名称】 三重県がん相談支援センター

【住所】 津市桜橋3丁目446-34

【設立年月日】 平成20年1月

【設立の趣旨と経緯】

設立当時、県内に5カ所あったがん診療連携拠点病院においても、院内にがんの相談支援センターを設置することが義務付けられていたが、がん患者を総合的に支援するため、広域的な相談支援体制の整備と、ワンストップでがん医療に関する情報提供窓口が必要という、患者会等から院外に第3者的な相談支援機関の設置を求める声が強く設置。

【条例等との兼ね合い（設立の基になる制度）】

三重県がん対策推進条例第十八条第1項（平成26年4月1日施行）

三重県がん対策戦略プラン第2次改訂（平成25年度から平成29年度）

【設置要綱】 なし

【予算】

H26年度 12,189千円(国1/2、県1/2)

H25年度 12,500千円(同上)

H24年度 13,000千円(同上)

H23年度 13,000千円(同上)

H22年度 16,000千円(同上)

H21年度 17,535千円(同上)

H20年度 15,645千円(同上)

H19年度 5,690千円(同上)

5. がん相談体制における県内での役割（どの部分を担当しているのか、目指す方向は）

拠点病院での相談は院内患者が多く医療費や病診連携の内容が中心であるのに対し、本センターは、受診医療機関にとられない広域的な対応を行うこと、ピアサポーター・ボランティア等の人材育成、遺族支援等、治療後の生活の質の向上に向けた体制整備を行っている。

今後、医療技術の進歩によりがん経験者の増加が見込まれ、また入院治療中心から外来治療中心へと移行されることが予測できるため、地域で生活するがん患者・がん経験者の生活を支援する体制整備を引き続き行っていくことが地域統括相談支援センターとしての役割であると考えている。

* 2. 3. 4については「三重県がん相談支援センター」より回答

【調査項目】

1. 基本項目

【名称】：三重県がん相談支援センター

【住所】：三重県津市桜橋三丁目 446-34 三重県津庁舎 保健所棟 1F

【設立年月日】：平成20年1月

【設立の趣旨と経緯】：平成18年度より、がん患者支援事業として毎月第3火曜日に電話相談及び、フォーラムを開催していた。平成20年1月 条例に基づき患者や家族のQOL向上のため、三重県より委託され【三重県がん相談支援センター】として設立する。

【条例等の兼ね合い：(設立の元になる制度は)】：「がん対策推進基本計画」
「三重県がん対策推進条例」に基づく仕様書により実施

【設置要】：

【予算】：平成26年度 12,189千円

2. 相談体制

【相談員、事務員の人数（専従・兼務）、職種、バックグラウンド等】：

相談員4名（看護師）内2名職員、2名非常勤

事務員1名（管理者）

全員専従で3名から4名体制（事務職1名と相談員2名常駐する体制）

三重県健康管理事業センター（日本対がん協会三重県支部）が運営している。

【活動・対応の範囲と分野】：

県内外のがん患者と家族の方（別紙事業計画参照）

情報提供登録者（288名）へ年3回送付。

肺がん・婦人科がんの患者会の支援。

【利用者の紹介】：

患者会の紹介、緩和ケア病棟、在宅医の紹介

【相談内容の保存】：

個人情報フォルダーに利用者制限をかけ、年度終了後にインター

ネット接続不可のPCとCD-Rに保存し、鍵のかかるキャビネットで保管。

管理簿により管理し、年1回確認を行っている。

【相談受付時間】：

月～金（祝日を除く）・第一日曜日（翌月曜日は休み）

9時から16時30分 電話・面談・その他（メール、手紙、FAX）

（面談は原則予約）

【相談員への研修の有無】：

国立がん研究センターの「相談基礎研修（2）」修了1名

キャンサーネット「がん情報ナビゲーター養成講座」1名修了、1名受講中

公開講座や勉強会は個別に参加し、自己啓発に努めています。

【相談員の待遇】：

3. 広報・周知方法

【市民への周知】：【アナウンスの方法】：

公開講座やイベントにてチラシやパンフレットの配布と活動内容の展示を行うとともに、がん患者への募金活動を行っている。

センターホームページに、告知や情報を掲載している。

各関係機関や図書館・薬局等は、年度初めにイベントごとにチラシやパンフレット、ポスターを送付。

各報道機関には、年度初めにサロン、グリーンケア等イベントの、チラシをFAXし、掲載・報道していただくが、日時や掲載有無は、機関毎に任せている。

地域ごとの突発的なイベントの送付は随時。

地方紙とは、定期的にイベントやサポーター活動を掲載いただいている。

サロン開催地区には、市の広報に掲載している。

【行政相談との関係】：

相談に応じた行政の相談電話や面談を案内している。また行政から、当センターへ紹介もあるが、決まった情報交換等は特になし。

4. 地域（県内）での位置づけ

【病院の相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況】：

県内の支援センター代表が集まって年に2～3回「がん相談支援部会」を開催している。今年度は、支援センターごとにテーマを決めて情報交換している。

地域サロンに共催として病院職員に参加いただいている。

緩和ケア病棟の見学。今年度は11月26日を予定している。

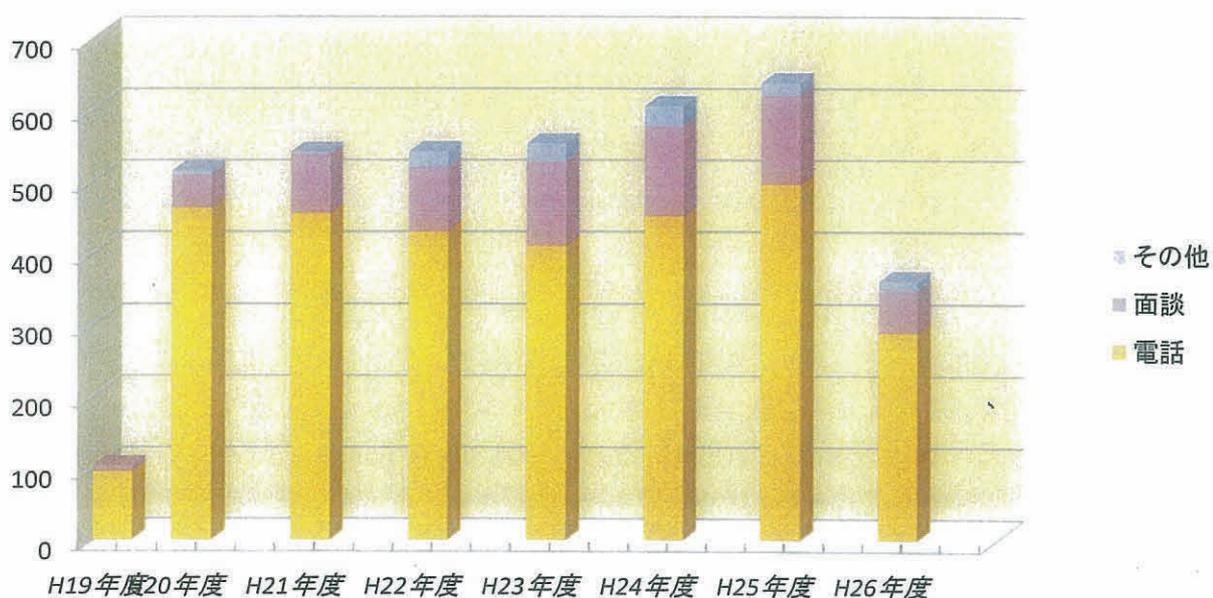
【関係諸団体との関係】：

特にないので、今後の課題である。

相談件数

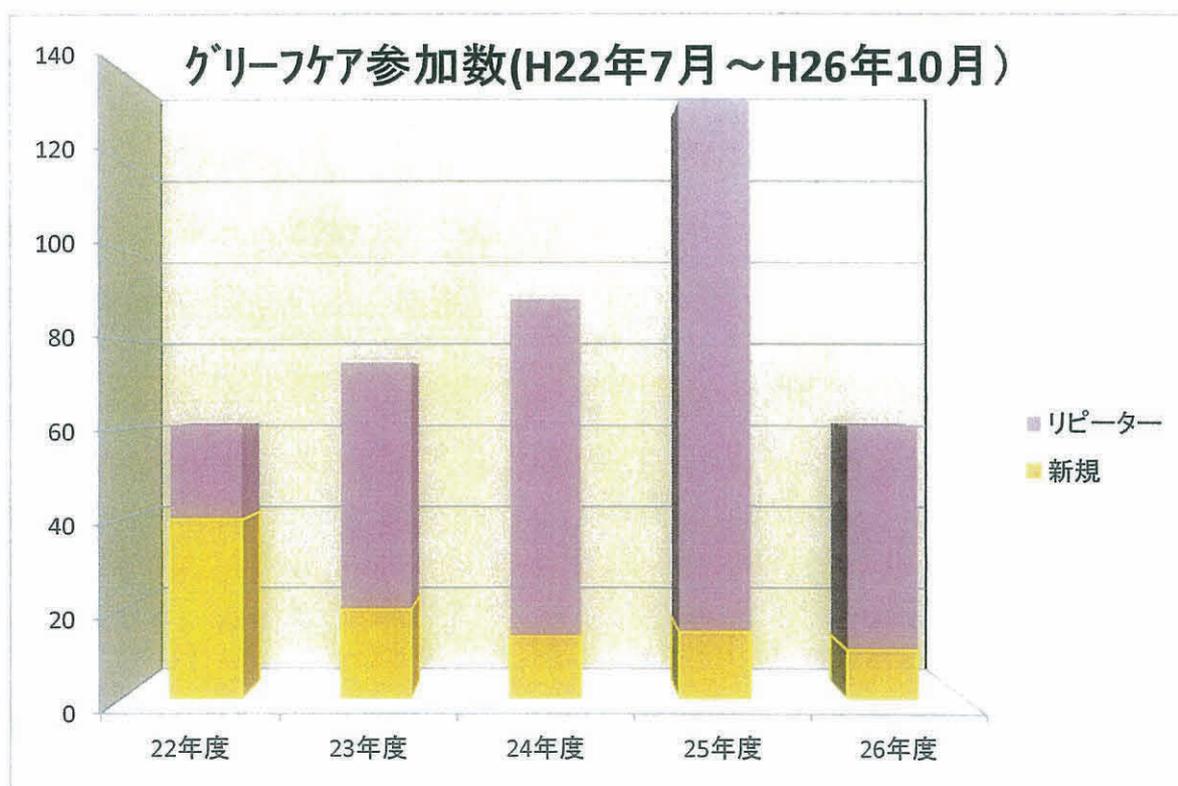
		電話	面談	その他
H19年度	電話	96		
	面談		8	
H20年度	電話	463		
	面談		47	
	その他			5
H21年度	電話	455		
	面談		83	
	その他			3
H22年度	電話	430		
	面談		90	
	その他			22
H23年度	電話	410		
	面談		118	
	その他			25
H24年度	電話	451		
	面談		126	
	その他			28
H25年度	電話	496		
	面談		125	
	その他			17
H26年度	電話	289		
	面談		60	
	その他			13

相談件数(H20年1月～H26年10月)



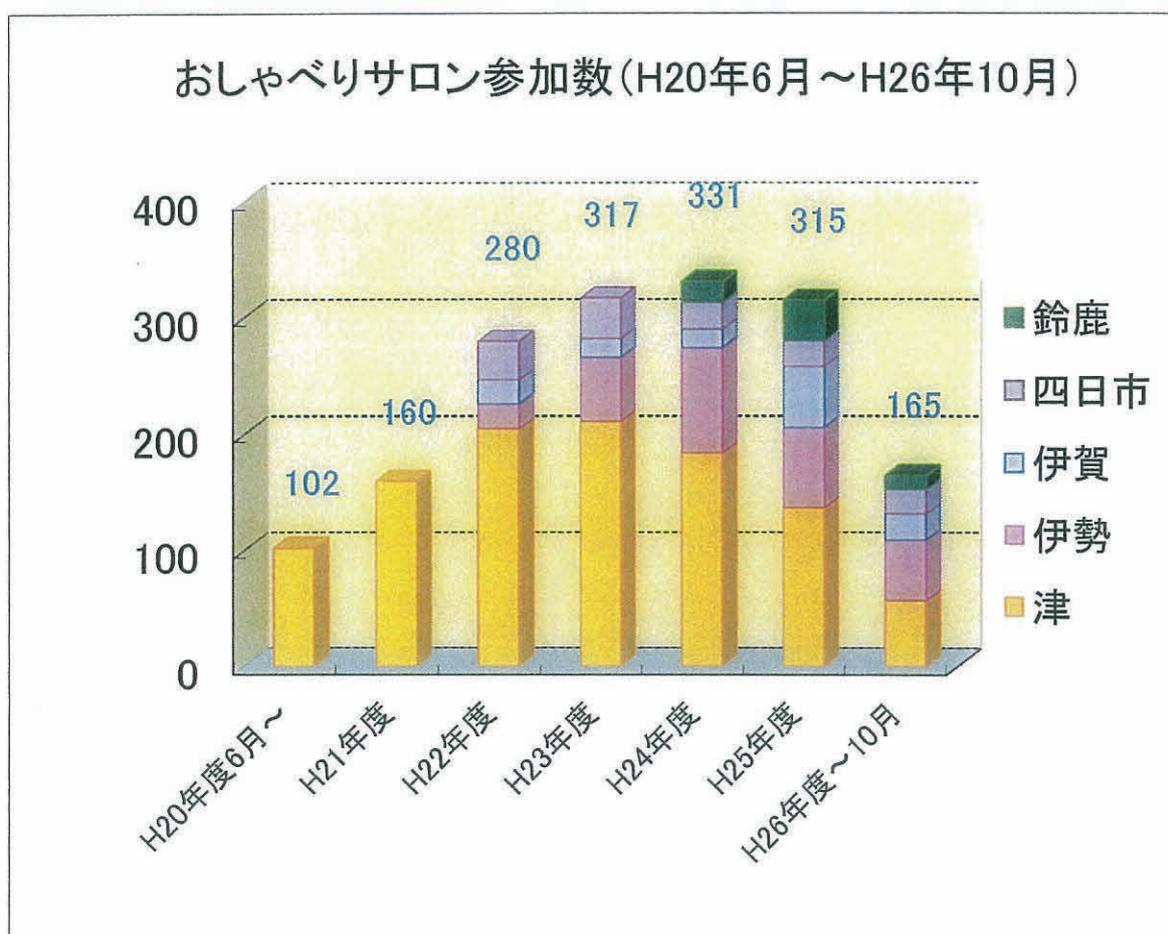
グリーンケア「おあしす」

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新規	40	20	14	15	11
リピーター	21	55	75	123	50
合計	61	75	89	138	61



おしゃべりサロン

	H20年度6月～	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度～ 10月	計
津	102	160	205	211	184	137	57	1056
伊勢			21	55	90	69	52	287
伊賀			21	16	16	52	23	128
四日市			33	35	23	22	21	134
鈴鹿					18	35	12	65
	102	160	280	317	331	315	165	1670



平成26年度 事業実施計画

① 運営期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

② 相談支援事業

開設日時	月～金、毎月第1日曜日 9:00～17:00 (受付時間9:00～16:30) (12月29日～1月3日、祭日、第1日曜日の翌日の月曜日はお休み)
方法	面接。電話・FAX・メール等による

② 相談支援事業

	月	日	曜日	時間	事業内容	会場
1	毎月	第2木曜	木	9:00～11:00	カンファレンス	がん相談支援センター
2	5月・11月・1月	第3火曜	火		がん相談員部会会議	三重大学病院

③・⑥ プチフォーラム

	月	日	曜日	時間	事業内容	会場
1	7月	12日	日		第26回 サポーター研修会	
2	9月	21日	日	10:00～16:00	第27回乳がん展示会 おしゃべり・リンパ浮腫相談	
3	1月	未定	日		第26回 サポーター研修会	
4		未定	日			

④ 定例会 (予定)

	月	日	曜日	備考	会場
1	10	未定			未定
2	3	未定			未定
3					

⑤ グリーフケアサロン『おあしす』

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第4木曜 13:30～15:30	24	22	26	24	28	25	23	27	25	22	26	26

⑤ 地域がんサロン おしゃべりサロン

場所	日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
津	第2木曜 13:30～15:30	10	8	12	10	14	11	9	13	11	8	12	12
伊勢	第3木曜 13:30～15:30	17	15	19	17	21	18	16	20	18	15	19	19
伊勢 (保健センター)	13:30～15:30		29										
桑名									19				18
伊賀	奇数月第1木曜日 13:30～15:30		1		3		4		6		(第2) 8		5
四日市	偶数月第1木曜日 13:30～15:30			5		7		2		4		5	
鈴鹿	年2～3回予定 13:30～15:30			23					27				

⑦ 運営会議

1	未定	
2		

患者会

	日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺がん の方の サロン	偶数月 第1日曜日 10:00～12:00	6		1		3		5		7		1	
婦人科 がん ローハート	偶数月 第1日曜日 13:30～15:30	6		1		3		5		7		1	

その他(サポーター活動)

1	毎月第2木曜日	社会復帰室	えを楽しもう
2	5/20(木)7月より 奇数月第三金曜日	社会復帰室	えがおの会(お茶会)
3	10/19(日)	津庁舎 大会議室	がん患者とサポーターのおしゃべりパーティー(案)

6. 奈良県

事業名：がん患者支援及び相談・情報提供事業

運営団体：奈良県（吉野保健所）

1) 設置経緯・背景

- 奈良県において、南和医療圏には、国指定がん診療連携拠点病院がなく、平成 21 年 11 月に策定したがん対策推進計画に「拠点病院のない南和医療圏にも相談窓口の設置」を掲げていたことから、平成 24 年 5 月 28 日、吉野保健所に奈良県がん相談窓口を設置。

2) 予算

- 予算は、相談窓口と患者サロンをあわせて、平成 24 年度 15.8 万円、平成 25 年度 11.6 万円、平成 26 年度 11.5 万円となっている。都道府県健康対策推進事業により、国の 2 分の 1 の補助を受けている。予算の使用用途としては、相談やサロン運営、講演に協力してくれる外部の講師への旅費や報償費の支払いなど。会場費は、現在、保健所の一室を使っているため費用は生じない。

3) 医療圏・地域性

- 公共交通機関の整備が発達していない南和医療圏（奈良県の約 6 割を占める。人口は全体の約 6 %）では、移動手段は主に車であるが、南和医療圏の端から端まで移動するには、車であっても 4 時間以上かかる。三重県や和歌山県が生活圏域になっている人もおり、和歌山県の薬局や和歌山医大にかかっている人もいる。
- 南和医療圏には現在 3 つの病院（100～200 床程度の規模）があるが、平成 28 年には 3 病院を 1 つの救急病院（急性期）と 2 つの地域医療センター（療養期）に役割分担を行い、体制を再構築する予定。また、その救急病院が国の地域がん診療病院の指定を申請する方向で現在検討している。
- 中核市である奈良市が設置する保健所を除き、県で設置している保健所は 5 か所（H26.10 現在）。その内、吉野保健所は感染症のみを扱っているが、残り 4 か所はがんも含めさまざまな疾患（難病・精神・母子保健等）を扱っている。
- がんに関する取組については、吉野保健所だけでなく北部を管轄する郡山保健所でもがん関連の講演会を開催するなど、徐々に進んでいる。中部の 2 つの保健所が、平成 27 年 2 月から中和保健所として統合され、平成 27 年度から患者サロンの開催を予定している。
- 吉野保健所管内では、我慢強い人が多いのか、あるいは公共交通機関が十分整備されていないなどの要因も重なってか、受診が遅く、見つかった時には結構進行しているというケースが多い。検診受診率も低い。また、最近では高齢独居や高齢夫婦のみ世

帯が増えてきているが、在宅療養のための資源も十分整っているとはいえない。

- 相談件数でいうと、人口約6%の割合からみると問い合わせの数は、多いと考えられる。

4) 事業概要

- 対面相談

- 吉野保健所での対面相談は都道府県がん診療連携拠点病院である奈良県立医科大学附属病院のがん看護専門看護師の協力を得て原則年3回程度開催している（原則年3回としているが、臨機応変に対応している）。
- 対面相談は完全予約制にしており、保健所の役割として、（対面相談の）コーディネートを行っている。往復にかかる時間もあるので実際、相談対応している時間は半日程度であり、件数としては1回あたり1~2件。

- 患者サロン

- がん診療連携拠点病院の相談員やがんピアサポーター（H25.9 現在48名が県主催の研修を修了）の協力（ファシリテーターとして）を得て、患者サロンも年4回程度開催している。開催時に参加者で「サロンでの約束ごと」の読み合わせをしっかりと行い、ピアサポーターの進行のもと、参加している患者家族に自由に会話してもらおう。
- 地域でサポートできて良かった例として、サロンに参加した家族で必要なケースには、保健師が訪問し、迅速・柔軟な対応がとれることがあげられる。これは、地域に根差している保健所であるからこそその強みである。病院では訪問まではなかなか難しい。
- 県内のがん診療連携拠点病院で開催している他の患者サロンでは、参加人数や、参加メンバーが固定してしまうという課題も見られているようだが、保健所で開催しているサロンでは、平均参加人数が10人程度、参加者の入れ替わりもあり、新しい人が参加することも多い。送迎サービスを実施してくれないかとの希望・問い合わせもあるが、そこまでは対応できない状況である。
- 他府県では、患者サロンの設置やサロン運営へのピアサポーターの参画について、がん診療連携拠点病院が受け入れにくい状況もあるが、奈良県では、拠点病院での受け入れは良かった。
- がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターでは、どのセンターでも誰でも相談できるとはいつても、実際に受診していないところに相談はしにくいかもしれない。その点、保健所は地域に根差しているという点で気軽にコンタクトをとることができるのではないか。

- 講演会
 - 患者サロンを年4回開催するうち、数回は、講演会も同時開催している。
 - 協力先のがん診療連携拠点病院の職員に講師を依頼し、がん治療や緩和ケア、治療中の食事等に関する講演会も実施している。
 - 治療に関するテーマであっても、家族が参加している。
- 電話相談
 - 電話相談は吉野保健所の保健師が対応している。ひと月あたり1~3件程度が平均的な件数であるが、最近ホームページに案内を掲載してから増えてきている。
 - 内容としては、自分の通っている病院に対する思いを語られる等である。

5) 広報・周知

- WEB ページ（吉野保健所 HP、奈良県保健予防課 HP、がんネットなら）、医療機関やイベント等でのチラシ配布、市町村や県の広報紙への掲載等で行っている。
- サロン実施後アンケート結果によると、最も影響力のあるのは市町村や県の広報紙である。

6) 国指定がん診療連携拠点病院との関係性、連携・協働・交流について

- 都道府県がん診療連携拠点病院が開催する奈良県がん診療連携協議会に位置づけられている相談支援分科会には、県のがん対策担当として必ず出席している。相談支援分科会には県内がん診療連携拠点病院と県が指定している地域がん診療連携支援病院の相談員が集まる。吉野保健所の担当者も可能な限り出席している。
- 対面相談・患者サロン・講演会等さまざまな場面で、がん診療連携拠点病院の職員の協力を得ながら事業を展開している。サロンでの話を通して、各施設での個別相談・対応につなげたほうがよいと思われる場合もあり、積極的にがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターの紹介も行っている。
- 県が開催する奈良県がん対策推進協議会に地域連携の部会も位置づけており、地域連携の推進について検討している。また、現在、県が在宅療養支援に関わる機関（在宅療養支援診療所・訪問看護ステーション・調剤薬局等）の調査（在宅医療機能調査）を進めているところである。
- 県では、現在ホットなトピックとして就労支援があり、産業保健研修会に社会保険労務士を招いての研修会や、産業医研修会、就労支援部会の立ち上げや都道府県がん診療連携拠点病院主催により、がん対策情報センターから講師を招いての明日香カフェなども開催している。

7) その他

- 相談窓口設置にあたり、吉野保健所で、何度か検討しているうちにこんな感じかというイメージがついてきた。また、サロン参加者からの声（サロンをもっと開催してほしい等）による後押しもあって、必要性への理解が深まったところもある。
- 相談窓口やサロンの運営については、がん診療連携拠点病院の職員やピアサポーターの協力が得られる状況であり、今後も継続して開催していく予定。

1. 基本事項

名称	奈良県がん相談窓口 吉野保健所がん相談事業		
住所	吉野郡下市町新住 15-3		
設立年月日	平成24年5月28日		
設立の趣旨と経緯	<p>奈良県のがん診療連携拠点病院は5か所であるが、中でも、南和医療圏には拠点病院は設置していない。</p> <p>平成21年に策定した奈良県がん対策推進計画の目標に「拠点病院のない南和医療圏にも相談窓口の設置」を掲げており、相談窓口を保健所に設置した。</p>		
条例等との兼ね合い	<p>奈良県がん対策推進条例（平成21年10月 第13条）</p> <p>奈良県がん対策推進計画（平成21年11月策定）</p> <p>第2期奈良県がん対策推進計画（平成25年3月策定）</p>		
設置要綱	別添		
予算	平成24年度 158千円	平成25年度 116千円	平成26年度(計画) 115千円

2. 相談体制 別添資料

3. 広報・周知方法 別添資料

4. 県内での位置づけ

病院相談支援センターとの関係等	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の相談員は都道府県がん診療連携拠点病院の専門看護師に依頼している。 がん診療連携協議会相談支援分科会に担当の保健所保健師が参加し、情報交換や交流を行っている。
関係諸団体との関係	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口に関しては、上記のとおりであり、その他の団体とは今のところ特に連携はしていない。

5. がん相談体制における県内での役割

○拠点病院のない南和医療圏の相談窓口と、相談支援体制の強化、地域住民の相談窓口としての役割を担っている。今後、南和医療圏に拠点病院が設置されても、拠点病院の相談センターと連携しながら、保健所での相談窓口は継続していく。

○がん患者その家族等、県民誰もが気軽に相談できるよう、より専門的な相談支援も含め、県内の相談支援体制のあり方について、引き続き検討する。

○奈良県がん対策推進条例

平成二十一年十月九日
奈良県条例第十三号

奈良県がん対策推進条例をここに公布する。

奈良県がん対策推進条例

(目的)

第一条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がんの予防及び早期発見を推進し、科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という。)を提供する体制の整備を促進するとともに、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上等に資するための基本となる事項等を定めることにより、総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療関係団体、医療機関及びがん患者又はその家族等の組織する団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第十一条第一項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じた施策を実施する責務を有する。

2 県は、普及啓発その他の施策を行うことにより、県民のがんに関する知識と関心を深めるよう努めるものとする。

(保健医療関係者の責務)

第三条 がんの予防又はがん医療に従事する保健医療関係者は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、次に掲げる環境の整備に努めるものとする。

- 一 従業員ががんを予防し、かつ、無理なくがん検診を受診することができる環境
- 二 従業員ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療し、又は療養することができる環境
- 三 従業員の家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、当該家族を看護することができる環境

2 事業者は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(平二五条例七二・追加)

(がんの予防及び早期発見の推進)

第六条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及
- 二 女性に特有のがんの予防及びがんにかかりやすい年齢を考慮したがんの予防に関する啓発及び知識の普及
- 三 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十五条に規定する多数の者が利用する施設における受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するための施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、がんの予防を推進するための支援その他の必要な施策

2 県は、がんの早期発見を推進するため、がん検診に携わる医師その他の医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診に関する普及啓発その他の県民のがん検診の受診率の向上に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(平二五条例七二・旧第五条繰下・一部改正)

(がん教育の推進)

第七条 県は、児童及び生徒ががんに関する正しい知識を持つとともに、がんの予防及び早期発

見の重要性等について理解を深めるよう、学校関係者及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がんに関する学習活動を推進するものとする。

(平二五条例七二・追加)

(専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保)

第八条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(平二五条例七二・旧第六条線下)

(がん医療に関する情報の提供)

第九条 県は、県民に対して、がん医療に関する情報の提供に努めるものとする。

2 県は、がん診療連携拠点病院をはじめとする医療機関等が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供を充実するために必要な施策を講ずるものとする。

(平二五条例七二・旧第七条線下)

(がん医療の充実)

第十条 県は、県民に質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる取組を推進するよう努めるものとする。

- 一 がん診療連携拠点病院の整備の促進に必要な取組
- 二 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及びその他の医療機関の相互の連携及び協力の促進に必要な取組
- 三 医療機関におけるがん医療の体制の強化を支援するために必要な取組
- 四 前三号に掲げるもののほか、がん医療の向上のために必要な取組

(平二五条例七二・旧第八条線下)

(緩和ケアの充実)

第十一条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為(以下「緩和ケア」という。)の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- 二 居宅において適切な緩和ケアを受けることができる体制整備の支援
- 三 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体との連携の強化
- 四 前三号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のために必要な施策

(平二五条例七二・旧第九条線下)

(がん登録の推進)

第十二条 県は、がん医療の向上に資するため、がん登録(がん患者のがんのり患、転帰その他の状況等を把握し、分析するための施策をいう。以下同じ。)その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、がん登録により登録された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われないようにする等がん患者に係る個人情報の保護に配慮しなければならない。

(平二五条例七二・旧第十条線下)

(がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上等)

第十三条 県は、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上を図るとともに、がん患者並びにその家族及び遺族の精神的又は社会的な不安その他の負担の軽減に資するため、医療機関及びがん患者又はその家族等の組織する団体その他の関係団体と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者の身体的、精神的又は社会的な問題に関する相談
- 二 がん患者の家族又は遺族の精神的又は社会的な問題に関する相談
- 三 がん患者及びその家族の就労に関する啓発その他必要な施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上並びにがん患者並びにその家族及び遺族の精神的又は社会的な不安その他の負担の軽減を図るために必要な施策

(平二五条例七二・旧第十一条線下・一部改正)

(奈良県がんと向き合う日)

第十四条 県民のがんに関する知識と関心を深めるとともに、がん対策の一層の推進を図るため、奈良県がんと向き合う日を設ける。

2 奈良県がんと向き合う日は、十月十日とする。

(平二五条例七二・旧第十二条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第七二号)

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県がん相談窓口実施要領

1 目 的

第2期奈良県がん対策推進計画（平成25年3月策定）において「全てのがん患者やその家族が、不安や悩み、疑問に対して、いつでも身近なところで、必要な情報を手に入れることができ、その悩みや疑問が軽減する」ことを目指す姿として掲げていることを踏まえ、がん医療に関する相談支援体制を強化し、患者及び家族の療養生活の質の維持向上を図ることを目的に奈良県がん相談窓口を実施する。

2 対 象

県内に居住するがん患者及びその家族等

3 内 容

がんに関する不安や悩みに対する助言、医療に係る全般的な制度説明やがん診療連携拠点病院等の情報提供を行う。ただし、がん医療に係る専門的な相談については対象外とする。

4 方 法

（1）設置場所

がん相談窓口は、「ならのがん対策推進事業」の一環として、保健所等に設置する。

（2）開設日

実施日時及び場所については別途定める

（3）相談業務に従事する職員

相談業務に従事する職員については、保健所保健師（国立がん研究センターの相談員研修を受講している者等）及び、県内のがん診療連携拠点病院またはそれに準ずる病院等において相談業務等に従事する職員または専門医等とする。

（4）報告

がん相談窓口を実施した保健所長は、別紙報告書を各年度末までに保健予防課長へ報告する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

第1期奈良県がん対策推進計画に基づく「奈良県がん相談窓口実施要領」は廃止する。

平成 26 年度 吉野保健所がん相談事業実施要領

1 目的

がん患者やその家族が安心して療養を続けることができるように不安や疑問について相談を受ける機会を設けることで、がん患者やその家族の QOL の向上を目指す。

2 対象

県内居住のがん患者、その家族等

3 内容

がんに関する不安や悩みに対する助言、療養生活に関する助言、医療にかかる全般的な制度説明やがん診療拠点病院等の情報提供を行う。ただし、がん医療にかかる専門的な相談については対象外とする。

4 方法

(1) 場所

吉野保健所

(2) 実施回数

年 3 回（日時は相談業務に従事する職員および対象者の日程調整により決定する）

(3) 相談時間

1 ケースにつき原則 1 時間以内とする

(4) 相談業務に従事する職員

がん専門看護師及び、県内のがん診療連携拠点病院またはそれに準ずる病院において相談業務等に従事する職員が務める

平成 26 年度 吉野保健所がん患者サロン実施要領

1 目的

がん体験者同士が体験や感情を共有することによるサポートは、がん患者やその家族にとって大きな支えになることから、がん患者やその家族が相互に交流・情報交換し、ピア・サポート活動の活性化を図ることで、がん患者やその家族の不安の軽減および QOL の向上を目指す。

2 対象

県内居住のがん患者、その家族等

3 内容

参加者相互の交流、情報交換を行う。また、がんに関する必要な情報の提供を行う。

4 方法

(1) 場所

吉野保健所

(2) 月日

6 月、9 月、12 月、3 月の第 2 金曜日

(3) 時間

13:30～17:00 の間で内容や参加人数により調整する。

(4) 相談業務に従事する職員

当日の運営は奈良県がんピアサポーターとして県で養成した者が実施し、コーディネーターとして県内のがん診療連携拠点病院もしくはそれに準じる病院の患者相談窓口において相談業務等に従事する職員が務める。

◆吉野保健所ホームページ

[サイトマップ](#) [ホームページの使い方](#) [文字を大きく](#) [拡大方法の説明](#)

[検索](#)

[トップページ](#) [奈良県の紹介](#) [くらし・環境](#) [教育・人権・交流](#) [保健・医療・福祉](#) [しごと・産業](#) [県政情報](#) [県の組織](#)

[トップページ](#) > [県の組織](#) > [医療政策部](#) > [吉野保健所](#) > [健康増進課](#) > [がん患者さんへの支援](#) > [がん相談窓口](#)

がん相談窓口

[がん相談窓口](#)

- もどる
- がん患者サロン「よしの」
- がん相談窓口
- 関連リンク集

がん相談窓口

吉野保健所では、がん患者やその家族が安心して療養を続けることができるように不安や疑問について相談を受ける機会を設けています。

対象

奈良県内居住のがん患者、その家族等

内容

がん相談に従事している者が、がんに関する不安や悩みに対する助言、療養生活に関する助言、病院等の情報提供、医療にかかる全般的な制度説明等のご相談をお受けします。

※がん医療・治療についての専門的な助言は対象外となります。

日時

完全予約制（日程の調整が必要となりますので、電話またはFAXでご連絡ください。）

場所

吉野保健所（奈良県吉野郡下市町新住15-3）

県内の相談機関

[がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター](#)をご覧ください。

お問い合わせ先：奈良県吉野保健所
〒638-0045 奈良県吉野郡下市町新住15-3
代表電話番号0747-52-0551 FAX：0747-52-7259
ダイヤルイン電話番号

総務課	総務医療係	0747-64-8130
衛生課	食品獣疫係	0747-64-8131
健康増進課	感染症係	0747-64-8132
	精神保健難病係	0747-64-8133
	母子健康推進係	0747-64-8134

(受付：午前8時30分～午後5時15分)

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報の取り扱いについて](#) | [リンク・著作権・免責事項](#) | [奈良県ホームページガイドライン](#)

(C) Nara Prefecture All Rights Reserved. 各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

[○ サイトマップ](#)
[○ ホームページの使い方](#)
[文字を大きく](#)
[拡大方法の説明](#)

[トップページ](#)
[奈良県の紹介](#)
[くらし・環境](#)
[教育・人権・交流](#)
[保健・医療・福祉](#)
[しごと・産業](#)
[県政情報](#)
[県の組織](#)

[トップページ](#)
[県の組織](#)
[医療政策部](#)
[吉野保健所](#)
[健康推進課](#)
[がん患者さんへの支援](#)
[がん患者サロン「よしの」](#)
印刷する

がん患者サロン「よしの」

がん患者サロン「よしの」

- ・ もと
- ・ がん患者サロン「よしの」
- ・ がん相談窓口
- ・ 関連リンク集

▶ がん患者サロン「よしの」

● **がん患者サロンとは・・・**

がん患者サロンとは、がん患者さんや患者さんの家族同士が悩みや不安を語り合うことができる場です。

平成26年度は、年4回開催する予定です。初めての方もぜひお越しください。

● **内容**

患者さんや患者さんの家族同士が自由に話し合っていたく交流会と同時に、専業主婦に関連したミニ講座を実施する場合があります。

詳しくは、下記の各回のチラシをご覧ください。吉野保健所 母子・健康推進係にお問い合わせください。

● **開催日程**

- ▶ 第1回 平成26年 6月13日（金） 内容は [こちら](#) 【終了しました】
- ▶ 第2回 平成26年 9月12日（金） 内容は [こちら](#) 【終了しました】
- ▶ 第3回 平成26年12月12日（金）
- ▶ 第4回 平成27年 3月13日（金）

※ 警報発令時は中止とする場合がありますので、上記へお問い合わせください。

● **申し込み方法**

(1) 氏名
(2) 住所
(3) 電話番号（昼間にご連絡のつく連絡先）
(4) 参加人数

をご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。

FAX用参加申し込み書は [こちら](#)

お問い合わせ先：奈良県吉野保健所
〒638-0045 奈良県吉野郡下市町新住15-3
代表電話番号0747-52-0551 FAX：0747-52-7259
ダイヤルイン電話番号

総務課	総務係	0747-64-8130
衛生課	食中毒係	0747-64-8131
健康推進課	感染症係	0747-64-8132
	精神保健難病係	0747-64-8133
	母子健康推進係	0747-64-8134

（受付：午前8時30分～午後5時15分）

12月12日(金)13:30~16:00

内容 ①講演会「がんと放射線療法の副作用」

講師 奈良県立医科大学附属病院

がん放射線療法看護認定看護師 池田紗弥佳 氏

②交流会

(がん患者、家族で情報交換)

対象 がん患者・家族

場所 吉野保健所



がん患者サロン よしの

患者サロンは、がん患者や患者家族同士が悩みや不安を語り合うことができる場です。普段、不安に思っていること、困っていることを話してみませんか？

今回は、認定看護師による放射線療法の副作用についての講演会も開催します！はじめての方もぜひお越し下さい。

先着30名

※定員をこえた場合のみ通知

申し込み方法

住所、氏名、電話番号、参加人数をFAXまたは郵送で下記へ。

申込み用紙は、本チラシの裏面を利用させていただくか、吉野保健所のホームページ <http://www-cms.pref.nara.jp/36771.htm>からも入手できます。

〈あて先〉 吉野保健所 〒638-0045下市町新住15-3

TEL: 0747-64-8134 FAX: 0747-52-7259

※警報発令時は、中止とする場合がありますので上記へお問い合わせください。

がん患者サロン「よしの」FAX用参加申し込み書

【送信先】 FAX 0747-52-7259
 吉野保健所健康増進課
 母子・健康推進係

氏名	
住所	
昼間の連絡先	
参加希望人数	

【お飲み物などは準備していませんので、必要な方はご持参ください。】

講師への質問がありましたら、ご記入ください。



近鉄下市口駅より徒歩15分

※ 郵送の場合は、上記の内容を記入してお送りください。

2. 相談体制

◆相談員・事務員の人数、職種等 ……【資料1】

<吉野保健所がん相談事業>

• 実施要領

4(4)相談業務に従事する職員

がん専門看護師及び、県内のがん診療連携拠点病院またはそれに準ずる病院において相談業務等に従事する職員が務める

• 実績

県内のがん診療連携拠点病院より、がん専門看護師を派遣

2. 相談体制

◆相談員・事務員の人数、職種等 ……【資料2】

<吉野保健所がん患者サロン>

• 実施要領

4(3)相談業務に従事する職員

当日の運営は奈良県がんピアサポーターとして県で養成した者が実施し、コーディネーターとして県内のがん診療連携拠点病院もしくはそれに準じる病院の患者相談窓口において相談業務等に従事する職員が務める

• 実績

- ① 県内のがん診療連携拠点病院より、医療相談室(がん相談支援センター)に専従している相談員を派遣
- ② 講演テーマに沿った医師、がん化学療法認定看護師

2. 相談体制

◆活動・対応の範囲と分野

<患者・家族に対して>

- がん相談窓口
 - ① 療養場所に関する事
 - ② 社会的・経済的な問題
 - ③ 診断・治療に関する事
 - ④ 受診・受療に関する事
 - ⑤ 身体的な問題に関する事
 - ⑥ 精神的な問題に関する事
 - ⑦ 家族の問題に関する事
 - ⑧ その他

- がん患者サロン
 - ① 自由会話での助言

2. 相談体制

◆利用者の紹介について

<対応しきれない相談についての紹介先、連携、情報収集方法等>

- がん相談窓口 がん専門看護師
- がん患者サロン がん相談員、医師、がん化学療法認定看護師

それぞれの相談対応者の所属する医療機関を受診している患者・家族であれば、院内での継続対応、他職種への橋渡し、主治医との連携等で対応

他病院にかかっている場合は、相談者の希望によって病院間の連携

2. 相談体制

◆相談内容の保存

<保存方法・保存期間>

- 「がん相談支援・情報提供強化事業」として簿冊作成
- 執務室にて管理
 - ① 就業時間内は、職員の目の届く執務室内で管理
 - ② 夜間は保健所全体を施錠
 - ③ 過去のファイルは、鍵のかかる書庫で5年間保存

<個人情報への配慮>

- 相談窓口の報告は、イニシャルで表記
- がん患者サロンの参加者名簿等は、上記簿冊にて管理

2. 相談体制

◆受付時間・日程

- がん相談窓口

<受付時間> 個別対応(相談予定時間に来所)

<日程> 完全予約制

- がん患者サロン

<受付時間> 参加申込みは、TEL、FAXまたは郵送で随時受付（当日参加もあり）
開催当日は、開始30分前から開始

<日程> 今年度は年4回開催
昨年度は年3回開催

2. 相談体制

◆面談相談・電話相談

<面談相談>

- がん相談窓口 個別で面談
- がん患者サロン 自由会話のなかでの全体での相談に対応

<電話相談>

- 保健所への電話には保健所保健師が対応
- かかっている医療機関の相談窓口の確認
(相談者が知っているか、受診している医療機関で相談できる関係か)
- 県内の「がん診療連携拠点病院の相談窓口(がん相談支援センター)」を案内
(その病院にかかっているか、受診しているか)
- 「がんネットなら」を案内

3. 広報・周知方法

◆市民への周知・アナウンスの方法 ……………【資料3】

- がん相談窓口
 - ① がん患者サロンで周知・案内 (アンケートで個別相談希望の有無の項目を作成)
 - ② 吉野保健所ホームページで案内
- がん患者サロン
 - ① 管内市町村広報に掲載
 - ② 県広報に掲載
 - ③ 県内のイベントでチラシ設置
 - ④ 県内がん診療連携拠点病院・支援病院、県型保健所でチラシ設置
 - ⑤ 県保健予防課・吉野保健所ホームページ、がんネットならで案内
 - ⑥ デジタルサイネージで放映

7. 山口県

事業名：がん相談支援体制整備事業

運営団体：（公財）山口県健康福祉財団

1) 設置経緯・背景

- H26年7月1日に、地域統括相談支援センターの一環で、がん相談窓口（山口県がん総合相談窓口）を設置開設した。病院ではなく、第三者的な機関として、気軽に相談できるワンストップの窓口として、県庁内に開設した。
- 山口県のがん対策推進計画にも地域統括相談支援センターの設置については書かれており、計画に基づき設置された。
- 設置に際して、議会等対外的な説明としては、病院に置かれた相談支援センターとは異なり、県庁に置くことで、生保との連携を取りやすい、訪問相談もできるということで説明してきたが、将来的には、もっと身近なところに置きたいと考えている。
- ワンストップができてよかったという評価はまだできていない。また当初相談支援センターとの違いで掲げていた院外、県庁に設置しているところのメリット（例えば福祉サービスとの連携など）についても、まだ具体的な事例は挙がってきていない。
- 今年秋に山口県でがん対策条例が通過する見込み。そこに相談支援に関する条例も書き込まれる予定。

<山口県健康づくり財団>

- 委託先である（公財）山口県健康福祉財団は、昭和46年に財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団として設立された。平成9年に県・市町等の実施する健康づくり事業の支援や健康づくりに関する普及啓発などの業務（健康づくりセンター業務）を県から委託を受け、健康づくりに関する業務を実施することとなった。（平成10年に名称が山口県健康福祉財団に変更された。）を行う機関として設置された。公共事業を担う形で、県の委託事業を請け負っている。（県の委託と退職者の福祉関係の事業の委託の請負を行う。）
- がんの総合相談事業の委託の話があった当初は、これまでに健康づくりに関する講演会や活動は行っていたが、実際に医療機関との連携はほとんどなく、受けられるかどうか思案した。請け負ったとしても1人が単独で相談対応をすることになるなどの懸念があったが、現在は、県を中心に活動をして、土台作りをさせていただいている。委託を請け負っているスタッフは、健康福祉財団の所属となっているが、相談を受けているのは、県庁健康福祉部の居室内。
- 健康福祉財団のホームページにも、がん相談の案内を、県庁の案内と合わせて連携して掲載している。

2) 予算

- 年間の予算（1年目）600万円（国300万円、県300万円）。
 - 内訳は、人件費が約半分、アドバイザーへの謝金（対応時間数により）、インターネット回線開設などの諸経費も含む。
 - 謝金は予算計上分の全額使わないだろうと予想される。
- アドバイザーは、現在、医師4名（山口大学腫瘍センター、県立総合医療センター医師など）、専門看護師1名、ケアマネ2名、社労士1名（がん経験者）に委嘱をしている。相談対応時間換算で謝金を支払っている。
 - メールでの相談の場合でも、翌日には返事をくれている。

3) 事業概要

- ピアサポートとの連携、その他の資源との連携や活用など、いろいろと展開していくことはあるが、まずは相談窓口を開設してそこに力を入れている。そのための連携体制づくりなどしているところである。
- 9時～12時、13時～16時の対応。基本は電話だが、訪問される方もあり（これまでに2件）、県庁内の面接室で、県庁職員（保健師）2名で対応した。
- 実績49件/3ヶ月。高齢者層は多い。リピーターもいる。
- ピアサポーターの養成については、今後検討していきたいと考えているが、まだ始まったばかりということもあり、どうやっていったらよいかかわからないでいる。ぜひアドバイスをいただきたい。
- 空白医療圏に対する対応は、北部に空白医療圏はあるが、県として相談を受けられる体制はつくっているので、相談が受けられないなどはないと考えている。

4) 広報・周知

- 周知に関して、報道、記者発表を行い、取り上げられた。ポスターも県内のすべての病院窓口、クリニック（全1,500ほど）、市町の窓口に送った。貼付してくれているかの確認はとれていない。薬局にも貼ってもらえるように、現在薬剤師会を通して交渉依頼中である。

5) 国指定がん診療連携拠点病院との関係性

- がん相談支援センターとの連携については、開設前にすべてのがん診療連携拠点病院がん相談支援センターを訪問し、協力依頼を行った。また、研修会（今週土曜日に開催予定）、事例検討会も一緒に行うことにより、いろいろと学ばせていただいているところ。今後連絡会にも参加していく予定である。

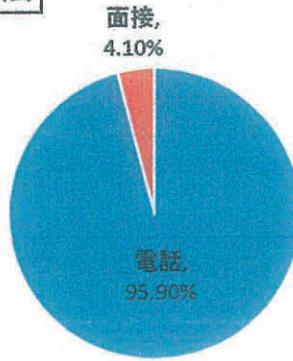
6) 本事業に期待すること、要望等について

- 地域統括相談支援センターを運営している県で、同じ立場の者で話ができる機会があるとありがたい。それぞれの悩みもあるだろうから。是非そのような機会をつくっていただきたい。

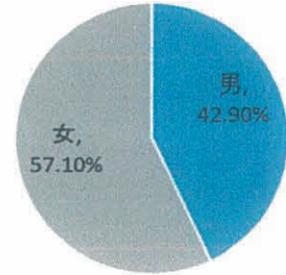
山口県がん総合相談窓口の相談集計（7月～9月）

相談方法	件数
電話	47
面接	2
計	49

相談方法



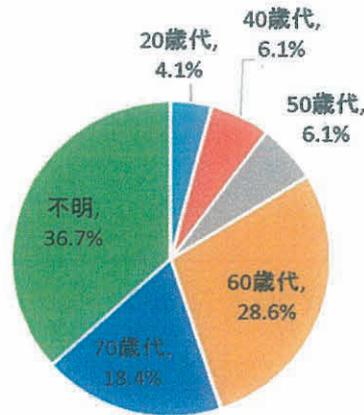
相談者の性別



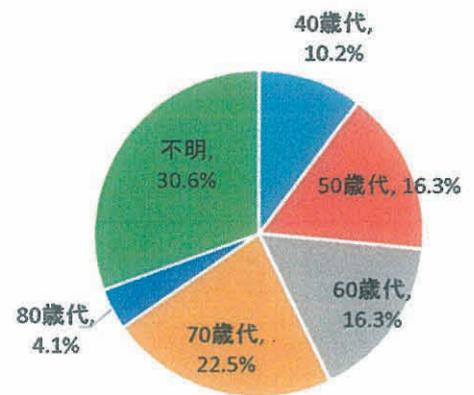
相談者性別	件数
男	21
女	28
計	49

年齢	相談者
20歳代	2
30歳代	0
40歳代	3
50歳代	3
60歳代	14
70歳代	9
80歳代	0
不明	18
計	49

相談者の年齢



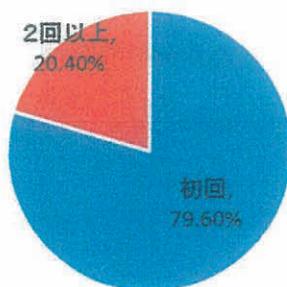
患者の年齢



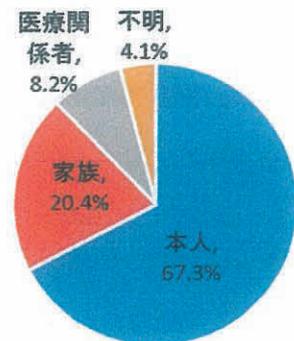
年齢	患者
20歳代	0
30歳代	0
40歳代	5
50歳代	8
60歳代	8
70歳代	11
80歳代	2
不明	15
計	49

相談回数	件数
初回	39
2回以上	10
計	49

相談回数



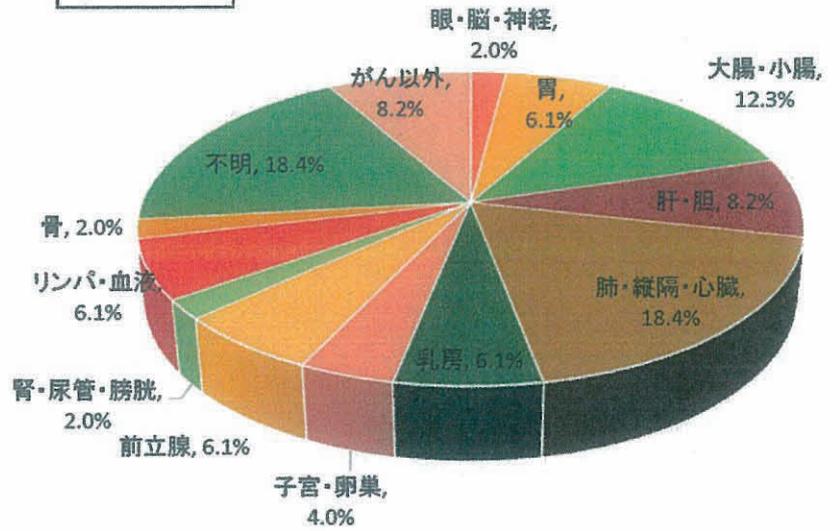
相談者のカテゴリー



カテゴリー	件数
本人	33
家族	10
友人・知人	0
医療関係者	4
その他	0
不明	2
計	49

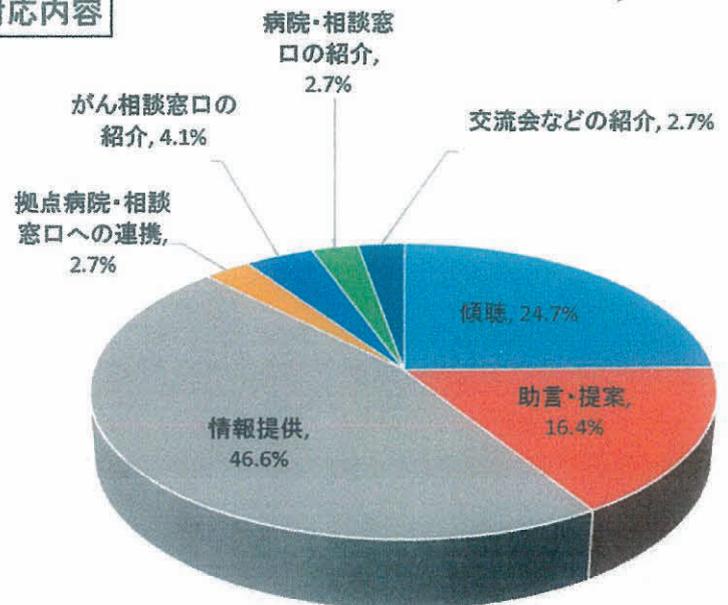
がんの部位	件数
眼・脳・神経	1
耳鼻咽喉	0
食道	0
胃	3
大腸・小腸	6
肝・胆	4
膵臓	0
肺・縦隔・心臓	9
乳房	3
子宮・卵巣	2
前立腺	3
腎・尿管・膀胱	1
甲状腺・副腎	0
リンパ・血液	3
骨	1
皮膚	0
中皮腫	0
肉腫・腹膜・後腹膜	0
原発不明	0
その他のがん	0
不明	9
がん以外	4
計	49

がんの部位



対応内容	件数
傾聴	18
助言・提案	12
情報提供	34
医療機関受診の説明	0
拠点病院・相談窓口への連携	2
がん相談窓口の紹介	3
病院・相談窓口の紹介	2
交流会などの紹介	2
その他	0
計	73

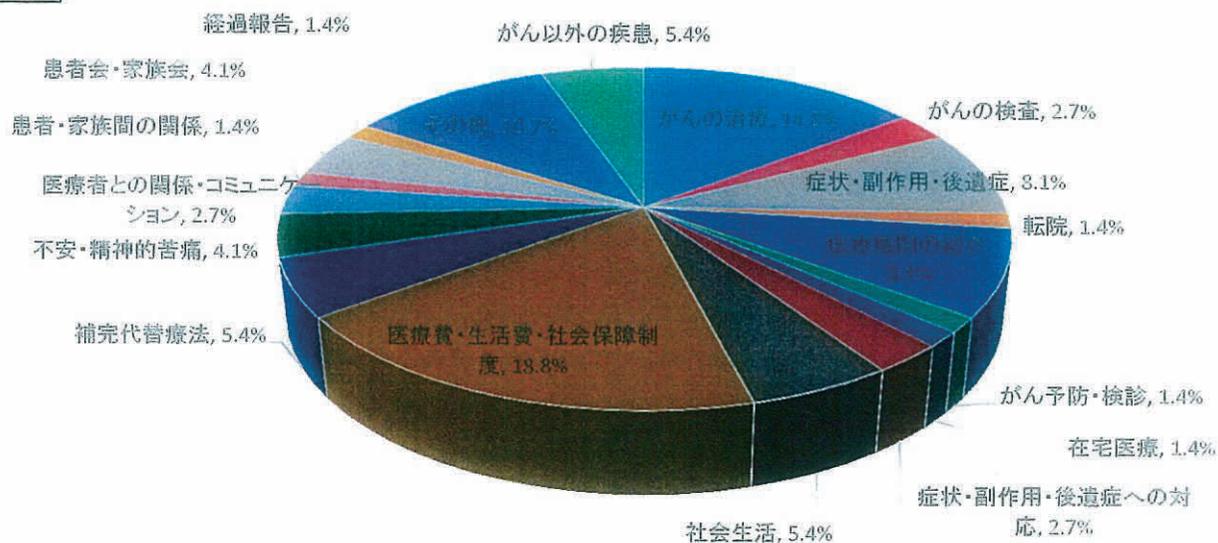
対応内容



	がん患者からの相談内容																									がん以外の疾患	合計	
	1 がんの治療	2 がんの検査	3 症状・副作用・後遺症	4 セカンドオピニオン	5 治療実績	6 受診方法・入院	7 転院	8 医療機関の紹介	9 がん予防・検診	10 在宅医療	11 ホスピス・緩和ケア	12 症状・副作用・後遺症への対応	13 食事・服薬・入浴・運動・外出	14 介護・看護・養育	15 社会生活	16 医療費・生活費・社会保険制度	17 補完代替療法	18 不安・精神的苦痛	19 告知	20 医療者との関係・コミュニケーション	21 患者・家族間の関係	22 友人・知人・職場の人間関係・コミュニケーション	23 患者会・家族会	24 経過報告	25 グリーフケア			26 その他
7月	6	2	2	0	0	0	1	4	0	1	0	1	0	0	3	12	3	3	0	1	0	0	3	1	0	5	3	51
8月	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	8
9月	2	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	15
計	11	2	6	0	0	0	1	6	1	1	0	2	0	0	4	14	4	3	0	2	1	0	3	1	0	8	4	74
割合 (%)	14.8	2.7	8.1	0.0	0.0	0.0	1.4	8.1	1.4	1.4	0.0	2.7	0.0	0.0	5.4	18.8	5.4	4.1	0.0	2.7	1.4	0.0	4.1	1.4	0.0	10.7	5.4	100.0

※相談内容により、複数計上あり。

相談内容



「がん総合相談窓口」を開設しました。



「がん総合相談窓口」は、がんの不安や悩みについて、医療のことだけでなく、仕事から生活に関することまで、患者さんや家族が安心して療養を続けることができるように支援する相談窓口です。

患者さんや家族のほか、どなたでもご利用いただける相談窓口ですので、病気と向きあう日々のなかで、心配ごとや不安な気持ちをひとりで抱えずに、いつでもご相談ください。

1 相談窓口

- 相談電話番号(専用電話)
TEL 083-902-6220
- 相談受付日
月曜日～金曜日(土日祝日と年末年始はお休みです)
- 相談時間
9時～12時、13時～16時
- 相談方法
主に電話による相談
(面接による相談にも対応します。面接でのご相談は、予約が必要です。)
- 相談体制
相談員(保健師)がご相談をお受けいたします。
- 設置場所
県庁健康福祉部地域医療推進室内
(山口県健康福祉財団が山口県からの委託を受けて行っています。)
- 費用
相談にかかる費用は無料です。(通話料は相談者の負担となります。)
- 開設日
平成26年7月1日
- 案内ちらし
山口県がん総合相談窓口の案内ちらし [山口県がん総合相談窓口ちらし \(PDF: 694KB\)](#)

※相談者のプライバシーは厳守いたします。

2 相談内容

がんに対する不安や心配、がん治療や療養についての不安、経済的負担に係る支援制度、セカンドオピニオン外来の紹介、仕事の問題等、がんに関すること全般についてのご相談をお受けいたします。

ただし、症状や疾病に関する診断や医療機関の責任の有無の判断等については、対応できません。

3 その他の相談窓口について

その他の相談窓口として、がん相談支援センターが設置されています。

がん相談支援センターとは、がん診療連携拠点病院に設置されており、患者さんやご家族のほか、どなたでもご利用できる窓口です。

窓口が設置されているがん診療連携拠点病院で診療を受けていない方もご利用いただけます。

相談方法は、各相談支援センターにお問い合わせください。

県内のがん診療連携拠点病院等に開設されている「がん相談支援センター」一覧表

相談支援センター名	住所	問い合わせ先電話番号	対応曜日・時間
山口大学医学部附属病院 がん相談支援室 <small>(別ウィンドウ)</small>	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2473 (直通)	月曜日から金曜日 9時～17時
山口赤十字病院 相談支援センター <small>(別ウィンドウ)</small>	山口市八幡馬場53-1	083-923-0380 (直通)	月曜日から金曜日 8時30分～17時
山口県立総合医療センター がん相談支援センター <small>(別ウィンドウ)</small>	防府市大崎77	0835-22-5145 (直通)	月曜日から金曜日 8時30分～17時15分
岩国医療センター がん相談支援センター <small>(地域医療連携室内)</small> <small>(別ウィンドウ)</small>	岩国市愛宕町1丁目1番1号	0827-35-5645 (直通)	月曜日から金曜日 8時30分～17時
周東総合病院 がん相談窓口 <small>(地域医療福祉連携室内)</small> <small>(別ウィンドウ)</small>	柳井市古開作1000-1	0820-22-3456 (代表)	平日 8時30分～17時
徳山中央病院 地域連携・医療相談室 <small>(別ウィンドウ)</small>	周南市孝田町1-1	0834-28-4411 (内線4200または4202)	平日 8時30分～17時15分
下関市立市民病院 がん相談・医療相談室 <small>(別ウィンドウ)</small>	下関市向洋町1-13-1	083-224-3709 (直通)	月曜日から金曜日 8時30分～17時
長門総合病院 地域医療福祉連携室 <small>(別ウィンドウ)</small>	長門市東深川85	0837-22-2518 (直通)	平日 8時30分～17時
都志見病院 がん相談窓口 <small>(別ウィンドウ)</small>	萩市江向413-1	0838-22-2878 (直通)	月曜日から金曜日 8時15分～17時
山口宇部医療センター 地域医療連携室 <small>(別ウィンドウ)</small>	宇部市東岐波685番地	0836-58-4100 (直通)	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

4 関連リンク

[国立がん研究センターがん対策情報センターが提供する全国のがん診療を行なっている医療機関等の情報のページ](#) (別ウィンドウ)

[国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービス](#) (別ウィンドウ)

[国立がん研究センターがん対策情報センター](#) (別ウィンドウ)

[日本対がん協会](#) (別ウィンドウ)

[厚生労働省 がん対策情報～がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会の実現のために～](#) (別ウィンドウ)

[やまぐち医療情報ネット](#) (県内医療機関から公表された医療機能情報をご覧ください。)

お問い合わせ先

地域医療推進室医療対策班

Tel : (083)933-2961

Fax : (083)933-2939

Mail : a151001@pref.yamaguchi.lg.jp

[トップページ](#) | [このサイトの利用について](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) |

山口県庁 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 電話 : 083-922-3111 (代表) [\[県庁への交通案内\]](#)

Copyright ©1996-2014 Yamaguchi Prefecture. All Rights Reserved.

がんに悩んでいる患者・家族のための

山口県がん総合相談窓口

がんに関する不安や悩みについて、医療のことだけでなく、仕事から生活に関することまで、安心して療養できるように支援する窓口です。



相談方法：主に電話による相談

面接によるご相談にも対応します。面接をご希望の場合は**予約が必要**です。

☎ 083-902-6220



相談時間：平日 9～12時、13～16時

土日祝日と年末年始は、お休みです。



場所：山口県庁（健康福祉部地域医療推進室内）

(公財)山口県健康福祉財団が山口県からの委託を受けて行っています。



費用：相談にかかる費用は無料です。

おかけになられた通話料は、**相談者の負担**となります。



相談内容：がんに関すること

がんに対する不安や心配、がん治療や療養についての不安、経済的負担に係る支援制度、仕事・就労の問題、セカンドオピニオン外来の紹介等、**がんに関すること全般**についてのご相談をお受けいたします。

ただし、診断や治療方法などの具体的な診療に関わること等については、対応できません。



相談体制：相談員（保健師）がお受けします。





その他の相談窓口について

各がん診療連携拠点病院等にがん相談支援センターがあります。窓口が設置されている病院で診療を受けていない方もご利用いただけます。

相談支援センター名	住 所	電話番号	対応曜日・時間
山口大学医学部附属病院 がん相談支援室	宇部市南小申 1-1-1	0836-22-2473 (直通)	月曜日から金曜日 9:00~17:00
山口赤十字病院 相談支援センター	山口市八幡馬場 53-1	083-923-0380 (直通)	月曜日から金曜日 8:30~17:00
山口県立総合医療センター がん相談支援センター (地域医療連携室内)	防府市大崎77	0835-22-5145 (直通)	月曜日から金曜日 8:30~17:15
岩国医療センター がん相談支援センター (地域医療連携室内)	岩国市愛宕町 1-1-1	0827-35-5645 (直通)	月曜日から金曜日 8:30~17:00
周東総合病院 がん相談支援センター (地域医療福祉連携室内)	柳井市古開作 1000-1	0820-22-3456 (代表)	平 日 8:30~17:00
徳山中央病院 地域連携・医療相談室	周南市孝田町 1-1	0834-28-4411 (内線4200/4202)	平 日 8:30~17:15
下関市立市民病院 がん相談・医療相談室	下関市向洋町 1-13-1	083-224-3709 (直通)	月曜日から金曜日 8:30~17:00
長門総合病院 がん相談支援センター (地域医療福祉連携室)	長門市東深川85	0837-22-2518 (直通)	平 日 8:30~17:00
都志見病院 がん相談窓口	萩市江向413-1	0838-22-2878 (直通)	月曜日から金曜日 8:15~17:00
山口宇部医療センター がん相談支援室	宇部市東岐波 685番地	0836-58-2100 (直通)	月曜日から金曜日 8:30~16:00



不安や心配をひとりで抱えないで…
どうぞ、ご相談ください。

がん検診、がん医療など、がんに関する情報は

山口県がん対策

検索 

【県ホームページの紹介】

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a151001/index/>

(公財) 山口県健康福祉財団・山口県

がん相談記録書

受付日・受付番号		平成26年 月 日 / No		
相談時間		時 分～ 時 分 分	受付者	
相談方法		1. 電話 2. 面接 3. その他		
相談者	相談者	0. 不明 1. 才		
	性別	1. 男 2. 女		
	相談者のカテゴリー	0. 不明		
		1. 患者本人		
		2. 家族・親族()		
3. 友人・知人				
		4. 医療関係者		
		5. その他		
利用回数		0. 不明 1. 初めて 2. 2回以上(回)		
年齢		0. 不明 1. 才		
性別		0. 不明 1. 男 2. 女		
受診状況		0. 不明 1. 病院 入院中 外来通院中 病院名() 2. なし 3. 死亡		
現在の 治療状況		0. 不明 1. 診断なし(診断前精査中) 2. 治療前 3. 治療中 4. 治療後の経過観察中 5. 死亡		
がんの状況		0. 不明 1. 初発 2. 再発・転移		
がんの種類		0. 不明 1. 眼・脳・神経 2. 耳鼻咽喉 3. 食道 4. 胃 5. 大腸・小腸 6. 肝・胆 7. 膵 8. 肺・縦隔・心臓 9. 乳房 10. 子宮・卵巣 11. 前立腺・精巣 12. 腎・尿管・膀胱 13. 甲状腺・副腎 14. リンパ・血液 15. 骨 16. 皮膚 17. 中皮腫 18. 肉腫・腹膜・後腹膜 19. 原発不明 20. その他のがん		

備考

	実施したすべて	最も比重の重いもの
相談内容	1. がんの治療	
	2. がんの検査	
	3. 症状・副作用・後遺症	
	4. セカンドオピニオン	
	5. 治療実績	
	6. 受診方法・入院	
	7. 転院	
	8. 医療機関の紹介	
	9. がん予防・検診	
	10. 在宅医療	
	11. ホスピス・緩和ケア	
	12. 症状・副作用・後遺症への対応	
	13. 食事・服薬・入浴・運動・外出	
	14. 介護・看護・養育	
	15. 社会生活	
	16. 医療費・生活費・社会保障制度	
	17. 補完代替療法	
	18. 不安・精神的苦痛	
	19. 告知	
	20. 医療者との関係・コミュニケーション	
	21. 患者・家族間の関係	
	22. 友人・知人・職場の人間関係・コミュニケーション	
	23. 患者会・家族会	
	24. 経過報告	
	25. グリーフケア	
	26. その他	
対応内容	1. 傾聴・語りの促進	
	2. 助言・提案	
	3. 情報提供	
	4. 医療機関受診の説明	
	5. 拠点病院・相談窓口への連携	
	6. 病院・相談窓口の紹介	
	7. 交流会などの紹介	
	8. その他	

その他

この相談窓口をどのように知りましたか？

1. 公共の施設からの紹介
2. パンフレット・新聞・広報などからの知った
3. 家族・友人・知人から聞いた
4. ホームページで知った
5. 以前、相談をしたことがある
6. その他
7. 聞けなかった

医療費について、毎月 いくら支払っているか お尋ねします。

高額療養費の手続き (済 未)

外来(薬、化学療法、) 円/月

入院(手術、放射線、) 円/月

その他() 円/月

対応策・紹介先など

専門的な相談 (有 無) 医師・看護師・ケアマネ・社会保険労務士()

8. 高知県

事業名：がん患者等支援事業

運営団体：(社団) 高知がん患者支援推進協議会

1) 設置経緯・背景

- 「がん相談支援センターこうち」は、平成 19 年に高知県がん対策推進条例に基づいて設置（国の「地域統括がん相談支援センター」事業以前から設置）された。
- 県担当者が相談担当をすると、異動等により一定のサービス水準を満たせないため、既に県内で活動を行っていた「一喜会」に委託を行った。
- がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターと役割を分ける、病院では聞きにくい、相談しにくいことを相談できる場所（はげ口）が必要ということで設置された。

2) 予算

- 平成 19 年度から平成 26 年度までの委託経費予算額は以下のとおりである。運営経費は別。
 - 平成 19 年 170 万円（相談員 1 名分） 開設 10 月
 - 平成 20 年 430 万円（相談員 1 名分）
 - 平成 21・22 年 560 万円（相談員 1.5 名分）
 - 平成 23 年 810 万円（相談員 2 名分）
 - 平成 24～26 年 1,175 万円（相談員 3 名分）

3) 事業概要と体制

- 相談業務だけなら人員的に充足しているが、各種イベント運営を含めると不足している。
- 相談総件数は平成 25 年度で 1,089 件、全国的にも多い。
- 相談センターこうちの相談テーマは「不安」「こころのケア」「グリーフケア」「納得いく医療と巡り会う」。
- 高知県は医療機関の数は多いもののがんを専門的に診療できる医師は少なく、どこであきらめるか、納得するか、の線引きがあいまいであるため、希望に応じてとことん納得できるまで一緒に医師を探す（全国）。
- 全国どこでも名医のネットワークがある（肺がんなら▲▲の○○Dr、乳がんなら□□の・・・）。
- 受診の際に不安なら、希望を確認して診察に同行する（旅費は相談者側が負担する）。
- 主治医に自分の想いを伝えにくいという相談者には、代弁することもある。
- 一度相談対応した相談者にはスタッフの携帯電話番号を知らせてあり、以降は直接相談をうけることができる、6 回以上の相談回数がほとんどである。

- 相談員は4名で全員スピリチュアルケア研修受講済み。
- センター内での来所・電話相談以外にスタッフが診察同行など訪問相談も実施している。
- 相談の体制は、来所面接および電話（1回線）で実施している。
- 平成26年度から相談記録のフォーマットを作成し県庁と共有している。相談内容は日報にて県庁も把握している。県庁とがん相談センターこちらの定例連絡会は実施なし。
- ピアサポート養成研修は他の患者会が実施している。
- 古民家サロンを運営している。

4) 広報・周知

- がん相談センターを県の広報誌で広報している。
- がんサポートブックは県が作成している。
- 県内の相談センターを紹介した相談窓口紹介ポスター・カードを作成、病院や薬局、図書館等に掲示を依頼。

5) 国指定がん診療連携拠点病院との関係性

- 平成23年度、24年度は年1回、平成25年度からは年4回のがん相談員意見交換会を実施中。

1. 基本項目

●名称 がん相談センターこうち

●住所 高知市旭町3丁目115番地 こうち男女共同参画センター ソーレ 3階

●設立年月日 平成19年10月15日

●設立の趣旨と経緯

・平成19年3月23日 高知県がん対策推進条例制定 同年4月1日施行 (議員提案)

・第7条(現在:第13条)(がん患者等への支援)の中で、相談窓口整備を明記

県は医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、相談窓口の整備等がん患者及びその家族又は遺族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

・条例提案説明理由として、次の内容を説明。

患者側からすると不安や不満は病院側には言いにくいと聞いている。そのため、県に相談窓口の整備をとという声が強くなるのを受けて、公平で誰からも相談しやすい県に拠点病院等と連携した相談窓口の整備ができるよう、必要な施策を講ずるものとするとして規定した。

●条例等との兼ね合い(設立の基になる制度は)

・高知県がん対策推進条例

●設置要綱 別紙のとおり

●予算 13,417千円

需用費:984千円 (光熱水費420千円 書籍購入・啓発資材作成564千円)

役務費:282千円 (通信費112千円 啓発資材送付170千円)

委託料:11,775千円(人件費11,033千円 旅費627千円 需用費79千円 役務費36千円)

負担金:376千円 (管理運営費376千円)

2. 相談体制

●相談員、事務員の人数(専従・兼務)職種・バックグラウンド等

相談員(相談員基礎研修1~3修了:スピリチュアルケア研修受講:専従:患者家族)

相談員(相談員基礎研修1~2修了:スピリチュアルケア研修受講:専従:臨床検査技師)

事務員(スピリチュアル研修受講:専従:患者家族)

事務員(スピリチュアル研修受講:専従:患者家族)

●相談受付時間

月~土 9時~17時 年末年始・祝日は休み 臨時休業も年5日程度あり

●相談方法

電話相談 面談相談 訪問相談

●相談員への研修

国がん主催の相談員研修への受講予算確保 学会等への参加旅費確保

3. 広報・周知方法

●市民への周知 相談窓口紹介ポスター・カード作成 病院や薬局、図書館等に掲示を依頼

4. 地域での位置づけ

●拠点病院との関係 拠点病院(4)推進病院(1)との意見交換会開催

H23:1回 H24:1回 H25:4回(5,7,9,12月) H26:2回(6,9月 3カ月に1回)

高知県がん患者相談事業実施要綱

第1 目的

本事業は、がんの予防と早期発見、また、すべてのがん患者及びその家族等の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上を図るために、がん診療連携拠点病院等の関係機関や関係団体等と連携し、がん医療等に関する情報の提供や相談体制を構築することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は高知県（以下「県」という。）とし、一部又は全部を委託により実施する。

第3 対象者

本事業は、がん患者、その家族及び県民全般を対象とする。

第4 事業内容

1 がん相談窓口及びがん患者等の交流の場の運営

(1) がん相談窓口の運営

- (ア) がんに関する患者や家族等の悩みを傾聴すること。
- (イ) 医学的根拠に基づく情報の提供や説明を行うこと。
- (ウ) 拠点病院の相談窓口やセカンドオピニオンの紹介をすること。
- (エ) 県内医療機関の専門診療科目等の情報提供を行うこと。

(2) がん患者等の交流の場の運営

がん患者及びその家族やがん克服者等が集い交流できる場（以下「サロン」という。）を運営すること。

2 研修

がん相談窓口の機能強化及び県内他の箇所へサロンを普及できるように人材育成を図るために必要な研修等を実施すること。

3 普及啓発

県民を対象として、がんの予防・治療・予後に関する正しい知識の普及・啓発及び理解促進を図るために、関係機関や関係団体等と連携し、講

演会等を催すこと。

4 その他

上記以外にも、関係機関や関係団体等と連携して、がん患者等への相談支援に資する活動を実施すること。

第5 実施方法等

1 がん相談窓口及びサロン

(1) 開設日時

開設日及び開設時間は、別に定める。

(2) 実施体制

ア 相談窓口の運営

県は、相談員を配置して、対象者からの電話や来所等による相談に対応する。

イ サロンの運営

相談員は、サロンへ対象者が気軽に集えるよう、維持管理に努める。

2 研修

県は、必要に応じ、関係機関や関係団体等と連携のうえ、希望者を対象として、時宜を得たテーマにより研修を実施する。

3 普及啓発

県は、必要に応じ、関係機関や関係団体等と連携のうえ、がんの予防対策、県内外のがん治療の現状やがん克服者の体験談等をテーマとして、講演会等により情報発信する。

第6 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月10日から施行する。

がん相談センターこうち 相談実績

年 度	H19年度 (10月～)				H20年度				H21年度				H22年度				H23年度				H24年度				H25年度				
	本人	家族	その他	総計	本人	家族	その他	総計	本人	家族	その他	総計	本人	家族	その他	総計	本人	家族	その他	総計	本人	家族	その他	総計	本人	家族	その他	総計	
相談総件数	231	147	4	382	388	200	107	695	383	283	95	761	533	230	114	877	887	238	68	1,193	863	313	47	1,223	627	413	49	1,089	
(月平均)	(39)	(25)	(1)	(64)	(32)	(17)	(9)	(58)	(32)	(24)	(8)	(63)	(44)	(19)	(10)	(73)	(74)	(20)	(6)	(99)	(72)	(26)	(4)	(102)	(52)	(34)	(4)	(91)	
相談件数	231	147	4	382	388	200	107	695	383	283	95	761	533	230	114	877	602	230	65	897	576	289	45	910	408	394	49	851	
(月平均)	(39)	(25)	(1)	(64)	(32)	(17)	(9)	(58)	(32)	(24)	(8)	(63)	(44)	(19)	(10)	(73)	(50)	(19)	(5)	(75)	(48)	(24)	(4)	(76)	(34)	(33)	(4)	(71)	
面談・電話相談	不安	168	108		276	96	30	4	130	84	41		125	77	20	3	100	89	29	4	122	79	31	2	112	46	42	5	93
	セカンドオピニオン	5	2		7	35	12	2	49	34	37	4	75	30	22	1	53	45	22	2	69	49	29	1	79	23	51	1	75
	緩和ケア	1	5		6	6	20		26	15	19	3	37	3	13		16	9	6	9	24	5	4		9	4	9		13
	転院	8	7		15	11	11	1	23	28	27	4	59	37	22		59	4	7	2	13	23	22	3	48	8	13		21
	治療	13	8	2	23	89	71	19	179	128	96	6	230	289	115	12	416	247	105	26	378	256	133	19	408	136	100	15	251
	検査	2			2	22	7		29	14	11	1	26	26	8	1	35	30	7	5	42	28	13	3	44	32	21		53
	生き方	4	1		5	9	12	3	24	13	6	2	21	22	7	3	32	63	7	3	73	71	9	1	81	119	45	6	170
	治療後の生活	2	2	1	5	9	5		14	4	2	1	7	6	2	1	9	28	12	3	43	17	8	1	26	8	2		10
	医療情報	4		1	5	40	15	16	71	29	33	36	98	36	15	27	78	44	21	6	71	38	33	7	78	30	57	19	106
	インフォームドコンセント	1			1	1			2	3	3		6	1			1		3	1	4	1			1				1
	術後後遺症	1			1				1	1			1	2	1		3				1				1		1		1
	その他	7	3		10	39	13	56	108	30	8	38	76	4	5	66	75	43	11	4	58	8	7	8	23	2	16	3	21
	グリーフ																										37		37
	相談件数																	285	8	3	296	287	24	2	313	219	19		238
(月平均)																	(24)	(1)	(0)	(25)	(24)	(2)	(0)	(26)	(18)	(2)		(20)	
訪問相談	不安																	77	3		80	35			35	40	1		41
	緩和ケア																	9			9	10	2		12	8			8
	家族関係														1			16			17	15	6		21	9	1		10
	治療															1		44			45	47	1	1	49	18			18
	手術																	6			6	5			5	3			3
	生き方																	28			28	22	1		23	33	2		35
	同行																	41			41	53	4		57	24	2		26
	治療後の生活																	1			1	19			19	6	1		7
	医療情報																	3			3	3			3	7	1		8
	死の意識																	16	2		18	44	2		46	32			32
	術後後遺症・副作用																	1			1	4			4	6			6
	その他																	43	2	2	47	30	8	1	39	33	9		42
	グリーフ																										2		2

(参考) がん診療連携拠点病院及び推進病院相談件数

年 度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
高知大学医学部附属病院		1,101 (92)	1,049 (87)	1,055 (88)	1,013 (84)	1,118 (93)	961 (80)
高知医療センター		633 (53)	2,161 (180)	1,044 (87)	903 (75)	1,167 (97)	1,217 (101)
高知赤十字病院		239 (20)	470 (39)	416 (35)	539 (45)	471 (39)	580 (48)
幡多けんみん病院					295 (25)	213 (18)	210 (18)
国立高知病院					40 (3)	190 (16)	599 (50)
がん相談センターこうち	695 (116)	695 (58)	761 (63)	877 (73)	1,193 (99)	1,223 (102)	1,089 (91)
合計	695 (116)	2,668 (222)	4,441 (370)	3,392 (283)	3,983 (332)	4,382 (365)	4,656 (388)

※ () 内は月平均相談数

高知県がん対策推進条例 改正条文概要

- ・ H26. 2. 21 議員提案条例として平成26年2月高知県議会定例会に高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案が提出される。
(提出者 溝渕健夫議員 浜田英宏議員 三石文隆議員 弘田兼一議員)
- ・ H26. 2. 21 本会議で議案の提出者の説明(弘田兼一議員)
- ・ H26. 3. 11 危機管理文化厚生委員会で審査 議案提出理由の説明(明神健夫委員)
- ・ H26. 3. 19 本会議で全会一致で可決成立
- ・ H26. 3. 25 条例公布
- ・ H26. 4. 1 条例施行

現行	
1条	目的
2条	高知県がん対策推進計画
3条	がんの予防及び早期発見の推進
4条	専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
5条	がん医療の水準の向上
6条	緩和ケアの推進
7条	がん患者等への支援
8条	県民に対するがん医療に関する情報の提供のための施策
9条	県民の理解及び関心を深めるための施策
10条	国等との連携
11条	高知県がん対策推進協議会

改正案		
	1条	目的
新規	2条	県の責務
新規	3条	市町村の役割
新規	4条	県民の責務
新規	5条	医療機関等の責務
新規	6条	事業者の責務
	7条	高知県がん対策推進計画
	8条	がんの予防及び早期発見の推進
	9条	専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
	10条	がん医療の水準の向上
新規	11条	小児がん対策の推進
	12条	緩和ケアの推進
	13条	がん患者等への支援
	13条1項	相談窓口の整備
新規	13条2項	小児がん患者や家族等への相談支援
新規	13条3項	セカンドオピニオンを含めた相談体制の充実
新規	13条4項	職場でのがんに関する正しい知識の普及・支援体制の整備
	14条	県民に対するがん医療に関する情報の提供のための施策
改正	15条	高知県がんと向き合う月間
新規	16条	がん教育の推進
	17条	国等との連携
新規	18条	財政上の措置
	19条	高知県がん対策推進協議会

高知県がん対策推進条例 改正の概要

高知県がん対策推進条例が制定された背景

- ・高知県のがん医療の現状等（実態とがん患者会から寄せられた現状等）
 - ・死因のトップであるがんへの対策を求める県民の強い声
 - ・がん医療の地域間格差に伴う患者やその家族負担等
- ・国のがん対策の動き
 - ・国のがん基本法の成立（公布：平成18年6月、施行：平成19年4月）
 - ・がん対策基本法に基づくがん対策基本計画策定（平成19年6月）

高知県のがん対策

- ・高知県がん対策推進条例（公布：平成19年3月、施行平成19年4月）
- ・高知県がん対策推進条例に基づくがん対策推進計画の策定（平成20年3月）など

改正の背景

- ・国の基本計画の改定（平成24年6月）による新たな課題への対応
 - ・小児がん対策
 - ・子どもに対するがん教育の在り方
 - ・就労支援 など
- ・県における新たな課題への対応とがん対策に係る体制の整備・充実による総合的な施策の推進の必要性

改正の概要（改正条例が目指すもの）

【新】責務・役割の明確化と相互連携

県の責務（第2条）

- ・高知県がん対策推進計画に基づき、本県の特性に応じた施策の実行

市町村の役割（第3条）

- ・地域の特性に応じた対策の推進

医療機関等の責務（第5条）

- ・行政機関への協力
- ・適切ながん医療とその情報の提供

県民の責務（第4条）

- ・生活習慣や生活環境の改善等によるがんの予防と早期発見
- ・予防に向けた積極的ながん検診の受診

事業者の責務（第6条）

- ・従業員のがん予防と早期発見の積極的な推進
- ・従業員等が治療・療養・看護できるよう環境整備

新たな課題への対応と施策・支援体制の充実

【新】小児がん対策の推進（第11条、第12条第2項）

- ・小児がん患者及びその家族等への支援体制の整備（第13条第2項）ほか

【新】セカンドオピニオンを含めた相談体制の充実（第13条第3項）

- ・患者等が自ら治療法を選択できる体制の整備

【新】がんに罹患しても安心して働き、暮らせるための支援体制の整備（第13条第4項）

- ・県による就労実態の把握と職場でのがんに関する正しい知識の普及支援体制の整備

【新】高知県がんと向き合う月間（第15条）

- ・10月を「がんと向き合う月間」として、普及啓発事業を実施

【新】児童・生徒へのがん教育の推進（第16条）

- ・子どもへのがんに関する正しい知識を深めて、がん予防・早期発見につなげる

高知県がん対策推進条例をここに公布する。

○高知県がん対策推進条例

(平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号)

改正 平成 24 年 7 月 13 日条例第 42 号 平成 26 年 3 月 25 日条例第 6 号

高知県がん対策推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状を考慮し、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という。)を受けることができることの実現並びにがん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制が整備されることを図るため、がん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)の趣旨を踏まえ、県の責務、市町村の役割並びに県民、医療機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、がん対策の基本となる事項等を定めることにより、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、がん対策に関し、国、市町村、県民、がん患者の団体、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、第 7 条の高知県がん対策推進計画に基づき、本県の特性に応じた施策を講ずるものとする。

(市町村の役割)

第 3 条 市町村は、県、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、それぞれの地域の特性に応じたがん対策の推進に努めるものとする。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響を理解し、がんの予防に努めるとともに、がんを早期に発見することができるよう積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

(医療機関等の責務)

第 5 条 医療機関その他の関係団体及び関係機関は、がんの予防及び早期発見に資するよう、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するものとする。

2 医療機関その他の関係団体及び関係機関は、適切ながん医療の提供に努めるとともに、がん医療に関する情報の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員ががんを予防し、及び早期に発見することができるようがん検診の受診勧奨を積極的に推進するものとする。

- 2 事業者は、従業員及びその家族が、がんに罹(り)患しても、働きながら治療、療養及び看護をすることができる環境の整備に努めるものとする。

(高知県がん対策推進計画)

第7条 知事は、高知県がん対策推進計画(がん対策基本法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進基本計画をいう。以下「推進計画」という。)の策定に当たっては、あらかじめ、第19条第1項の規定により置かれる高知県がん対策推進協議会の意見を聴かなければならない。推進計画を変更しようとするときも、同様とする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第8条 県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保)

第9条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の水準の向上)

第10条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、がん患者のがんの罹(り)患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、前3項に定めるもののほか、必要に応じて、がん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(小児がん対策の推進)

第11条 県は、医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第12条 県は、がん患者に対する緩和ケア(がんによって生ずる身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安を軽減し、がん患者の療養生活の質の維持向上を目的とする医療、

看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、緩和ケアに係る関係団体及び関係機関との連携協力体制の下に、必要な病床の確保、居宅におけるがん患者に対するがん医療の提供その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等への支援)

第13条 県は、第10条第1項の医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、相談窓口の整備等のがん患者及びその家族又は遺族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、相談窓口の整備等の小児がん患者及びその家族又は遺族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、セカンドオピニオン(診断又は治療に関して担当医以外の医師の意見を聞くことをいう。)を含む相談体制の充実その他のがん患者及びその家族を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、がん患者の就労実態を把握するとともに、がんに罹(り)患しても安心して働き、暮らすことができるよう職場でのがんに関する正しい知識の普及及び支援体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対するがん医療に関する情報の提供のための施策)

第14条 県は、県民に対して第10条第1項及び前条第2項の医療機関その他の医療機関においてがん医療に関する情報の提供が行われるために必要な施策を講ずるものとする。

(高知県がんと向き合う月間)

第15条 県は、県民のがんに関する正しい理解及び関心を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるとともに、がん対策の一層の推進を図るため、高知県がんと向き合う月間を設けるものとする。

2 前項の高知県がんと向き合う月間は、10月とし、県は、その期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(がん教育の推進)

第16条 県は、教育機関、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、児童及び生徒ががんに関する正しい知識を深め、がんの予防及び早期発見に関する正しい知識を持つことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(国等との連携)

第17条 県は、国、他の地方公共団体、医療関係団体、医療機関その他の関係団体、関係機関等との連携を図りつつ、がん対策を推進するものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(高知県がん対策推進協議会)

第19条 推進計画に関し、第7条に規定する事項を処理するため、高知県がん対策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月13日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

No.

平成 年 月 日

相 談 者 台 帳

受付者名:

1. 患者名	1) 氏名	お住まいの市町村名		
	2) 年齢	才	3) 性別	男・女
	4) 電話番号			
	お住まいの市町村名			
2. 相談者名	1) 氏名	お住まいの市町村名		
	2) 区分	本人・家族()・友人・一般 医療関係者()・その他()		
	3) 年齢	才	4) 性別	男・女
	5) 電話番号			
	お住まいの市町村名			
3. がんの種類	1) 脳・神経・目 2) 頭頸部 3) 乳がん 4) 肺がん			
	5) 胃がん 6) 大腸がん 7) 肝がん 8) 子宮がん			
	9) 膀胱がん 10) 血液・リンパ 11) 小児がん			
	12) その他()			
4. 発症した年月日	原発	年	月	日
	再発	年	月	日
5. 医療機関名				
6. セカンドオピニオン について	経験の有無	1) あり	2) なし	
	希望の有無	1) あり	2) なし	
7. 受けた治療方法	1) 外科手術		2) 放射線手術	
	3) 抗がん剤治療(点滴・内服薬)			
	4) その他()			
8. 治療状況	1) 治療前 2) 治療中 3) 再発・転移 4) 緩和ケア			
9. 症状の有無	1) あり() 2) なし			
10. 特記事項				

相談記入シート

受付者：

1. 受付日	年 月 日 午前・午後 時 分 相談時間： 分
2. 相談者氏名	
3. 対応方法	1) 来訪 2) 電話 3) その他 ()
4. 利用回数	1) 初めて 2) 2回目以上
5. 相談内容	

受付者：

1. 受付日	年 月 日 午前・午後 時 分 相談時間： 分
2. 相談者氏名	
3. 対応方法	1) 来訪 2) 電話 3) その他 ()
4. 利用回数	1) 初めて 2) 2回目以上
5. 相談内容	

受付者：

1. 受付日	年 月 日 午前・午後 時 分 相談時間： 分
2. 相談者氏名	
3. 対応方法	1) 来訪 2) 電話 3) その他 ()
4. 利用回数	1) 初めて 2) 2回目以上
5. 相談内容	

(別紙1)

業 務 日 誌

日付	平成 年 月 日 ()		開設時間	時 分 ~ 時 分																				
記載者氏名																								
勤務従事者	氏名		従事時間	時 分 ~	時 分																			
	氏名		従事時間	時 分 ~	時 分																			
	氏名		従事時間	時 分 ~	時 分																			
	氏名		従事時間	時 分 ~	時 分																			
報告事項																								
対応者名	相談時間	電話相談		来所相談		メール相談		相談内容 (電話・来所・メール相談)										訪問						
		本 人	家 族	そ 他※1	本 人	家 族	そ 他※2	本 人	家 族	そ 他※3	不 安	セ ビ カ リ オ ン ド	緩 和 ケ ア	転 院	治 療	検 査	生 き 方		治 療 後 の 生 活	医 療 情 報	コ ン フ セ ン ス ト ド	術 後 後 遺 症	グ リ ー フ	そ の 他※4
①	始	:																						
	終	:																						
②	始	:																						
	終	:																						
③	始	:																						
	終	:																						
④	始	:																						
	終	:																						
⑤	始	:																						
	終	:																						
⑥	始	:																						
	終	:																						
⑦	始	:																						
	終	:																						
⑧	始	:																						
	終	:																						
(相談件数が8件を超えた場合は2枚目に記入すること)																								
合 計																								
サロン利用詳細																								
利用時間	:	~	:	(分)		従事者同席		有り・無し																
利用者	人	利用内訳		患者・家族・患者会・その他 ()																				
利用目的																								
「その他」欄の詳細	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																
電話相談 ※1																								
来所相談 ※2																								
メール相談 ※3																								
相談内容 ※4																								

9. 沖縄県

事業名：がん医療連携体制推進事業

運営団体：国立大学法人琉球大学医学部附属病院

1) 設置経緯・背景

- 沖縄県のがん対策は、条例が平成 24 年にできた。県としては、疾病対策としてのがん対策は、必ずしも先行しているとは思っていない。
- 琉大病院内に地域統括支援センターを設置した経緯として、がん診療連携拠点病院やその他の病院と連携をとることを考えた時に、都道府県がん診療連携拠点病院である琉大病院内であれば比較的動きがとりやすい。また、琉大病院にがん患者が多く、患者が多いところの方が連携をとるにも取り組みやすいと考えたため。
- 地域統括相談支援センターは、がん診療連携拠点病院に来にくい人を対象とする、というコンセプト。実際に、現在の地域統括相談支援センターは、医療面など専門性は弱い。そこはがん診療連携拠点病院にあるがん相談支援センターと連携してやっていくことを想定している。

2) 予算

- 平成 25 年度実績では、国と県より各 600 万、計 1,200 万が地域統括支援センターの予算として計上されている。
- 沖縄県の場合、国の補助がなくなれば事業も終了という考え方であり、県の中に位置付けられれば常勤雇用の可能性も出てくるかもしれないが、現状としては常勤雇用は困難。平成 25 年度予算は 1,200 万円だったが、平成 26 年度は 30%削減され 844 万となっている。(他すべて 10%減となっているものの、さらにシーリングがかかったことについては、県に理由を問うたが、説明はなかった)

3) 医療圏・地域性

- 沖縄県の特徴・地域性について、ちょっとしたきっかけがあれば比較的容易に他者との関係性を築くことができる県民性であるが、シビアな話となると若干異なり、ひとりで相談に行くという行動はなかなかとらない。友人同士で連れ立って行くことはある。
- 医療は県の仕事であり、市町村には関係のないことという雰囲気があるため、まずは意識改革が必要。
- 離島住民の 6~7 割は生活に困窮している状況とまではいかないが、貧困層ギリギリのライン。取り組まなければならない課題が山積しており、行政も医療者も疲弊しているためバックアップが必要。2 ヶ月に 1 度は、関係者が同じテーブルに着くこと、当面はそれを目指してやっていきたい。

- 離島支援について、行政・医療者・患者会の接着剤・パイプ役なろうと、市長や行政担当部長に挨拶に行ったり、行政・医療者・患者会合同の研修会を開催したり、患者会のマネジメントについて教えたりしている。また、講演会・相談会など単発のものではなく、次年度につながるような継続性・発展性が見込めるようなことを行うようにしている。

4) 事業概要と体制

- 地域統括相談支援センターは、センター長 1 名（医師）、相談員 1 名（看護師）、事務 1 名の 3 名体制。
- 補助金は、琉大病院に入るため、相談員および事務員は国立大学法人の雇用体系に基づく非常勤職員（技術補佐員）、40 時間非常勤職員として、雇用されている。
- 当初は、県庁前のパレットくもじ等に活動拠点を設けるなどいろいろと検討したが、電気・水道代等、予算建てが非常に使いづらい項目になっており、最終的に琉大病院内に設置することとなった。
- 琉大病院内での設置にあたっては、完全なピアサポーターを置くという話であればまた状況が異なっていたかもしれないが、がん体験者である相談員がもともと看護師資格を持っていたため、相談対応するということになっても特段大きな問題は起こらなかった。
- 琉大病院やその他がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターではできないことを担う、隙間を埋めるという形で棲み分けをしている。
- 地域統括相談支援センターでの相談件数は、平成 25 年度実績で 220 件。国立がん研究センターの相談シートなどを参考に記録し、統計を取っている。
- 沖縄県地域統括相談支援センターでは、がん診療連携拠点病院に相談することができない人・躊躇してしまう人でも相談しやすいよう、ピアサポートの体制整備（ピアサポーターの養成等）を進めている。がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターでは担えない部分を地域統括支援センターが担うという棲み分けができています。
- 離島支援等の地域連携・ネットワーク構築、ピアサポートが活動の柱となっている。ピアサポーターとがん診療連携拠点病院の連携についても、今後取り組んでいく必要がある。
- 平成 23 年 10 月より稼働し始めた。「先駆的」とは言ってもここ数年取り組みであり、住民や患者は相談の場を活用するという自体にまだあまり慣れてないのではないかと思う。また、ピアサポートという概念が広く認知されるようになるにも、もう少し時間がかかるのではないかと思う。
- 相談件数が、もう少し上がってもいいのではないかと思っている。ただし、あと数年しないと、地域統括相談支援センターも、がん相談支援センターも認知されないう。連携もスムーズにやる必要があると考えている。

5) ピアサポートについて

- 地域統括相談支援センターで実施しているピアサポートについて、院内でもまだ十分に認知されておらず連携がとりきれしていない状況。ピアサポーターの立場から医療者に対して説明に出向くこともある。説明しに行っても迷惑がられるようなことはないが、どのような人を紹介してよいのか分からないようである。
- 最近では患者自身が自発的に来る場合も増えてきた。「体験者の話が聞きたい」「他の人がどうしているのか知りたい」という人が自発的に、または紹介されて来室されている。
- サロンやピアサポートの必要性について理解している医療者でも、何をどう始めてよいのか分からなかったり、マンパワー不足で動けていなかったりする。
- 琉大病院、那覇市立病院、中部病院等がん診療連携拠点病院でのサロンは上手くいっているが、それ以外の病院まで手が回らない状況である。また、1対1のピアサポートに関しては、がん診療連携拠点病院等においてもまだ導入できていない。
- ピアサポーター育成のための研修も年1回程度の頻度で開催している。研修修了者にはピアサポーターの心得・緊急時の対応・ピアサポート相談記入シート等をひとまとめにした「がんピアサポート活動記録ファイル」を渡している。
- ピアサポート研修修了生には、がん診療連携拠点病院で定期的開催されるピアサロンや県庁・本屋等で開催されるピアサロンに参加してもらい、ピアサポーターとしての経験を積んでもらっている。ピアサポーターが活躍できる場づくりも地域統括相談支援センターの業務のひとつ。
- 患者会同士の横のつながりが持てるよう、イベントなどで交流ができるよう働きかけたりしているが、患者会全般へのバックアップはまだ十分に取組めていないところなので、今後の課題である。
- 患者会もいろいろなタイプがあったり、目指しているところがさまざま。全体的に要求型であり、まだ自律的に動けるような状況ではなく、病院との信頼関係も十分に築けていない。発展過程にあると考えて、長期的に見ていくことが必要であると考えている。

6) 広報・周知

- 県としては、主にWEB、ホームページの充実を図ることなどを通して地域統括相談支援センターの周知に取り組んでいる。ただ、「地域統括相談支援センター」という名称だと、何を相談してよいのかイメージが付きにくいので、名称については再検討したほうがよいのではないかと考えている。
- 県からの委託で琉大病院のがんセンターを中心にがんサポートハンドブックが作成された。改訂を重ね現在は第4版となっている。がん診療連携拠点病院だけではなく市

中病院や行政機関・図書館等でも配布している。病院におけるハンドブックの配布方法について、県としては「原則医師から患者に渡してもらうように」と各病院に依頼している。がん告知がなされていない場合の配布状況等については不明。パスが進まない背景には、告知が進んでいない現状もあるのではないかとと思われる。

7) 地域との連携、地域への支援について

- 宮古、八重山など離島においても、がんサロンや相談会開催へのニーズがある。
- 昨年度までは2ヶ月に1回のペースで地域統括相談支援センターのスタッフが離島に出向いていたが、予算の関係上、同じような形で続けていくことが難しくなった。そのため、今年度からは離島でリーダーとなるような人に本島に来てもらいがんサロンを見て持ち帰ってもらうなど、各島で自己完結できるようになることを目指して、人材育成や仕組みづくりに取り組んでいる。県がずっと関わるという保証があるわけではないので、自立的に回せるような仕組みづくりが重要である。地域でがん患者を支える基盤づくりは県議会からの関心も高いところである。
- 沖縄県の特徴として、「医療は県が責任を持つべき」という雰囲気が根強くある。地域のことを一番よく知っているのは市町村なので、市町村をもっと巻き込んでいきたいと考えている。

8) 本事業に期待すること、要望等について

- 予算が続く保証があれば動きやすい。
- がん診療連携拠点病院内に設置されていることによるメリットもあるが、院内には相談室もあるため、院外・地域での展開ができるようにしたい。例えば地域であれば夜間対応等もやりやすくなるのではないかと思う。
- あらゆる相談に対応できるようなワンストップ機能を持たせるといっても、医師・看護師・ソーシャルワーカーなど専門的に対応できる体制を整えようとするれば、途端に数千万規模の予算が必要になってしまう。どこまでをもってワンストップとするのかミニマムの条件を示してもらえるとよい。
- 沖縄県の場合は都道府県がん診療連携拠点病院内に地域統括支援センターを置いたことや、ピアサポートに特化していることなどから、特殊型のひとつだと考えている。理想型は理想型でミニマムを示してもらうことも重要であるが、県ごとに事情が異なるため、それらの事情を許容できるような自由度や柔軟性を残してもらう必要もある。
- 基本A（ワンストップ型・理想型）、特殊B、特殊C、特殊Dという形でまとめてもらえるとよい。
- 中央でまとめられた文章や文言は、県や病院幹部と交渉する際に重要な機能をもつ。どのようにでも解釈できるような書きぶりだと、やすきに流れてしまうため、理想は理想としてしっかりと書いてもらうことが重要である。

【調査項目】に関する事前回答

1. 基本項目

(1) 名称

沖縄県地域統括相談支援センター

(2) 住所（施設内にある場合はその施設名も）

〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町上原207番地 琉球大学医学部附属病院3階外来フロアー

(3) 設立年月日

平成23年10月11日

(4) 設立の趣旨と経緯

<経緯>

本県でがんに罹患する者は毎年約5,000人前後と推計されているが、がん診療連携拠点病院に設置されている3箇所の相談支援センターの平成21年度相談件数は580件となっており、相談支援センターの利用率の低迷が問題となっている。相談員(医療従事者等)に相談できず、不安・悩みを抱えているがん患者、家族も多いことから、患者会等でピアサポートを実施できる人材を育成し、相談支援センターと連携した切れめない相談支援体制の推進を図る必要がある。

<目的>

地域統括相談支援センターを設置し、県独自の研修プログラム及び日本対がん協会が作成した研修プログラムを用いて県内の相談支援センター、患者会等でピアサポートを実施できる人材を育成することで、がん患者関係者の悩み・不安の軽減を図る。

(5) 条例等との兼ね合い（設立の基になる制度は）

(6) 予算

平成23年度	8,686,000円
平成24年度	11,000,000円
平成25年度	12,000,000円
平成26年度	8,440,000円

2. 相談体制

(1) 相談員、事務員の人数（専従・兼務）、職種・バックグラウンド等

センター長1名、相談員1名、事務員1名の計3名体制

- ① センター長：兼務、琉球大学医学部附属病院がんセンター長との兼任、血液・腫瘍内科医
- ② 相談員：専従1名、がんサバイバー・看護師
- ③ 事務員：専従1名

(2) 活動・対応の範囲と分野

① がん相談業務(ピアサポート)

がんを体験した相談員が、患者やその家族が抱えているがんについての不安や悩みについて、話を聞きアドバイスをするなど、がんに関する相談業務を行う。相談対応は当センターの定める「がんピアサポーターの心得」に則って行う。

② がんピアサポーターの人材育成

当センターでは平成 23 年度からがん体験者の方を対象にがんピアサポーターを養成するための研修会を開催している。過去 4 回研修会を行い、総勢 45 名の方がピアサポーターとして様々なサロンや患者会で活動している。

③ 小児がん経験者への活動支援

小児がんを経験したことのある方を対象に、病気のこと、学校や仕事や結婚のことなどを率直に話し合い、小児がんをとりまく様々な問題について考え、心の交流を図るための会を開催支援を行っている。

④ 希少がんに関する情報提供

米国立がん研究所が配信する PDQ®(Physician Data Query®)日本語版や NCCN Clinical Practice Guidelines in Oncology®日本語版から、いわゆる希少がん一覧表を作成掲示し、来訪者には希望のがん種の情報提供（印刷物の配布も含む）を行っている。

⑤ ホームページ等による情報提供

ピアサポートやがんサロン、患者会、希少がん、小児がんに関する情報提供を行っている。

(3) 利用者の紹介について（対応しきれない相談についての紹介先、連携、情報収集方法等）

① 対応しきれない相談についての紹介先

社会制度や医療機関情報等の専門分野に関しては、沖縄県のがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターである琉球大学医学部附属病院医療福祉センター、沖縄県立中部病院医療相談支援センター、那覇市立病院がん相談支援センターを紹介している。

相談内容が医療事故等による訴訟問題へと繋がる可能性がある場合は、沖縄県医療安全相談支援センターで対応してもらうよう情報提供を行っている。

② 連携

前述の3つのがん相談支援センターと琉球大学医学部附属病院がんセンターと連携している。

③ 情報収集方法

当院MSWや緩和ケア認定看護師またはセンター長へ相談し情報を得ている。また、国立がん研究センターがん対策情報センターホームページ等からも情報を得ている。

(4) 相談内容の保存（保存方法・期間、個人情報等）

平成 24 年 1 月よりピアサポーターによる相談業務開始（8 月 18 日現在までの相談件数：522 件）

相談内容は、国立がん研究センターがん対策情報センターにて公開されている相談対応シートを活用し、入力データは所定サーバ内フォルダに保存、また出力紙は施錠付きキャビネットに保管している。

(5) 相談受付時間、土日・休日、電話相談、面談相談、予約の有無

① 相談受付時間：月曜日～金曜日 9時～16時

- ② 土日・休日：対応していない。
- ③ 電話相談：前記時間帯に対応をしている。
- ④ 面談相談：

原則的に相談室にて面談を行っている。院内職員より依頼がある場合は、病棟や外来化学療法室へ出向き面談を行っている。その他、週に数回程度、外来化学療法室や病棟を訪問し、当センター窓口の案内を行い、相談室への誘導を図っている。

⑤ 予約の有無

原則として、予約しての相談を行っている。しかし、時間に空きがある場合は、予約なしの来訪でも面談を行っている。

(6) 相談員への研修の有無

相談員への研修を積極的に行っている。

- ①「第1回がんピアサポーター養成基礎講座」修了（当センター主催、平成23年12月）
- ②「第1回緩和ケア入門セミナー」修了（日本緩和医療学会主催、平成24年6月）
- ③「第2回緩和ケア入門セミナー」修了（日本緩和医療学会主催、平成25年6月）
- ④「サイコオンコロジー研修セミナー～一般医療者・看護師コース～」修了（日本サイコオンコロジー学会学術総会主催、平成25年9月）
- ⑤「がんサロン研修会」オブザーバー参加（がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業、平成25年10月）
- ⑥「九州がんプロフェッショナル がん看護エキスパートコース」修了（平成26年2月）

(7) 相談員の待遇

勤務時間 平日（月～金）8時間／日勤務 土日祝祭日休み

身分：琉球大学医学部附属病院非常勤職員（技術職員）

給与：本院規定による

手当：通勤手当、期末勤勉手当、超過勤務手当等

3. 広報・周知方法

(1) 市民への周知・アナウンスの方法（記者発表、広報紙への掲載、その頻度等）

- ① ホームページの開設
- ② チラシや案内カードを作成し、沖縄県内のがん診療を行っている全ての医療機関(約300施設)や関係施設や団体等へ掲示や配布依頼(2回/年)を行っている。
- ③ 月1回程度新聞無料掲載欄(2社)にて、相談窓口の案内を行っている。

■週刊レキオ（琉球新報副読紙）

2013年11月28日（木）掲載

相 談

◇がん体験者によるがん相談受付 平日(月)～(金)9時～16時 地域統括相談支援センター
 琉大病院3階フロアー 無料 秘密厳守
 ☎098(942)3407〔上原・島袋〕

- ④ テレビ、ラジオ、新聞等でイベント開催時の告知（沖縄県庁記者クラブへのプレスリリースや事前の説明会の開催）や当日取材などにより当センターの周知活動を行っている。

■ 沖縄タイムス 2014年8月4日（月）掲載



⑤学会での活動報告

- 1) 上原弘美, 増田昌人: 沖縄県におけるがんピアサポート. 第51回日本癌治療学会学術集会. 日本癌治療学会誌 48: 1087, 2013.
- 2) 上原弘美, 棚原陽子: 看護師としての臨床経験を有するがんピアサポーターによるがんピアサポート. 第27回日本がん看護学会学術集会. 日本がん看護学会誌 27: 149, 2013.
- 3) 増田昌人, 上原弘美, 島袋香織: 沖縄県地域統括相談支援センターによるがんピアサポーター養成とその活動への支援. 第19回日本緩和医療学会. 370, 2014

(2) 行政相談との関係（役所等での相談）

沖縄県庁1階ロビーにてがんサロンを開催した(過去2回 計6日間開催)

4. 地域（県内）での位置づけ

(1) 病院の相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況

現在定期的な会議は行っていないが、当センター主催のピアサポート研修会や講演会等の開催の都度、協力依頼や情報交換を行っている。

(2) 関係諸団体（県外を含む）との関係（医師会、医療安全支援センター、地域包括支援センター等）

相談内容が医療事故等による訴訟問題へと繋がる可能性がある場合は、沖縄県医療安全相談支援センターで対応してもらうよう情報提供を行っている。

5. がん相談体制における県内での役割（どの部分を担当しているのか、目指す方向は）

がん診療連携拠点病院がん相談支援センターが専門的な相談支援体制をおこなっているため、当センターは沖縄県内のがん相談支援センターの対応が不十分と思われる分野を担当している。

具体的には、①がん相談業務(ピアサポート)、②がんピアサポーターの人材育成、③小児がん経験者への活動支援、④希少がんの情報提供である。

また、琉球大学医学部附属病院がんセンターと連携して、離島のがん患者さんとその団体に対する支援を行っている。

【考察】

平成 23 年度（2011 年度）に都道府県がん対策推進事業の拡充（がん総合相談事業）の一環として始められた地域統括相談支援センターの設置は、平成 25 年度時点で全国 9 カ所となっている。今回の訪問ヒアリング調査を実施した 9 カ所の設置経緯や背景は、「地域統括相談支援センター」の位置づけでの活動となっているものの、設置の前身が、平成 23 年度以前にさかのぼるものや、事業が紹介された後に県のがん対策推進計画や条例に基づき設置されて活動がはじまったものなど、その設立経緯や背景は各県の事情が反映し、大きく異なっていた。

地域に即したさまざまな活動展開

活動範囲や内容については各県で大きく異なり、平成 23 年度当初に厚生労働省が示した都道府県地域統括相談支援センターに想定された活動の全体をイメージした包括的な活動が行われていたのは、2 カ所（富山県、三重県）にとどまり、その他は、一部の活動を担うものとなっていた。その県や地域での課題や力を入れたいところ、また委託先の組織や団体の特性によっても異なり、異なる展開の中でのそれぞれの工夫や地域の中での特性や強みを生かしたものとなっていた。

たとえば、宮城県では、宮城県対がん協会内に設置された地域統括相談支援センターが、同事業所内で行われているがん検診事業ですでに培われているネットワークを生かした広報活動を実施したり、富山県のように市内の社会福祉協議会内に設置された地域統括相談支援センターでは、市民が立ち寄りやすい立地を生かした相談窓口の設置や設置前の行われた県内のがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターのヒアリングを通して、がん相談支援センターが困難を抱えている広報活動などのとりまとめ役を行うといった活動も行われていた。また奈良県では、がん診療連携拠点病院の設置されていない相談対応空白地域のがん相談の充実を目的として、その地区の保健所で、県内のがん診療連携拠点病院の相談員らが定期的ながん相談やサロンを開催するなど、限られた予算の中で、その地域に即した活動展開が行われていた。

地域の事情に合わせた活動展開しやすい支援

その地域の地理的な背景や人口、その地域で活用できる資源（拠点病院数やその他の支援施設、サポート源、人的資源など）は大きく異なる。また 1 / 2 補助の事業の中では、当然、都道府県による財政等の影響を大きく受ける。そうした中で、各地域の地域統括相談支援センターが、地域の背景によりさまざまな形で設立され、それを発展させてきていることは、まだ設置されていない地域にとっても非常に参考になるものと考えられる。また 9 つの地域統括相談支援センターの設立や発展経緯から、より効果的に各地で地域統括相談支援センターを機能させるためには、決まった姿でなく、県の事情に合わせて発展させやすい形で活動できるような事業形態や支援が求められているのではないかと考えられ

た。

地域統括相談支援センター間の情報共有の必要性とさらなる活性化への期待

他方、県の中だけで発展させていくことで、見えない（見えにくくなってしまう）ものもあると考えられた。たとえば、ほぼすべての地域統括相談支援センターの関係者は、他県での取組みに関心をもっていた。県の事情に合わせて発展させるということは、新たな視点での工夫が求められる。すでに実績を積んできている各地域統括相談支援センターで行っている活動や事業の発展経緯や活動内容が共有できる場が必要であると考えられる。それにより、既存の地域統括相談支援センターの活性化がさらにはかれるものと考えられる。

地域全体でのがん相談の充実と充実に向けた役割や機能の変化

地域統括相談支援センターが行う活動として、いくつかの地域では、がん診療連携拠点病院だけでは担えない機能、担いにくい機能の充実といった視点での地域統括相談支援センターの役割が指摘されていた。たとえば、がん診療連携拠点病院内ではなく、地域の中に置かれることの意味やそれによりできる活動の範囲の違いとして、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターよりも、地域全体に対して行う活動がしやすく、働きかけやすくなること、がん診療連携拠点病院間やがん診療連携拠点病院の活動からは漏れやすくなるがん診療連携拠点病院間の活動のマネジメントやまとめ役の機能を担いやすいなどがあげられていた。またこれらの活動は、各地のがん対策事業の活性化やがん相談支援センターの活動の充実に伴い、平成 23 年度当初と比べて地域の中で充実すべき課題が変化し、地域統括相談支援センターが担うべき活動の範囲も変化してきていることがうかがえた。そうした意味では、当然ながら、地域統括相談支援センターのみの活動の充実だけではなく、各県内そして全国のがん相談支援体制の充実といった視点から、他のさまざまな活動との兼ね合いを含めての調整機能や全体を見渡した活動のあり方がさらに重要となってきたといえる。

利用者が安心して利用できる窓口であるための押さえるべきポイントの整理

各地で異なった形で発展してきている地域統括相談支援センターではあるが、利用者が安心して利用できる窓口であるかという視点は、本質的に不可欠なポイントとしてあげられる。地域統括相談支援センターに限った話ではないが、相談を受けるというセンシティブな内容を取り扱う体制があるかどうか、個人情報取り扱いや、その場で対応しきれない場合や緊急時の相談の取扱い、相談を受ける相談員の資質や教育・研修体制、相談員を支える体制があるかどうかは、相談を受ける体制の前提として不可欠である。特に、がん診療連携拠点病院内ではなく、地域に置かれた窓口である場合には、一からその体制をつくらなくてはならないこともあるであろう。このような前提とすべき最低限の要件は、県

の予算や事業の委託先の条件によって左右されてはならず、それにより利用者の不安が大きくなるといったことは、あってはならないことである。

いくつかの地域統括相談支援センターからは、相談員の教育や研修を受ける場がないことが指摘されていた。がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター相談員は、がん診療連携拠点病院の整備指針により、国立がん研究センターの行う研修を受けることとなっているが、現在、地域統括相談支援センターの相談員にはそのような縛りはない。またがん相談支援センターが置かれるがん診療連携拠点病院は、厚生労働省から指定されるために、多くの診療上の要件や条件を満たしている病院であり、設置基準とされる 2 名の相談員で成り立ちうるのは（必ずしも十分な人数ではないとの指摘もあるが）、がん診療連携拠点病院のその他の支援体制や相談のつなぎ先などの資源をすでにもつからとも言える。こうした一少なくとも利用者が安心して利用できる一相談体制をがん診療連携拠点病院の外でつくるには、どのような要件を満たす必要があるのか、相談を受ける体制として不可欠なポイントとその整備体制の必要性を明確にして、かつ、それらをわかりやすく市民に公開していくことも必要である。そして今後設置しようとする地域で参考にできるようにすることが必要であると考えられる。

◆平成23年～25年度設置 各地の地域統括相談支援センター・主な内容

県名 (設置年)	予算(平成26年)	設置場所	相談員等	相談員研修	活動内容	紹介等の連携	広報	がん相談体制での役割・特色
宮城 (平成23年) 前身組織設置年 (平成22年)	5,070千円	宮城県対がん協会	看護師2(専従) =週に各3日、2人が 重なるシフトは週1日	緩和医療学会等の 学会や各種の研修 会に参加	相談、がんサロン講師 派遣、ピアサポーター 養成、患者会支援、支 援ネット構築へ	医療機関、就職あっせん 窓口、患者会等の紹介	検診現場でパンフ 配布、自治体広報 紙、HP、チラシ	検診機関にあり、健康時からが ん相談を知ってもらえる (東北大病院包括的がん医療 推進室との連携)
千葉 (平成23年)	4,800千円	千葉県がんセンター	看護師1(専従) 事務員1(専従) =相談兼務	国がんの研修、相 談支援センター相 談員指導者による 指導	面談・出張相談、ピア サポーター養成、がん サロン支援、がん情 報・医療機関情報の提 供、療養相談	相談支援センター	県の広報紙、がん サポートブック、HP (ちばがんナビ)	患者サロン等のイベント情報を 紹介するなどがん情報の発信 や患者交流の拠点
富山 (平成25年)	18,226千円	県社会福祉総合会館	看護師1(専従) 保健師2(専従) 事務員1(専従)	相談員基礎研修、 県内外視察	相談、情報提供・検 索、本の貸出、ピアサ ポーター養成、がんサ ロン等患者交流支援	拠点病院、労働局、ハ ローワーク、社会福祉協 議会	広報紙、番組、県・ 社協のHP、記者発 表	拠点病院、医師会との連携、病 院で対応が難しいこと(がん教 育等)への対応、啓発
山梨 (平成24年)	1,700千円	山梨県健康管理事業団	ピアサポーター2～3、 保健師1(兼務)、看護 師1(兼務)、医師1(兼 務・外部) =予約、事務1(兼務)	県主催のピアサ ポーター養成講座	相談(保・看は火曜午 後、医師は適宜)	ホスピス協会、患者会 (ピアサポーターはのぞみ の会)、協力医ら。相談 支援センター。セカンドオ ピニオンの紹介はしない	広報紙、新聞等、名 刺大のカード、チラ シ	月の最終相談日に「ふりかえり 会」。相談日の最後にクールダ ウン
三重 (平成23年) 前身組織設置年 (平成19年)	12,189千円	三重県健康管理事業センター	看護師4 (職員2、非常勤2) 事務1(管理者)	国がんの研修、ネッ トの養成講座、公開 講座、勉強会	相談、フォーラム、が んサロン、患者会支 援、ピアサポーター・ボ ランティア養成、療養 支援、遺族支援	患者会、緩和ケア病棟、 在宅医の紹介	チラシ・パンフレッ ト、HP、新聞掲載、 サロンは市の広報 に	地域で暮らす患者・体験者の支 援
奈良 (平成24年)	115千円	吉野保健所 (年に3回、窓口を開設)	保健所の保健師、拠 点病院の専門看護 師、ピアサポーター (専従なし、適宜派 遣)	保健師が拠点病院 の協議会分科会に 参加	医療情報の提供、不 安等の相談(専門的相 談は対象外)、医療の 全般的な制度説明、 がんサロン	他地域の拠点病院と連 携	チラシ、HP	拠点病院のない南和地域で唯 一の相談窓口
山口 (平成26年)	6,000千円	県庁	看護師1(専従)	相談支援センター の一緒に研修会、 事例検討会。連絡 会にも参加予定	生活や就労等の相 談、相談窓口・患者交 流会・セカンドオピニ オン紹介	相談支援センター・拠点 病院など	HP、チラシ等	アドバイザーに山口大等の医師 4、専門看護師1、ケアマネ2、社 労士1
高知 (平成23年) 前身組織設置年 (平成19年)	11,750千円	男女共同参画センター	相談員2(専従) =患者家族、臨床検 査技師 事務2(専従)	国がんの研修、ス ピリチュアル研修、 学会等(予算確保)	悩み傾聴、医療・医療 機関情報提供、セカ ンドオピニオン同行(交 通費患者側)、空き家 を借り交流会	拠点病院相談窓口、セカ ンドオピニオン紹介	ポスターやカードを 作り病院に掲示、 HP	拠点病院等と意見交流会
沖縄 (平成23年)	8,440千円	琉球大学病院	看護師1(専従) =乳がん体験者 事務1(専従)	学会の研修会等	ピアサポ、ピア養成、 希少がん情報提供、 小児がん体験者活動 支援	拠点病院相談窓口、医 療安全相談支援セン ター	チラシ300施設、 HP、月1回新聞2紙 掲載	相談支援センターの補完